

新宿区基本構想 素案
新宿区総合計画 素案
新宿区第一次実行計画 素案

(概要版)

平成19(2007)年8月

新宿区

基本構想・総合計画・実行計画 素案（概要版） 目次

新宿区基本構想 素案（概要版）

第1章 基本構想の見直し及び総合計画策定の背景	1
第2章 基本理念	2
第3章 めざすまちの姿	3
第4章 まちづくりの基本目標	4
第5章 区政運営の基本姿勢	7

新宿区総合計画 素案（概要版）

新宿区総合計画の概要

計画の目的	9
計画の位置付けと体系	9
計画の役割	10
計画の期間	10
計画の構成	10
計画の体系表	11

めざすまちの姿・めざす都市の骨格

めざすまちの姿	12
まちづくりの基本目標	13
めざす都市の骨格	15

(3) 計画の内容

「まちづくり編」

基本目標ごとの計画の内容

施策体系	まちづくり編	19
------	--------	----

まちづくりの基本目標	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	21
------------	--------------------------	----

まちづくりの基本目標	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	22
まちづくりの基本目標	安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち	23
まちづくりの基本目標	持続可能な都市と環境を創造するまち	24
まちづくりの基本目標	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	25
まちづくりの基本目標	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	26

まちづくり方針

1	土地利用の方針	27
2	都市交通整備の方針	33
3	防災まちづくりの方針	38
4	みどり・公園整備の方針	42
5	景観まちづくりの方針	46
6	住宅・住環境整備の方針	49
7	人にやさしいまちづくりの方針	51

地域別まちづくり方針

1	基本的な考え方及び地域の区分	53
2	地域別まちづくり方針	54
2 - 1	四谷地域まちづくり方針	54
2 - 2	笹塚地域まちづくり方針	58
2 - 3	榎地域まちづくり方針	62
2 - 4	若松地域まちづくり方針	65
2 - 5	大久保地域まちづくり方針	69
2 - 6	戸塚地域まちづくり方針	72
2 - 7	落合第一地域まちづくり方針	76
2 - 8	落合第二地域まちづくり方針	80
2 - 9	柏木地域まちづくり方針	84
2 - 10	新宿駅周辺地域まちづくり方針	88

都市計画法第18条の2に基づく都市マスタープランの範囲は、
目次に 印のついた部分です。

「区政運営編」

区政運営の基本方針	93
計画の目標と取組みの方向	94
基本目標 好感度一番の区役所の実現	
基本目標 公共サービスのあり方の見直し	

新宿区第一次実行計画 素案（概要版）

1 実行計画策定の基本的考え方

計画の目的・性格	97
計画の期間	97
計画の構成	97
財政収支見通し	98

2 施策別体系事業

まちづくり編	99
区政運営編	108

新宿区基本構想 素案
(概要版)

第1章 基本構想の見直し及び総合計画策定の背景

新宿区では、平成9年に「新宿区基本構想」を策定し、21世紀初頭を展望した区の将来像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」と決めました。同時に、この基本構想を実現するため、具体的な施策の方向性を示した「新宿区基本計画」を10年間の計画期間として策定し、これを行政運営の基本として、その着実な推進を図ってきました。

しかし、我が国は今、急速に少子高齢化が進み、人口減少が始まるという、これまでに経験したことのない事態に直面しています。新宿区においては、ここしばらくは人口の微増が続くものと思われませんが、その後は人口減少局面を迎えるものと推測されます。人口減少社会の到来は、わたしたちの暮らしのさまざまな場面にその影響を及ぼし始めており、的確な対応が求められています。

また昨今は、これまで確実に強固なものとして信じられてきた安全・安心についても、信頼が大きく揺らいでいます。

さらに、大量生産・大量消費をもたらした現代社会は、大量の廃棄物を発生させるとともに深刻な環境破壊をまねいています。

一方、地方分権改革が進む中、自治意識の高まりを受け、区民のまちづくりへの参加や行政サービスへの関心が高まっており、地方自治体のあり方が一層問われる時代を迎えています。

こうした社会経済情勢の変化にともない、行政には政策の選択や事業の効果について評価し、説明責任を果たすことが、これまで以上に求められています。

同時に、これまで専ら行政が担ってきた公共の分野についても、行政だけではなく、区民、地域団体、NPO、企業など多様な主体が、相互の信頼に基づき、それぞれ責任を持って、担い合う社会の実現が求められています。

そのため、これからはまちづくりを進める基本姿勢として、新宿区がめざすまちの姿を明らかにし、それをまちづくりのすべての主体が共有することが重要となります。

また、地域分権、地域主権の時代にあっては、それぞれの自治体や地域が、その個性や特色を活かしたまちづくりを進めることが大切です。さらに、これからは次代を担う子どもたちにしっかり引き継いでいくことができる、持続可能なまちづくりが求められています。

これらの点を踏まえ、今後も区民が安心して心豊かに住み続けられる新宿区を実現していくため、基本構想を見直し、平成20年度からの新宿区の進むべき方向性を明らかにする、新たな基本構想を策定するとともに、基本計画と都市マスタープランとを総合化した一体的な計画として、新たに総合計画を策定するものです。

第2章 基本理念

わたしたちは、新しい基本構想の根底を貫く考え方として、次の三つの理念を掲げます。

< 区民が主役の自治を創ります >

区政の主役は区民であり、区政のあらゆる局面において、区民の意志を尊重し、区民の意欲や創意工夫を活かしたまちづくりを進めます。また、区民の参画と協働により、それぞれの地域の個性ある生活や文化を重視して、豊かな地域社会を創ります。

< 一人ひとりを人として大切にする社会を築きます >

新宿区は、多くの人々が暮らし、働き、学ぶ場であり、また憩い、くつろぎ、楽しむ都市です。この多様性と懐の深さを積極的に捉え、区民一人ひとりが、互いの多様な個性を理解し合い、認め合うとともに、地域の一員として共に生きていく福祉社会を築きます。

< 次の世代が夢と希望を持てる社会を目指します >

新宿の土地、自然、歴史、文化などのまちの記憶を共有するとともに、今を生きる人だけでなく、次の世代も、夢と希望を持って、心豊かに平和に生きることが出来る安定した社会を目指します。そして、次の世代にも引き継いでいくことができる、将来にわたって持続可能な社会を創っていきます。

【考え方】

現基本構想の基本理念は、「人間性の尊重」「自立と交流連帯」「地域性の重視」の三つを掲げています。これらはいずれも引き続き区政運営において重視すべき理念ですが、社会経済動向の変化や新宿区基本構想審議会からの答申などを踏まえ、「自治意識の高まり」「共生の重視」「未来への責任」という視点から、今回、基本理念を新たに設定しました。

新しい基本構想における「区民」という用語については、基本的には、新宿区に住む人々はもとより、新宿区に働き、学び、集い、憩う、多くの人々を含む、広い概念として捉えています。

第3章 めざすまちの姿

新基本構想では、三つの基本理念を踏まえ、おおむね20年後の平成37年(2025年)を想定した新宿区の「めざすまちの姿」を次のとおり定めます。

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

【考え方】

『新宿力』とは、ひとつは自然や歴史、文化芸術、経済活動等を背景にこれまで新宿が蓄積し培ってきた豊かな地域の力です。もうひとつは多様性、先端性を受容する都市としての懐の深さを背景に、新宿に集まる多種多様な人の持つ無限に広がる未知のエネルギーです。この二つを包括的に表現したのが『新宿力』です。

『新宿力』は、新宿に住む人々はもとより、新宿に働き、学び、集い、憩う多くの人々による「自分たちのまちは、自分たちで担い、自分たちで創りあげたい!」という《自治の力》を象徴的に表したものです。

この『新宿力』とは何かを自問するところから、わたしたちのこれからのまちづくりが始まります。

『新宿力』を原動力として、わたしたちは、これからも多様な人々との交流を深め、活発化することにより、「にぎわい」がみなぎる新宿を創造していきます。また、同時にわたしたちは、都市としての「やすらぎ」も大切と考えます。「やすらぎ」と「にぎわい」が共存し、調和したまち・新宿の未来を、次世代を担う子どもたちの将来を見据え、わたしたちは創造していきます。

第4章 まちづくりの基本目標

「めざすまちの姿」の実現に向け、次の六つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

まちづくりの基本目標

【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】

まちづくりの基本目標

【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】

まちづくりの基本目標

【安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち】

まちづくりの基本目標

【持続可能な都市と環境を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】

まちづくりの基本目標

【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

【考え方】

まちづくりの基本目標は、生活者の視点を踏まえた大きな括りとしての「生活課題」に即したものとして設定しています。このため、必要に応じて、縦割りの行政分野別に捉われない横断的なものとなっています。

- ・ 基本目標 は、「自治」の観点から捉えています。
(他の五つの目標を下支えする役割を担います。)
- ・ 基本目標 は、「人の育ち、成長」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「日々の暮らし」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「都市の骨格、機能」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「都市の魅力、楽しさ」の観点から捉えています。
- ・ 基本目標 は、「文化、産業」の観点から捉えています。

基本目標 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

基本目標 だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができると社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

基本目標 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。

基本目標 持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標 まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたい賑わいと活力あふれるまちを目指します。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創造していきます。

第5章 区政運営の基本姿勢

めざまちの姿や、まちづくりの六つの基本目標を実現していくにあたり、区は以下の基本姿勢で区政運営に取り組めます。

1 区民起点の区政運営を行います。

区政の主役は区民です。区は、区民のより豊かな暮らしの実現のためにあります。そのことが区政運営の起点です。新宿区は、「区民の、区民による、区民のための区政」を目指し、区民起点の区政運営を行います。

区民を起点とした区政運営とは、自分の仕事や行動が、「区民が本当に求めているのか、区民のためになるのか」という原点に絶えず立ち戻り、検証することです。区政の原点を、一人ひとりの職員が常に念頭において職務を遂行する、区民起点の区政運営を行っていきます。

2 参画と協働を基本に、区民の知恵と力を活かす区政運営を行います。

分権時代にふさわしい自治の実現を目指し、参画と協働を基本とするまちづくりを進めます。

区民の知恵と力を活かした協働の取り組みや、区民のまちづくりへの主体的な取り組みを推進していくことにより、一歩ずつ住民自治の実現を図ります。

そのためには、参画と協働の前提となるまちづくりの課題や目標を区民と区が共有できるよう、区政の情報公開をより一層推進します。

そのうえで、行政として本来果たさなければならない社会のセーフティネットやルールづくり、多様な主体に対するコーディネートなどについて、区は積極的にその役割を果たします。

3 地域力を高める区政運営を行います。

地域の課題は地域が主体となって、自らの創意と工夫により解決できるよう、地区協議会に対する人的及び財政的支援を充実し、地区協議会の機能強化を促進します。

また、特別出張所については、地域コミュニティを支える核として、さらに、地域と行政とをつなぎ、結ぶ窓口として、その機能の充実を図ります。

そうした取り組みを通して、地区協議会がNPOや専門家等の多様な主体との連携により、地域の課題を自ら発見し、自ら解決していく力を一層高めていくことを支援していきます。

4 区民に成果が見える区政運営を行います。

「何を行ったか」を重視する区政から、「区民生活にどのような成果をもたらしたのか」を重視する区政へと転換を図ります。

計画の進行管理を行い、その成果を区民が評価できるしくみを組込みます。

こうした評価と予算・決算との連動を図ることで、計画の実質化・実効性の確保を図るとともに、区民の評価を反映した施策や事業の見直しを柔軟に行います。

5 効率的・効果的な区政運営を行います。

人員や予算等の限られた行政資源を最も効率的・効果的に活用することがいつの時代でも重要です。政策の優先度を明らかにするとともに、職員一人ひとりが適切なコスト意識を持ち、効率的・効果的な区政運営を目指します。

政策目標に対し、実施効果がどの程度上がっているのか、行政評価の手法により、経済性、効率性、有効性の各面から検証していくしくみを充実します。

6 職員の力を活かす区政運営を行います。

区民ニーズに的確に対応した区民サービスを提供するためには、職員の意識改革を進め、職員一人ひとりが常に、明確な目標と意欲を持って職務に従事することが重要です。

そのためには、組織目標と職員の個人目標が一致するとともに、職員の意欲や能力、職務の実績が適切に評価され、人事給与制度に反映されるしくみが必要です。

分権時代にふさわしい行政感覚と現場・現実を重視する職員が育つ環境づくりを進め、職員の力が最大限に活かされる区政運営を行います。

新宿区総合計画 素案
(概要版)

(1) 新宿区総合計画の概要

計画の目的

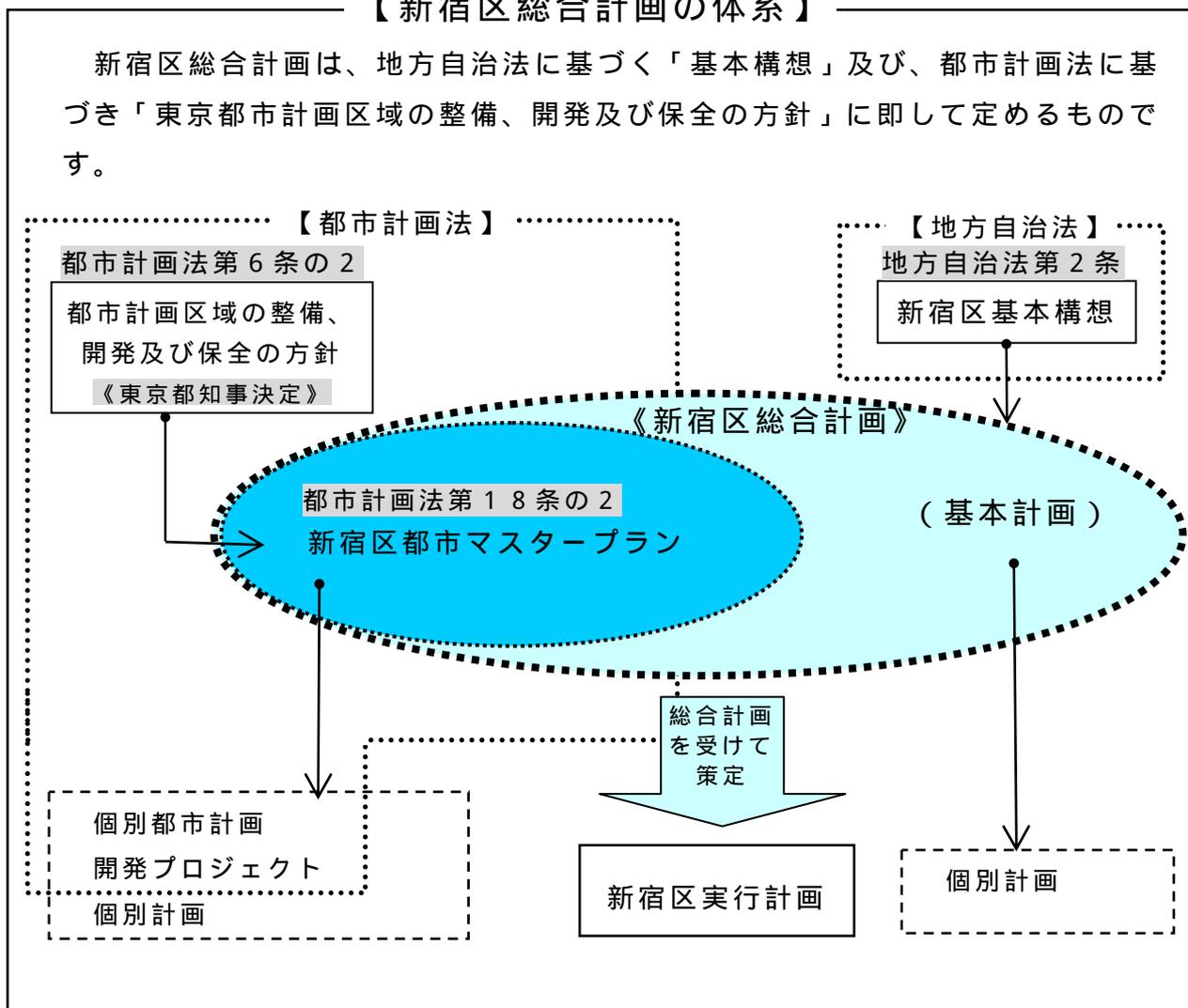
新宿区総合計画は、地方自治法第2条に基づく「新宿区基本構想」で示される「めざすまちの姿」を実現するためのまちづくりと、そのまちづくりを推進し下支えする区政運営の方向性を示すものです。

計画の位置づけと体系

新宿区総合計画は、基本構想を実現するために、これまで定めてきた「基本計画」と、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」との性格を併せもち、これらを一体的な計画として策定するものです。

また、社会福祉法第107条に基づく「地域福祉計画」の内容も取り込んだものとなっています。

【新宿区総合計画の体系】



計画の役割

新宿区は、この総合計画のもと、区民等の参画と協働を得て、新宿区の施策を計画的に執行していきます。総合計画の主な役割は、次のとおりです。

基本構想で掲げる「めざすまちの姿」の実現に向けた施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針

区民等と区政とが協働してまちづくりを進めていくための指針

新宿区が定める個別計画を総合的に調整する指針

都市計画など、都市整備に関する計画の作成にあたっての総合的な指針

計画の期間

平成20年度(2008年度)を初年度とし、平成29年度(2017年度)までの10年間を、新宿区総合計画の期間とします。都市計画に関する基本的な方針については、概ね20年後を展望して、めざす都市の骨格やまちづくり方針を示しています。

ただし、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画の構成

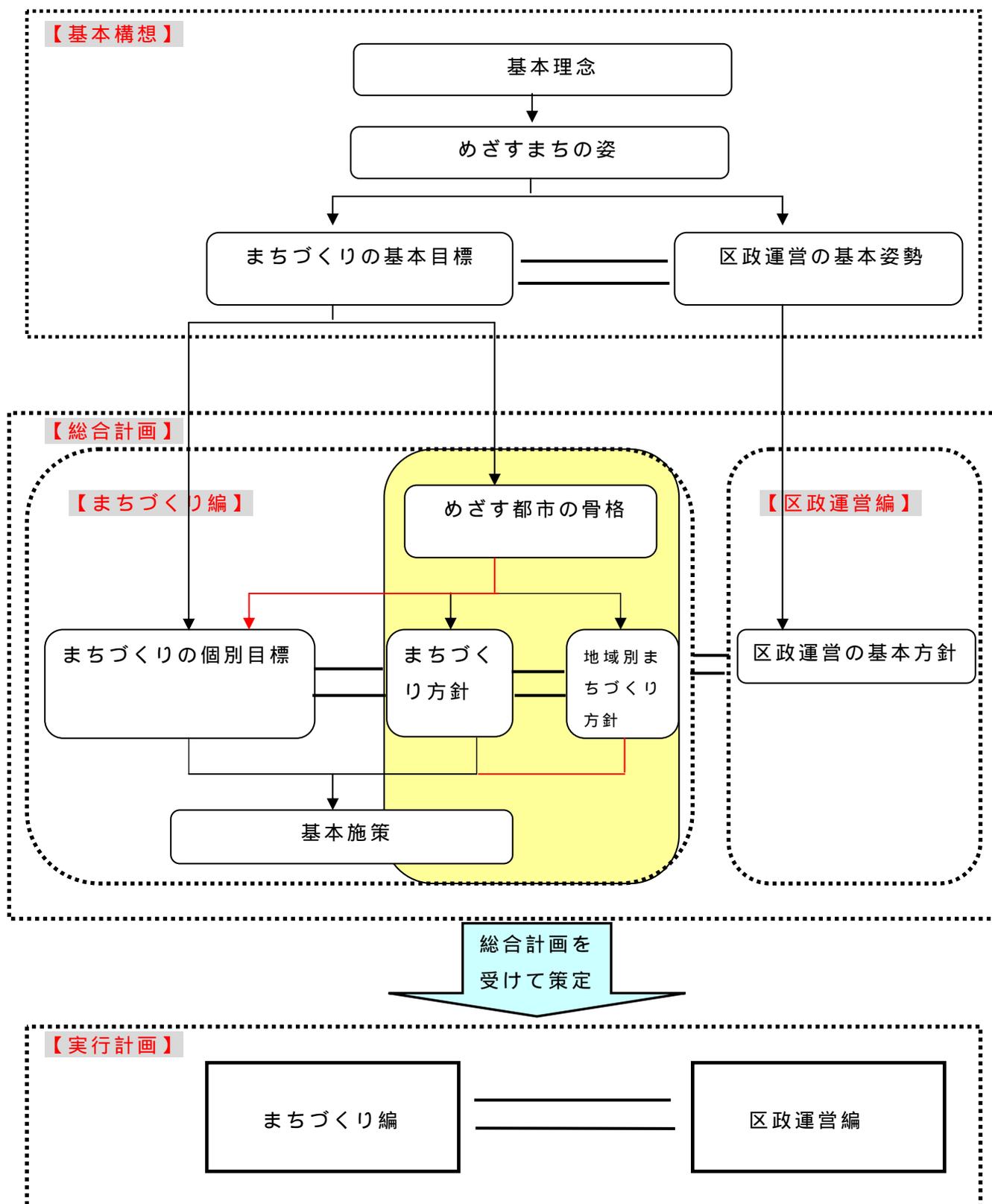
総合計画は、「まちづくり編」と「区政運営編」で構成しています。

「まちづくり編」は、基本構想の「まちづくりの基本目標」を受け、まちづくりの方向性を示します。

「区政運営編」は、基本構想の「区政運営の基本姿勢」を受け、「まちづくり編」を推進し、下支えする区政運営の方向性を示します。

計画の体系表

下図の は、都市マスタープランの部分を示しています。



(2) めざすまちの姿・めざす都市の骨格

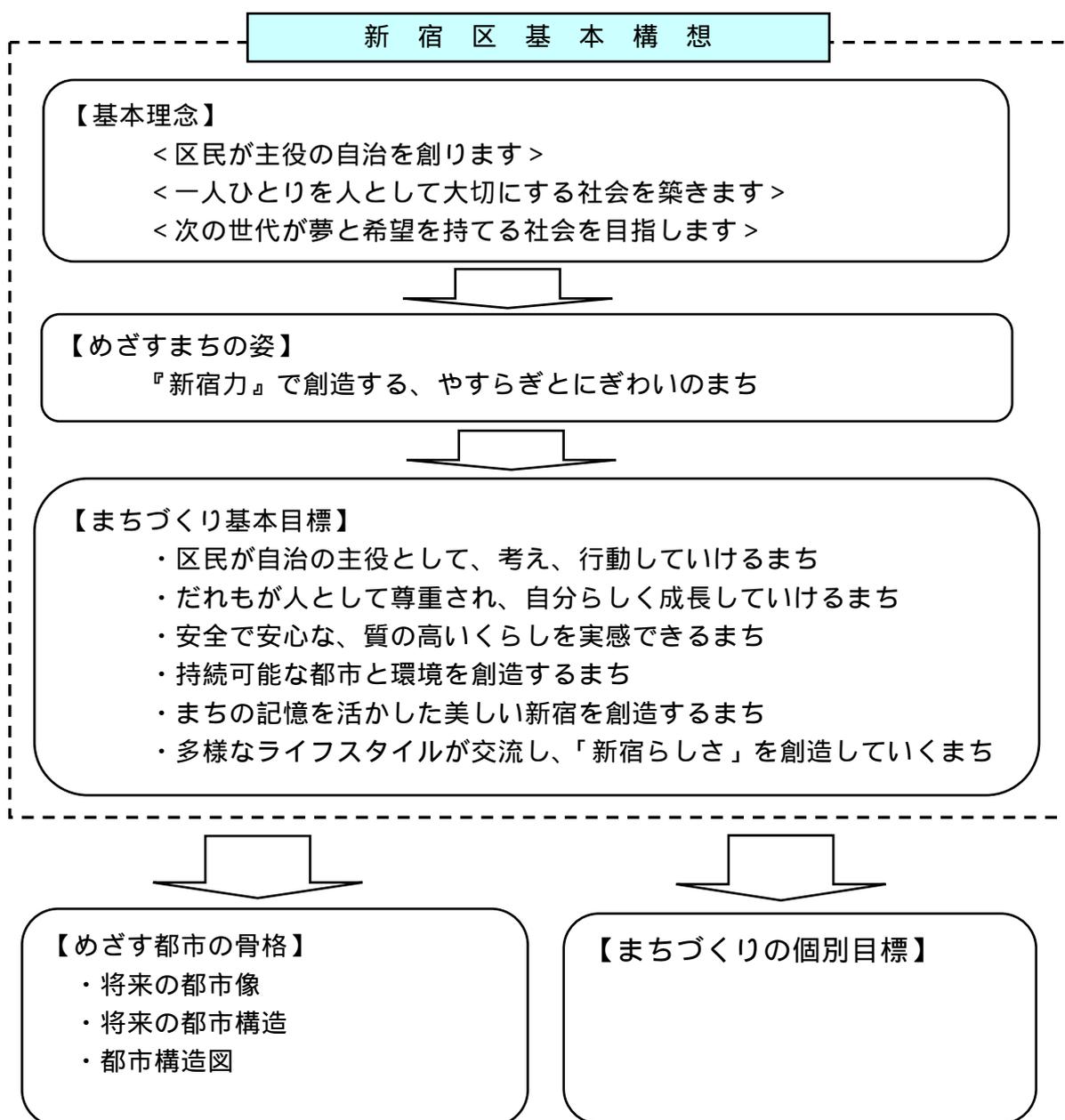
めざすまちの姿

基本構想では、三つの基本理念と、おおむね20年後を想定した新宿区の「めざすまちの姿」として、

『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち

を掲げています。

また、「めざすまちの姿」を実現するため、六つの「まちづくりの基本目標」を定めるとともに、これらを受けた、将来的な都市機能や都市施設等の基本的な都市の骨格と、まちづくりの個別目標を示します。



まちづくりの基本目標

「めざすまちの姿」の実現に向け、次の六つを「まちづくりの基本目標」として掲げます。

基本目標	【区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち】
基本目標	【だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち】
基本目標	【安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち】
基本目標	【持続可能な都市と環境を創造するまち】
基本目標	【まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち】
基本目標	【多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち】

基本目標 区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

基本目標 だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができるとともに、社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。

基本目標 安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取り組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。

基本目標 持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。

基本目標 まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。

基本目標 多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたいと賑わいと活力あふれるまちを目指します。

また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創造していきます。

めざす都市の骨格

1. 将来の都市像

基本構想では、概ね20年後を想定した「めざすまちの姿」を

「『新宿力』で創造する、やすらぎとにぎわいのまち」としています。

総合計画は、都市マスタープランの性格をあわせもつことから、「めざすまちの姿」の実現に向けた、都市基盤等の主にハード整備に関するめざす将来の都市像として、

暮らしと賑わいの交流創造都市

を描き、

暮らしと賑わいが調和し、住む人、働く人や訪れる人々が心地よく感じることができる快適で潤いのあるまち、新宿を訪れる人々によって生み出される活力が住む人々の利益にも結びつくまちの実現をめざします。

2. めざす都市の骨格の考え方

将来の都市像を実現するため、将来の都市機能や都市施設の基本的な都市の骨格の考え方を、次のとおり示します。

(1) 新宿区に蓄積されてきた多様性を活かしていく

新宿駅周辺を、国際的な賑わい・交流を創造する中心にします。

業務商業の機能に加えて、みどり豊かで快適なアメニティの中心として位置づけ、世界に向けて情報を発信する多様な機能を持つとともに、歩いて楽しい環境を備えた21世紀を先導する創造のまちにしていきます。

高田馬場、四谷、神楽坂の駅周辺業務商業地を、賑わい・交流の中心として育てます。

地域の個性を活かした賑わい交流の中心として、魅力ある質の高いまちに育てていきます。

東西方向に発展してきた交流軸を南北方向に結びます。

これまで新宿通りを中心に東西方向に形成されてきた賑わいの軸に、地下鉄副都心線の開通を契機として南北方向に伸びる明治通りを加え、東西南北の方向に広がりのある面的なまちづくりを進めていきます。

(2) まちの記憶を活かし、次世代に引き継いでいく

まちの資源を活かし、地域の個性を創ります。

地形や自然環境、まちを形成してきた歴史や文化を見直し、地域の個性を創り、まちづくりに活かしていきます。

区の骨格を形成する水辺とみどりの充実を図ります。

区の外周を囲む河川や緑地、新宿御苑などのまとまったみどりを、「水とみどりの環(わ)」、「都市の森」と位置づけ、水辺とみどりの充実を図ります。

(3)地域の個性を活かし区民が誇りと愛着をもてる新宿を創っていく

まちづくり制度を活用し、地域の個性を活かしていきます。

地域住民やその地域で活動する人々の意見や発想、その地域の歴史や文化等を活かして、地区計画制度等のまちづくり手法を積極的に活用し、地域の個性が輝くまちづくりを進めていきます。

地域で活動する人が地域の個性を創る担い手となり、まちづくりを進めていきます。

地域の個性を創り出していく担い手として、地域住民をはじめ、事業者、NPO、大学などを、まちづくりの主体として位置づけ、多様な主体との協働により、地域のまちづくりを進めていきます。

地域の住民が相互に連携する仕組みをつくります。

地域の実情や特性に応じた柔軟なまちづくりを進めるため、特別出張所の所管区域を基本の単位とした生活圏において、地区協議会をはじめとする地域のまちづくりを担う区民等の参画の仕組みを育てていきます。

3. 将来の都市構造

将来的な都市機能や都市施設等の基本的な骨格を、将来の都市構造として示します。

将来の都市構造には、賑わいや交流を先導する地区を「心(しん)」

高い都市活動を支える幹線道路やその沿道を「軸(じく)」

都市に潤いを与える水辺やみどりのつながりなどを「環(わ)」

と位置づけます。

(1)「心(しん)」

「創造交流の心」

新宿駅周辺は、国際的な情報発信力を持ち、様々な文化や産業が集積しています。その特性をさらに伸ばし、多様化・複合化していく新たな創造型産業を育てていくとともに、地域の人々や来訪者が交流しながらまちを楽しむことができるように、国際的な賑わいや交流を先導する「創造交流の心」として位置づけ、必要な基盤整備や環境整備を進めていきます。

「賑わい交流の心」

交通の要所であるとともに業務商業施設が集積している高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、「賑わい」と「交流」を先導する「賑わい交流の心」と位置づけ、それぞれの地区の特徴や個性を活かしたまちづくりを進めていきます。

「生活交流の心」

大久保、信濃町、下落合、中井、落合等の駅を中心とする日常の生活圏の核となるエリアを、「生活交流の心」として位置づけ、生活に必要な情報や人の交流を先導する地域に密着したまちづくりを進めていきます。

(2) 「軸(じく)」

「賑わい交流軸」

明治通り及び新宿通りから中央通り(新宿駅西口と新宿中央公園を結ぶ「新宿副都心街路第4号線」)また、これらの沿道を、新宿区の賑わいや交流の骨格となる軸として「賑わい交流軸」と位置づけ、個性的で魅力ある業務商業機能の集積を図るとともに、街路樹の整備や沿道のまちなみを整序し、歩いて楽しい通りを形成していきます。明治通りは、地下鉄副都心線の開通を契機として、みどり豊かな道路整備や魅力ある沿道の商業施設等の集積を誘導します。新宿通りから新宿駅、新宿駅西口から新宿中央公園までは、魅力ある業務商業施設の立地や沿道のまちなみを整序することなどにより、歩行者の回遊性が高い魅力的な通りを形成していきます。

「都市活動軸」

広域交通の確保・充実及び沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸として、広域的な幹線道路を「都市活動軸」と位置づけ、円滑な自動車交通の処理や快適な歩行者空間の確保、街路樹の整備によるみどりの充実及び沿道建築物の不燃化の促進などを進めていきます。

「地域活動軸」

「都市活動軸」を補助する軸として、地域間の交流を図る主要な幹線道路を「地域活動軸」として、円滑な自動車交通の処理や歩行者空間の確保、沿道建築物の不燃化の促進などを進めていきます。

(3) 「環(わ)」

「水とみどりの環(わ)」

都市に潤いを与え、また都市の品格を高める要素として、新宿区の外周に沿った神田川、妙正寺川や外濠の水辺、連続する外濠の緑地、明治神宮外苑、新宿御苑のみどりを「水とみどりの環(わ)」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続するみどりの骨格を形成していきます。

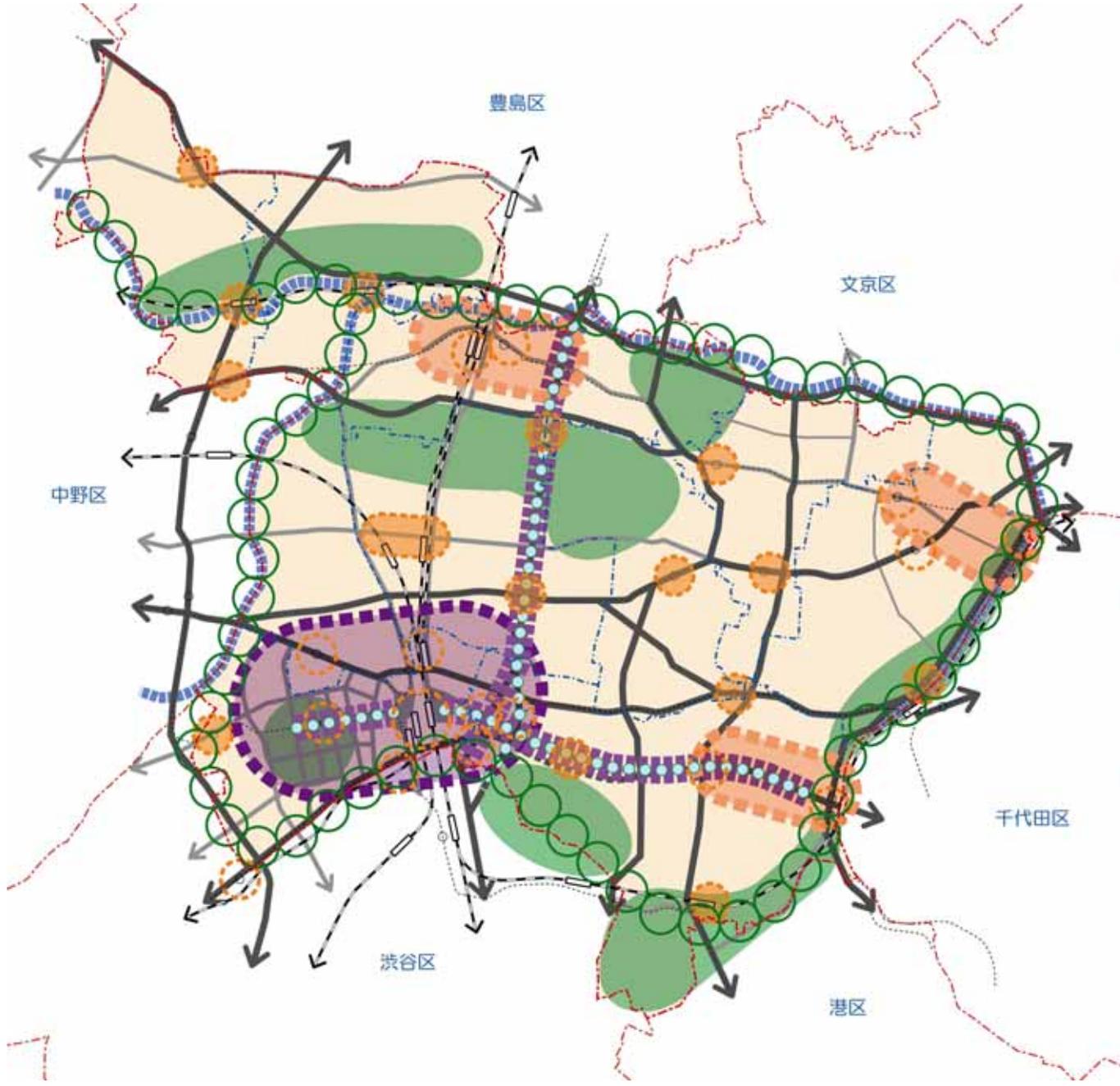
「七つの都市の森」

新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のまとまったみどりを、新宿区の「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全と拡充を進めていきます。

「風のみち(みどりの回廊)」

身近な地域のみどりをつなげ、区の外周を巡る「水とみどりの環」やまとまったみどりの保全・拡充をめざす「七つの都市の森」と結ぶように、幹線道路の街路樹のみどりを充実させていきます。

特に、賑わい交流軸となる明治通り及び新宿通りから中央通り沿道を、「風のみち(みどりの回廊)」として位置づけ、新宿御苑のみどりや外濠の水辺からさわやかな風を導き、緑陰のある街路樹の整備促進、沿道建築物の緑化の促進などを進め、厚みと広がりをもった、みどり豊かな都市空間を形成していきます。



凡例	
	創造交流の心
	賑わい交流の心
	生活交流の心
	賑わい交流軸
	都市活動軸
	地域活動軸
	水とみどりの環
	七つの都市の森
	風のみち（みどりの回廊）
	河川・外環

心（しん）

- 創造交流の心** 広く海外からも多くの人を迎え入れ、国際的な賑わいや交流を生み出す地区
 - 新宿駅周辺地区
- 賑わい交流の心** 新宿区を代表する賑わいと交流を生み出す地区
 - 高田馬場地区 ○新井地区 ○神楽坂地区
- 生活交流の心** 新宿中心として、日頃の生活圏の核となるエリアで、生活に必要な情報や人の交流を生み出す地区
 - J線一太夫塚、池袋駅西口地区 ○西武新宿線一丁通、中井の2地区
 - 地下鉄一環線、池袋駅の11地区

軸（じく）

- 賑わい交流軸** 個性的で魅力ある駅前商業機能の集積を図るとともに、長距離の整備や交通のつながりを整序し、新宿区の賑わいや交流の核とする軸
 - 明治通り ○新宿通り～中央通り
- 都市活動軸** 広域交通の確保・充実、沿道にふさわしい土地利用を誘導する都市活動の主要な軸（広域的な幹線道路）
- 地域活動軸** 「都市活動軸」を補強し、地域間の交流を促す軸（主要な地域内の幹線道路）

環（わ）

- 水とみどりの環** 都市に潤いを与え、その恩恵を高める緑地となる新宿区の外周に沿った水辺や緑地帯のつながり
- 七つの都市の森** 区内の公園や緑地、大規模施設等にあるまとまったみどり
 - 新宿中央公園 ○山公園緑地 ○渋谷公園緑地 ○早稲田大学緑地
 - 外環緑地 ○明治神宮外苑緑地 ○新宿御苑緑地
- 風のみち（みどりの回廊）** 沿道のなほを導く、みどりの豊かなみち
 - 明治通り ○新宿通り～中央通り



(3) 計画の内容

「まちづくり編」

基本目標ごとの計画の内容

施策体系

まちづくり編

基本目標		個別目標	基本施策
区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	自治のまち 新宿	1 参画と協働により自治を切り拓くまち	自治の基本理念、基本原則の確立
			協働の推進に向けた支援の充実
		2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	地域自治のしくみと支援策の拡充
			コミュニティ活動の充実と担い手の育成
だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	一人ひとりを大切に するまち 新宿	1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	人権の尊重
			男女共同参画の推進
			個人の生活を尊重した働き方の見直し
		2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	地域において子どもが育つ場の整備充実
			地域で安心して子育てができるしくみづくり
			特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進
			子どもの安全と子どもを守る環境づくり
		3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実
			学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり
			家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり
		4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実
			中央図書館の再構築
			図書館機能の充実
		5 心身ともに健やかにくらせるまち	一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進
			多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進
安全で安心な、質の高い暮らしを実現できるまち	安全・安心な 共生のまち 新宿	1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	高齢者とその家族を支えるサービスの充実
			障害のあるひととその家族の生活を支えるサービスの充実
			セーフティネットの整備・充実
		2 だれもがいいきとくらし、活躍できるまち	高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供
			障害のあるひとの社会参加・就労支援
			新たな就労支援のしくみづくり
			だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり
		3 災害に備えるまち	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり
			災害に強い体制づくり
		4 日常生活の安全・安心を高めるまち	犯罪の不安のないまちづくり
			消費者が安心して豊かにくらせるまちづくり

持続可能な都市と環境を創造するまち	人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿	1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち	資源循環型社会の構築
			地球温暖化対策の推進
			良好な生活環境づくりの推進
			環境問題への意識啓発
		2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	水とみどりの環の形成
			みどりを残し、まちへ広げる
		3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち	だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり
			交通環境の整備
			道路環境の整備
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	景観と地域の個性を創造するまち 新宿	1 歴史と自然を継承した美しいまち	地域特性に応じた景観の創出・誘導
			2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち
		3 ぶらりと道草したくなるまち	楽しく歩けるネットワークづくり
			魅力ある身近な公園づくりの推進
			まちの「広場の利用」の推進による新たな交流の場の創出
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	文化芸術創造のまち 新宿	1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信
			区民による新しい文化の創造
			文化芸術創造の基盤の充実
		2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	文化芸術創造産業の育成
			3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち
		誰もが、訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり	
		平和都市の推進	
		多文化共生のまちづくりの推進	

まちづくりの基本目標

区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち

区政の主役は、言うまでもなく区民です。区民が幸せに暮らすことができる、新宿らしい魅力にあふれた豊かな地域社会を、区民自身の手で育み、創り出すことのできるまち、それが区民が主役のまち・新宿の目指す姿です。

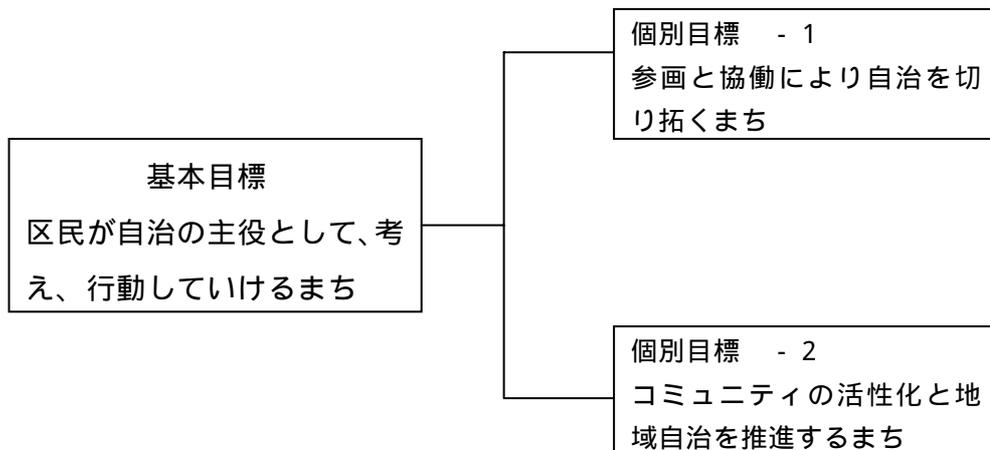
多様化・複雑化する地域の課題に対し、区民が主体的に考え、区民自身の選択と行動によって解決することを目指します。こうした区民の意欲と創意工夫を活かした、参画と協働を基本とするまちづくりを進めていくため、区民主体のまちづくりの理念としくみを確立するとともに、区民の力を十分発揮できる環境整備を行います。

また、区民の参画と協働を適切に受け止めることのできる区政運営の体制づくりを進め、区民が自治の主役となるまちを創っていきます。

この総合計画では

自治のまち 新宿

ととらえます



まちづくりの基本目標

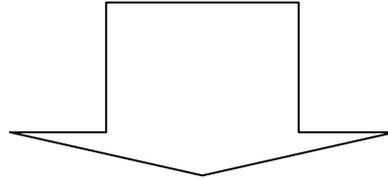
だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち

すべての区民が心豊かに暮らすためには、一人ひとりが個人として尊重されることが基本です。お互いを認め合い、共に生きることができる社会の実現を目指します。

また、すべての子どもの健やかな育ちと自立を支援し、自分らしい生き方ができるように成長していける環境づくりを進めます。

未来を担う子どもたち一人ひとりの生きる力を育むとともに、子どもたちが多様な考え方や生き方など、それぞれの個性を互いに認め合い、ふれあいや交流の中から、互いの成長を見守り、応援し合う豊かな人の育ちを目指します。

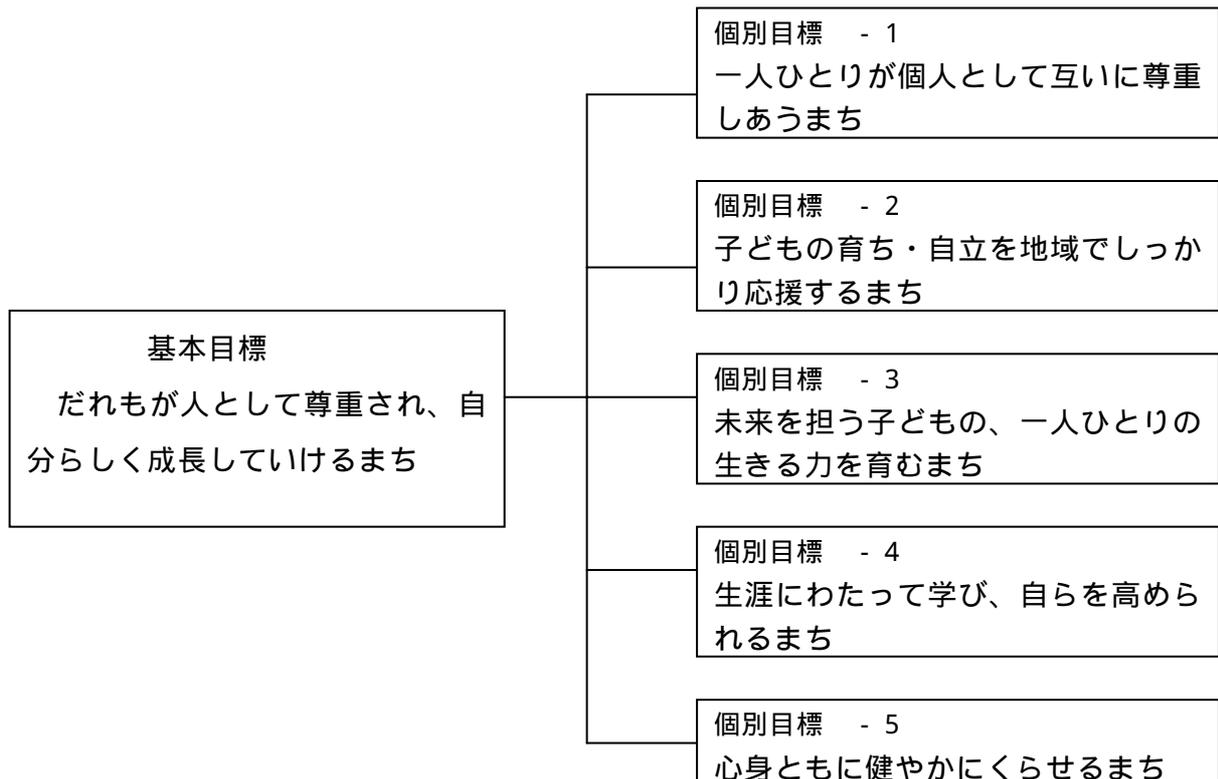
区民一人ひとりが、社会の中で役割を担いながら心身ともに健やかに、生涯を通じて自分らしく成長していけるまちを創っていきます。



この総合計画では

一人ひとりを大切にすまち 新宿

ととらえます

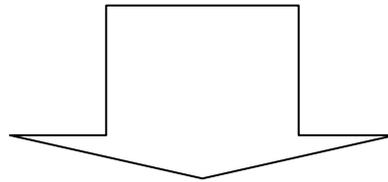


まちづくりの基本目標

安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち

区民が日々の生活を心安らかに過ごすためには、生命や財産などの安全が確保されることが基本です。大地震などの自然災害に対する備えを十分に行うとともに、地域の人々が自らの手で地域の安全を守り、互いに支え合う取組みを進めます。また、支えが必要なとき、誰もがいつでも適切なサービスを受けられ、住み慣れた地域の中で、その人らしい日々の生活を健やかに送れるまちを目指します。さらに、誰もが生涯にわたって社会に参加できるよう、参加を妨げる要素のない社会環境づくりと、区民が互いに社会参加を支援しあう関係づくりを目指します。

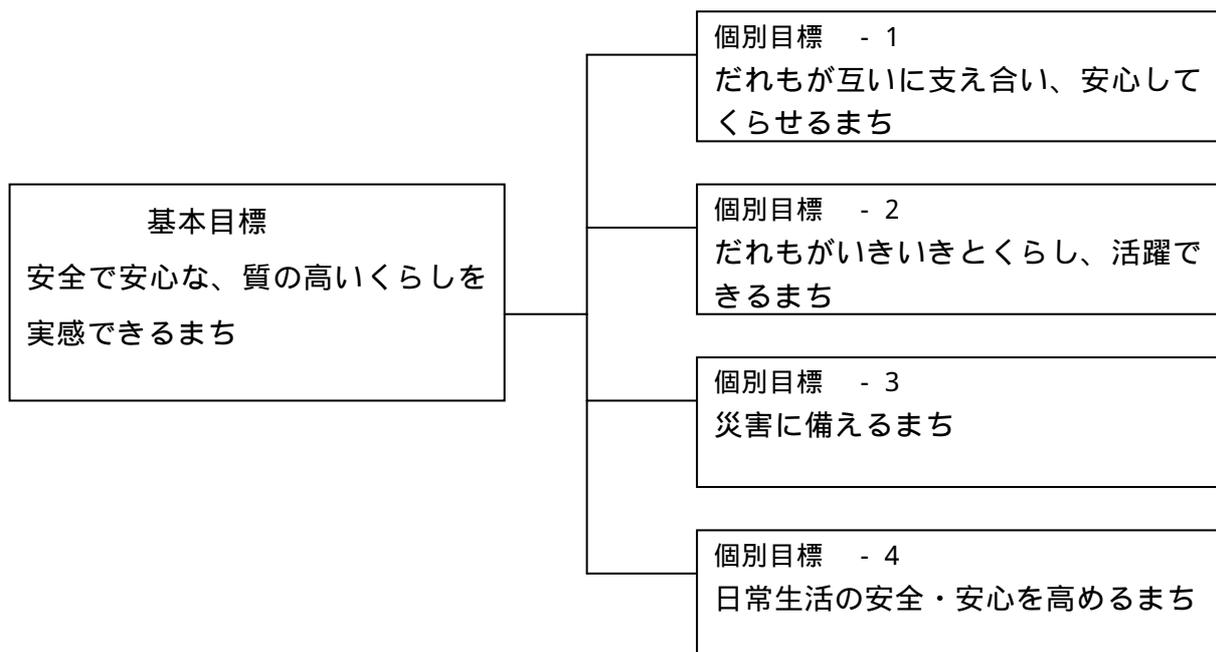
すべての区民が、安全、安心で質の高い生活環境を実感しながら、いきいきと住み暮らすことができるまちを創っていきます。



この総合計画では

安全・安心な共生のまち 新宿

ととらえます



まちづくりの基本目標

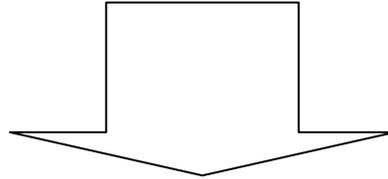
持続可能な都市と環境を創造するまち

今後の新宿区のまちづくりが目指す方向性は、地球環境に負荷の少ない、次の世代にも引き継いでいける将来にわたって持続可能な都市と環境を創っていくことです。

資源循環を推進するとともに、地球温暖化対策を進め、環境への負荷をできるだけ抑え、未来へ引き継ぐことができる、環境に配慮したまちの創造を目指します。

また、都市を支える新たなインフラ（基盤）として、豊かな水とみどりの保全と創造を積極的に進め、やすらぎと潤いのあるまちを目指します。

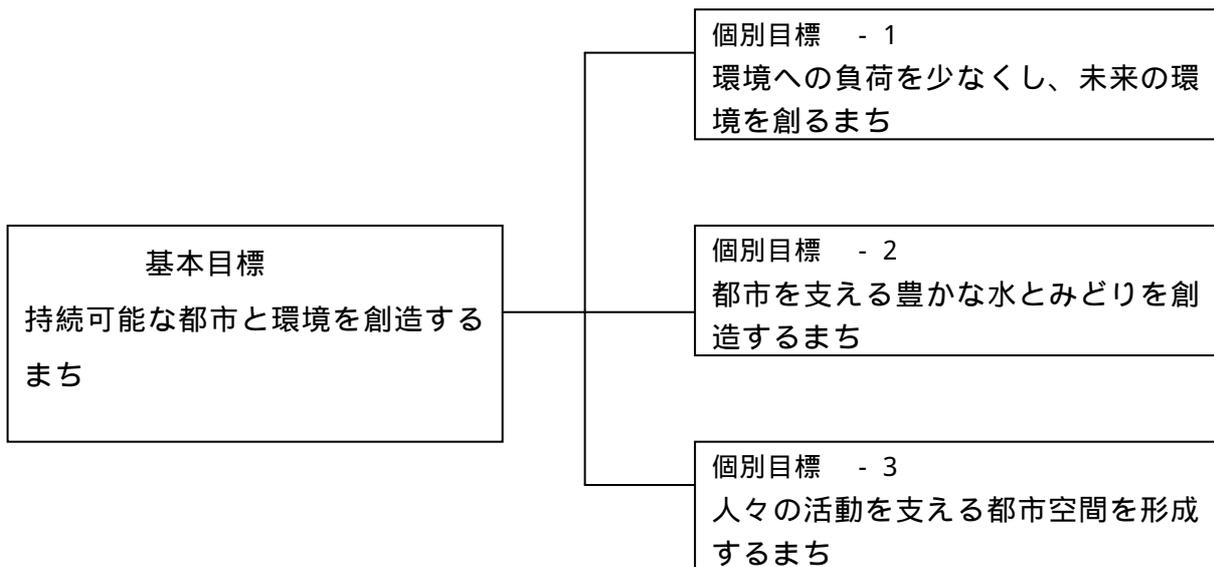
さらに、新宿区の多様な都市活動を支えていくために、人と環境に配慮した都市施設や交通網などの都市基盤の整備を促進するとともに、誰もが自由に行動できる都市空間を形成し、持続可能な都市と環境を創っていきます。



この総合計画では

人と環境にやさしい潤いのあるまち 新宿

ととらえます



まちづくりの基本目標

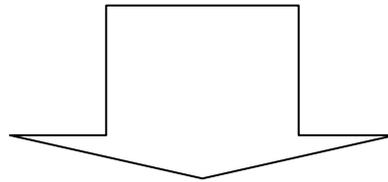
まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち

人々が自然やまちの文化・歴史を身近に感じ、歩くのが楽しくなるようなまちを目指します。

経済効率の向上を優先させたまちづくりは、私たちの生活を豊かに便利にしてきましたが、その反面、地域の個性や文化、歴史の記憶が失われつつあります。

新宿の持つ自然の記憶を活かし、歴史的風土や自然環境と調和した景観を守り、育むまちづくりを進めます。

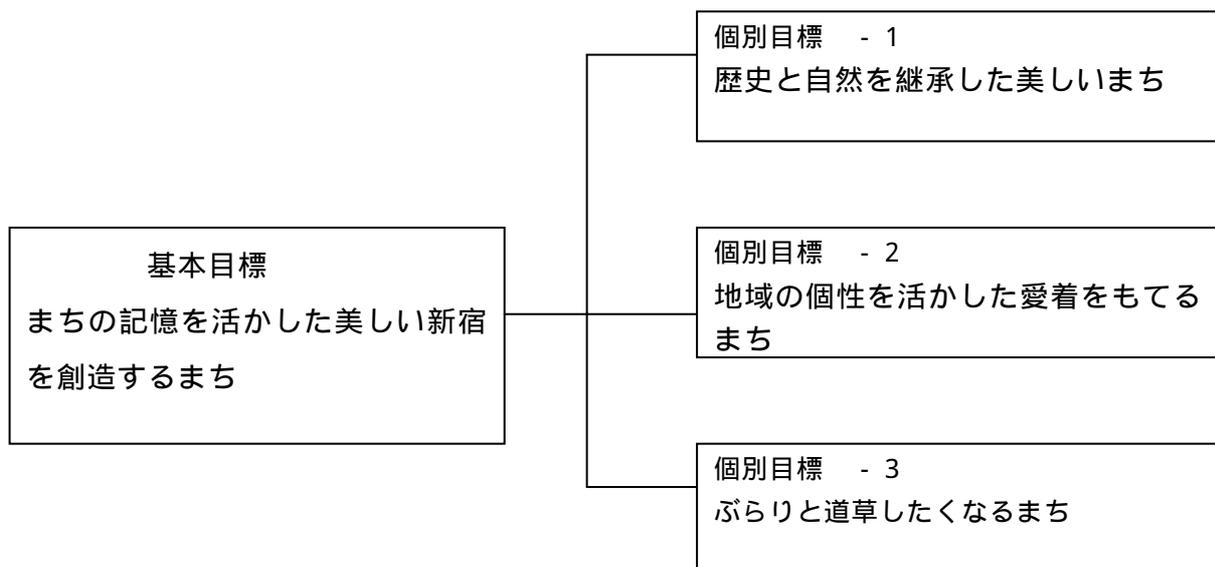
そのため、地域の個性を活かしたまちづくりを地域が主体で取組めるようなしくみづくりを進め、景観や地域の個性や魅力を十分活かした、区民にとってもまた新宿を訪れる人にとっても歩くのが楽しくなる、美しいまち・新宿を創っていきます。



この総合計画では

**景観と地域の個性を
創造するまち 新宿**

ととらえます



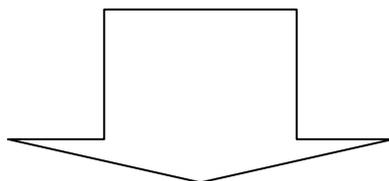
まちづくりの基本目標

多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち

新宿は、古くから今日に至るまで、多くの人たちの働く場として、集いの場として、多様な文化が育まれると同時に、新たな最先端の文化を生み出してきました。

このような都市としての歴史的蓄積やまちの持つ多様性を活かし、新宿が培ってきた文化をさらに成熟させ、国際性豊かな風格のある都市文化としての「新宿らしさ」の創造を目指します。こうした文化や伝統を活かし、新宿のまち全体の魅力を高め、区民が誇れる、そして新宿を訪れる人が繰り返し訪れたい賑わいと活力あふれるまちを目指します。

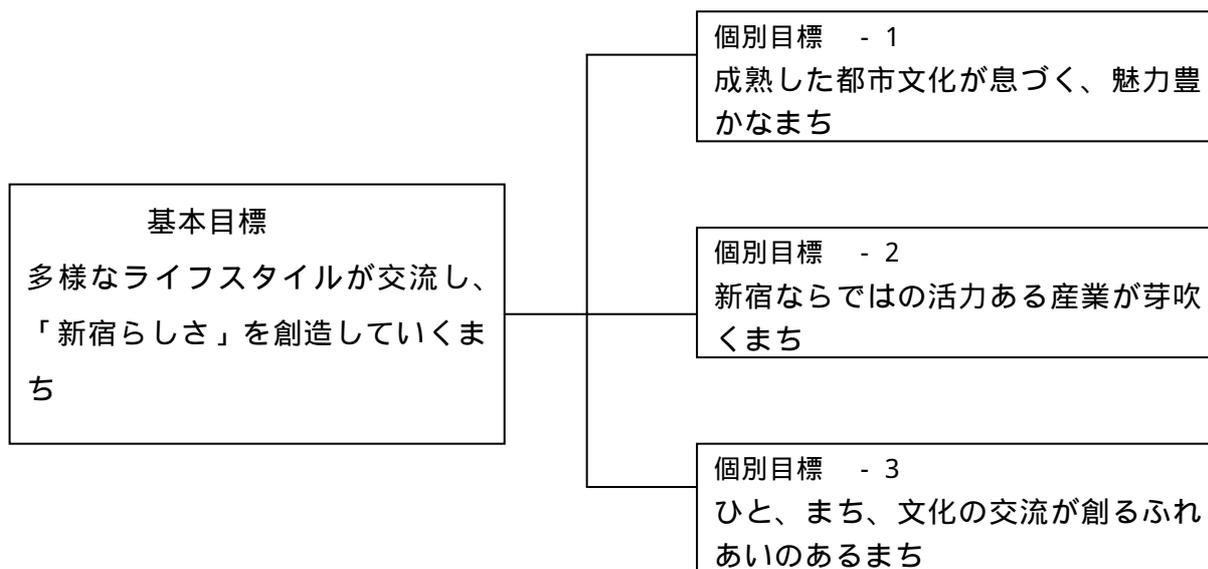
また、新宿の持つ歴史と都市特性を活かし、新宿ならではの新たな産業を創造し、若者が各地から集い、いきいきと学び、働き、暮らすことができる、多様なライフスタイルが交流するまちを創造していきます。



この総合計画では

文化芸術創造のまち 新宿

ととらえます



まちづくり方針

新宿区のまちづくりを総合的に推進していくため、土地利用や都市交通等の7つに分け、部門ごとのまちづくり方針を示します。

1. 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

新宿区の土地利用は、新宿駅西口を中心とする超高層の業務商業ビル群から落合の低層戸建住宅地まで、世界最大規模の繁華街から歴史の面影を残す風情ある商店街まで、懐が深く、多様性に富んでいます。今後も、このような多様性を活かし、人々が住み、働き、学び、遊ぶ、まちとして、住・職・学・遊の機能が融合した複合的な土地利用を誘導していきます。

そのために、住環境の保全とまちの安全性の向上、環境と調和した潤いのある市街地の形成に向け、地区計画等のまちづくり制度を活用して、きめ細かな土地利用を誘導していきます。

とりわけ、新宿駅周辺は先導的な業務機能を担う拠点として、また、商業、文化、居住機能等が集積する魅力ある都心として、都市機能の高度化と都市環境の更なる向上を図ります。

また、木造住宅密集地域においては、地区計画制度や東京都条例の新防火地域の指定等を活用し、建築物の不燃化や耐震化を推進し、災害に強く安全に安心して暮らせるまちをめざします。

(2) 土地利用の方針

住み、働き、学び、遊ぶ、多様性のあるまちとして、人々が安全な生活を営めるよう下記のように適切な土地利用を誘導していきます。

しかし、新宿のまちづくりを取り巻く状況は、日々大きく変化しています。地区計画等のまちづくり制度を活用しながら、地域地区の変更を含め、地域の特色に合わせた適切な土地利用の転換を図っていきます。

また、一団の大規模な土地では、必要に応じて、みどりとオープンスペースの確保と併せて、敷地の高度利用を図るなど、適切な土地利用を行っていきます。

都心居住の推進と良好な住宅市街地の形成

人々が住み続けられるまちとして、良好な住環境の保全・形成を図ります。また、職住近接の都心居住を積極的に実現するとともに、地域の特色に配慮した土地利用を進めていきます。

良好な住宅市街地の形成に向けて、地域の敷地規模や都市基盤の状況により、市街地整備の区分を、保全地区、個別改善地区、基盤整備地区に分類し、各住宅地区の整備方針を示します。

区分	地区の説明
保全地区	道路基盤がおおむね整備されており、現在の良好な住宅・住環境を保全する地区
個別改善地区	道路基盤はおおむね整備されているが、敷地規模が小さいため、建築物や敷地に関して改善を進めていき、より良好な住環境の形成をめざす地区
基盤整備地区	細街路が多い地区であり、道路基盤整備と併せて、建築物及び敷地の改善を進める地区

a. 低層住宅地区

主に、戸建住宅を中心とする低層住宅により形成されてきた地区です。低層共同住宅等への建替えが進み、みどりの減少が見られます。本地区では、良好な住環境の維持形成を図り、みどり豊かな住宅地としてのまちづくりを進めていきます。

低層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
低層保全地区	・保全型の地区計画の策定やみどりの憲章、緑地協定、建築協定などによる計画的なまちづくりを進めていきます。
低層個別改善地区	・地区のまとまりを維持しながら、適正な敷地規模の土地利用を誘導し、修復・改善型まちづくりを進めていきます。

b. 低中層住宅地区

低層及び中層住宅を中心とする市街地で、住機能と店舗、事務所等との適切な共存を図っていく地区です。戸建住宅や低中層の集合住宅等を中心とする住宅地として、区民との協働で地区計画等を活用して、都心居住の魅力を活かした低中層市街地の形成を図ります。

低中層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
低中層保全地区	・戸建住宅と中層集合住宅の調和した良好な都市型住宅地として、地区計画等を活用し整備していきます。
低中層個別改善地区	・地区の特色を考慮した良好な住環境へと改善するため、地区計画等を活用し整備していきます。
低中層基盤整備地区	・木造住宅が密集した地区で、地区計画制度等を活用して、道路等の都市基盤の整備、建築物の不燃化や耐震化を推進していきます。

c. 中高層住宅地区

土地区画整理事業等により道路や公園等の都市基盤が整備された中高層住宅地で、現在の住環境を維持しながら、周辺環境と調和した都市型住宅地の形成を進めていきます。

中高層住宅地区の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
中高層住宅整備地区	・道路や公園等の都市基盤が充実した都市型住宅地として、住環境の維持向上と周辺環境と調和した建替えを誘導していきます。

低層は高さ10m程度、低中層は高さ20m程度、中高層は高さ30～40m程度以上を想定

多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした業務商業系市街地の形成

新宿の都市構造を踏まえ、多様性や懐の深い新宿の魅力を活かした、業務商業系市街地の形成を進めていきます。

新宿駅周辺を、業務商業の機能に加え、みどりの豊かな快適なアメニティの中心として位置づけ、歩行者の回遊性の向上や賑わいの創出を図ります。また、高田馬場、四谷、神楽坂の各地区を、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てていきます。

a. 創造交流地区

新宿駅周辺は、東京の広域業務商業機能の一翼を担い、先導的な中枢業務機能を担う業務商業拠点の形成をめざし、情報文化、業務、娯楽機能等からなる多様性を持つまちの賑わいの創出を図ります。また、みどり豊かで快適なアメニティの中心として、回遊性の高い観光・交流拠点として、魅力の向上を図ります。

創造交流地区の市街地整備区分及び各方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針	
国際的な中枢業務 機能拠点地区	新宿駅西口 エリア	・超高層ビル群を中心とした先導的な中枢業務拠点と多様な賑わい・交流空間の形成を図ります。また、特定街区や市街地再開発事業等の都市計画手法を活用してオープンスペースの創出と賑わいのあるまちなみの形成を進めていきます。
	新宿駅東口 エリア	・高度な商業集積、多様な魅力を持つ繁華街、異国情緒あふれる通りなどの特色を活かし、国際的な商業機能と業務、娯楽、文化、交流機能の融合したまちづくりを進めていきます。
	新宿駅周辺 の回遊性の 確保	・新宿駅周辺を回遊する歩行者動線を整備、拡充し、広域業務商業地としての魅力の向上を図ります。
都心居住推進地区	・住・職・遊が近接し、業務商業施設と複合した利便性の高い集合住宅等の整備を誘導していきます。	

b. 賑わい交流地区

業務商業施設の集積と学生のまち高田馬場地区、新宿通り沿道の業務商業施設を軸とした四谷地区、江戸の文化を継承し路地など昔ながらの情緒を残す神楽坂地区を、住宅機能と商業機能が融合した賑わい・交流の中心として、また、地区に根ざした商業・文化の拠点として、地区の個性を活かした魅力ある質の高いまちに育てていきます。

c. 生活交流地区

区内の鉄道各駅の周辺を地区の生活中心として、周辺の商店街の振興、賑わいのあるまちなみの形成、歩きやすい道路空間づくりなどを進めます。

d. 幹線道路沿道地区

幹線道路及びその沿道は、みどり豊かな道路整備と魅力的な沿道建築物の整備誘導を図ります。また、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯としての機能を強化していきます。

幹線道路沿道地区市街地整備区分及び各方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方 針
賑わい交流骨格整備地区	・明治通り及び新宿通りから中央通りの沿道で、魅力ある業務商業機能の集積や歩行者空間の回遊性の向上を図り、賑わいや交流の骨格となるように誘導していきます。
幹線道路沿道整備地区	・利便性の高い都市活動や都市生活を支える土地利用の誘導を図るとともに、建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯としての機能の強化を図ります。

都市型産業地区における土地利用の適正な誘導

a. 都市型産業地区

都市型産業と住機能が共存し、産業環境と居住環境が調和する職住近接の市街地の形成を誘導していきます。

都市の貴重なオープンスペースの保全

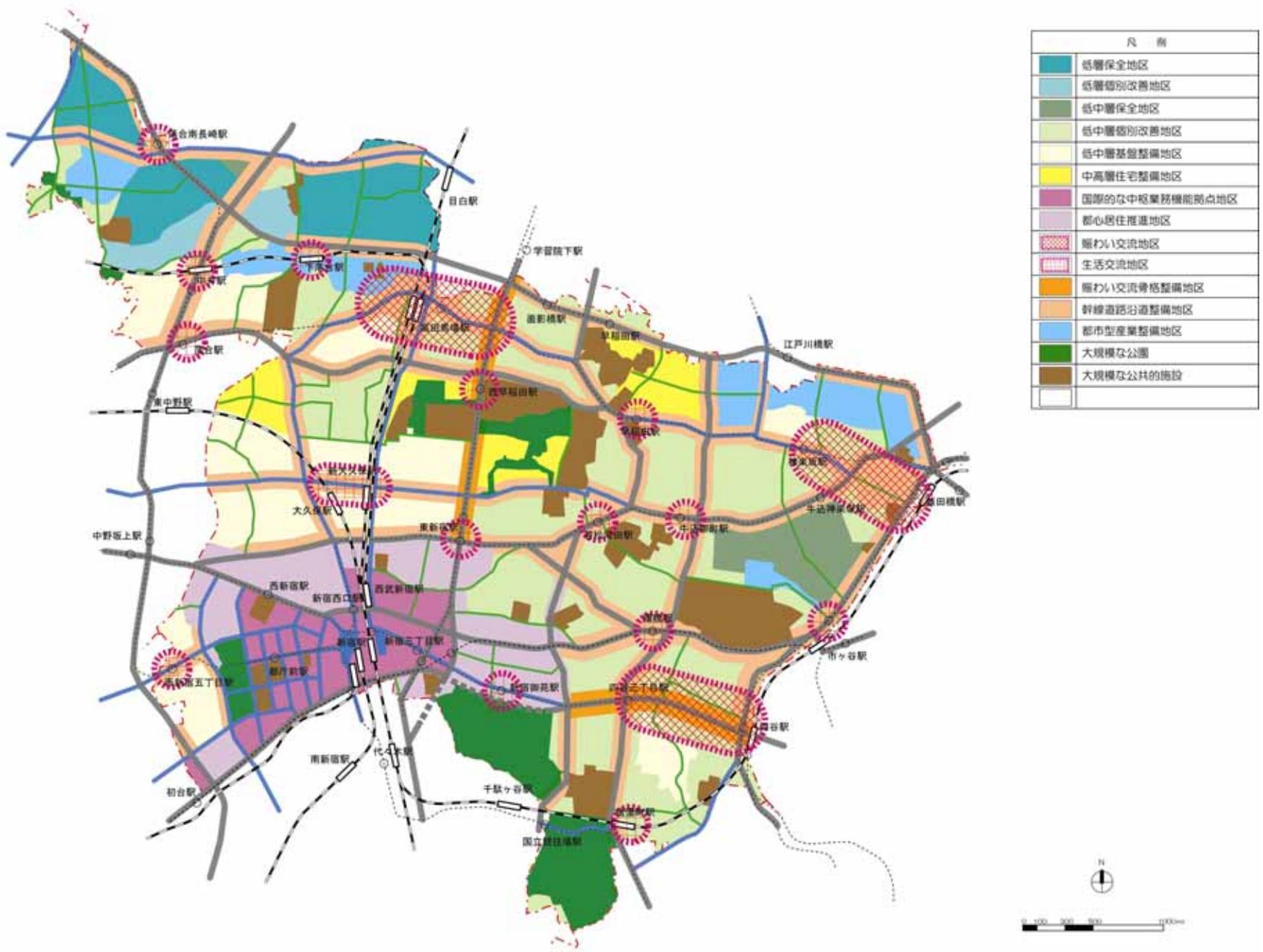
大規模な公園や大学キャンパス、公共施設・寺社等のみどりを、都市における貴重なオープンスペースとしての保全を促進していきます。企業等の移転跡地については、オープンスペースとしての機能が確保されるように土地利用を誘導していきます。

また、公共施設の整備にあたっては、設計や施設の管理運営を地域住民と協働で行うなど、誰もが利用しやすく、区民が愛着を持てる施設として整備していきます。

大規模な公園及び大規模な公共的施設の市街地整備区分及び各地区の方針は次のとおりです。

市街地整備区分	方針
大規模な公園	・明治神宮外苑や新宿御苑等の大規模公園を、身近なオープンスペースとして、また、防災やヒートアイランド現象等の都市気候の緩和、昆虫や野鳥などの生物が生息できる自然の拠点として、保全・整備を促進します。
大規模な公共的施設	・大規模なキャンパスを持つ大学や高校等の教育機関や大規模な病院、公共施設等のオープンスペースを、身近な都市のみどりとして、みどりの保全・整備を誘導していきます。

(4) 市街地整備方針図



2. 都市交通整備の方針

(1) 基本的な考え方

自動車が主役のまちから歩く人が主役のまちへと転換するための都市交通施策が求められています。新宿区内では慢性的な交通渋滞が発生しており、通過交通を適切に処理するための都市計画道路網の整備という交通供給の施策とともに、使いやすい公共交通機関の整備やその利用の促進、また、市街地への自動車交通を抑制する、交通需要マネジメントの取組みが重要になっています。

新宿区は、公共交通が便利なまちであり鉄道網の整備は一定の水準に達していますが、今後も、都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバス等の利便性の向上を図るとともに、駅施設や道路のバリアフリー化、乗り換えの利便性の向上、コミュニティバスの検討などを進めていきます。

また、新たな道路空間のあり方を検討し、道路を交通機能だけでなく、イベントやオープンカフェなど多様な都市の活動の場として捉え、楽しくなるみちづくりを進めていきます。

(2) 都市交通整備の方針

人にやさしい公共交通への改善

都市交通における公共交通の役割を一層高め、鉄道やバスの利便性の向上を促進していきます。また、関係機関とともに、駅施設やその周辺のバリアフリー化、駅前広場などの充実を進めていきます。さらに、自転車レーンや駐輪場の整備など自転車の利用環境の向上やコミュニティバス、LRT(新型路面電車)などの新たな交通システムの導入について検討していきます。

a. 公共交通の整備

項目	方針
鉄道網の整備	・西武新宿線の複々線化等による混雑の緩和や、開かずの踏み切りの解消を図ります。
新しい交通システムの検討	・コミュニティバスの運行、公共車両優先システム、LRT(新型路面電車)等の導入を検討していきます。

b. 交通結節点の整備

項目	方針
駅施設の整備	・新宿駅や高田馬場駅等の駅施設及び駅周辺のバリアフリー化を促進していきます。
駅前空間の整備	・新宿駅や中井駅の駅前広場の整備を推進していきます。

人と環境に配慮した道路整備

通過交通を適切に処理する幹線道路は、地域住民の意見等を踏まえ、周辺環境に十分配慮しながら整備を進めていきます。生活道路は、買物、散策、交流などの多様な活動が繰り広げられ、生活空間として、歩行者の安全性、快適性の確保に努めるとともに、道路のバリアフリー化や環境に配慮した舗装等を進めていきます。

また、細街路については、防災性の向上をめざし、建築基準法や地区計画制度などにより、拡幅整備を進めていきます。

幹線道路と生活道路それぞれの機能と方針は次のとおりです。

a. 幹線道路

名称	機能	方針
広域幹線道路 (概ね幅 20m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な自動車交通の処理を担う道路 ・沿道建築物の不燃化を促進し防災性を高める道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備を促進するとともに延焼遮断帯となる沿道建築物の不燃化を促進していきます。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、自転車レーンの設置、道路の無電柱化等を促進し、歩道を快適に利用できる工夫をしていきます。
地域幹線道路 (概ね幅員 16m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・広域幹線道路を補完する道路 ・沿道建物の不燃化を促進し防災性を高める道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の生活・交通環境に配慮した整備と緑化を進めていきます。 ・街路樹の整備や道路のバリアフリー化、道路の無電柱化等を促進し、歩道を快適に利用できる工夫をしていきます。

b. 生活道路

名称	機能	方針
地区内主要道路 (概ね幅員 8m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の主要な生活道路として地区の中心軸になる道路 ・コミュニティ空間を形成する道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の交通を処理するのみならず、地区の環境の向上や防災性の向上に資する道路整備を進めていきます。 ・歩車道の分離ができない道路については舗装のカラー標示を行うなど地区の環境に配慮した整備を進めていきます。 ・幅員は、2車線(片側1車線)と両側の歩道が設置できる12m以上が望ましいですが、既存の市街地であることを考慮し、歩車分離を想定した8m以上を整備の目標とします。
主要区画道路 (概ね幅員 6m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・区画道路の中で主要なもので地区内主要道路を補完する道路 ・大規模災害時の消防活動を円滑にする道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・震災などの大規模災害時の消防活動が困難な地域を解消する路線の整備を進めていきます。 ・面的に通過交通や速度抑制を図るべき地域では、ランプや狭さく等の設置と一方通行などの交通規制と組み合わせた歩行者を優先した道路の整備を進めていきます。
区画道路 (概ね幅員 4m以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の宅地に接続する道路であり、歩行者や自転車等の日常動線となる道路 ・緊急車両等の通行を確保する道路 	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿区細街路拡幅整備条例に基づいた道路の整備を進めていきます。 ・防災上・居住環境上特に整備が必要な地区は、地区計画制度等を活用して、防災の観点から整備を進めていきます。

歩きたくなる歩行者空間の充実

新設する道路はもとより、既設道路についても歩道の拡幅整備等により、歩行者空間の充実を図り、歩きたくなる歩行者空間を整備していきます。神田川や外濠などの水辺空間、新宿御苑や明治神宮外苑の豊かなみどり、学生達が集い活力あふれる高田馬場、歴史の薫るまちなみを残す四谷や神楽坂など、地域の特性やまちの資源を活かし、これらの地域をつなぎ、散策したくなる歩行系幹線道の充実を進めていきます。

また、賑わい交流の軸となる明治通りや新宿通りから新宿中央公園につながる動線を、「風のみち(みどりの回廊)」として、街路樹の整備などみどり豊かな歩行者空間の充実を進めていきます。

新宿駅周辺では、歩行者の混雑緩和を図るとともに、商業拠点の回遊性を高めるため、新宿通りのモール化や東西自由通路の整備などを検討していきます。

さらに、沿道の商店街等との協働により、オープンカフェやイベントの開催等、まちの活性化と魅力向上を図るための道路空間の多様な活用方法について検討し、歩きたくなる新宿の実現を進めていきます。

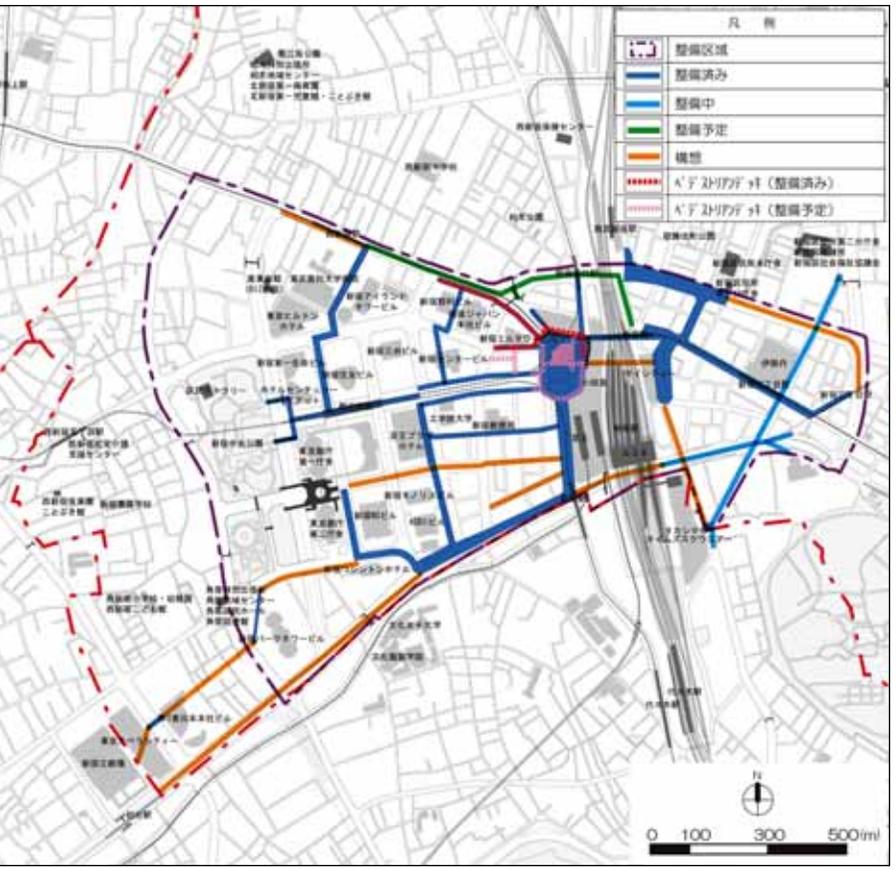
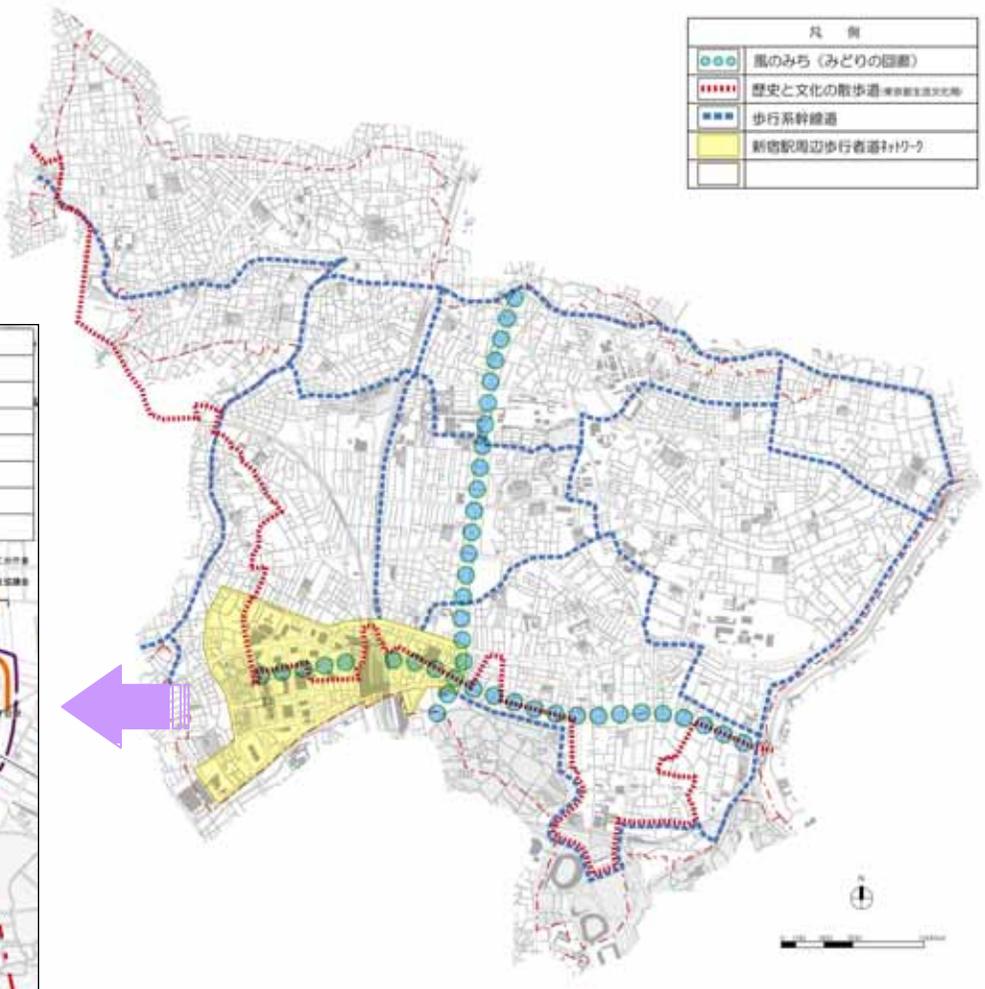
項目	方針
歩行系幹線道等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・四ッ谷駅から新宿駅を抜け新宿中央公園に至る東西の軸と、明治通りの南北の軸を「風のみち(みどりの回廊)」として、ゆとりある歩道幅員や緑陰のある街路樹の整備等により、充実した歩行空間の整備を進めます。 ・神田川、妙正寺川、外濠等の水辺の散策路、戸山公園、明治神宮外苑、新宿御苑等のまとまったみどりや土の散策路、歴史を偲ばせる坂道など、快適で文化の香りや潤いのある散策路などの整備を促進していきます。
歩行者空間の快適性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・道路のバリアフリー化等ユニバーサルデザインの視点に立った、安全で快適なみちづくり、道路の無電柱化を推進していきます。 ・公共サインの整備、休息場所の確保等、わかりやすく、人にやさしいみちづくりを進めていきます。 ・神楽坂に代表される歴史を感じさせる路地の保全など、地域の歴史や特色を活かした魅力ある歩行者空間の充実を図ります。
歩行系ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅周辺の回遊性を高める東西自由通路の早期実現をめざしていきます。 ・新宿駅西口周辺の地下歩行者通路やペDESTリアンデッキ等、歩行系ネットワークの整備、拡充を促進していきます。 ・新宿駅東口周辺への自動車の流入規制、新宿通りのモール化、歩行者天国やオープンカフェ等、道路空間の魅力的な活用を検討していきます。

交通需要の管理の推進

円滑な都市交通を維持していくためには、自動車の交通需要の抑制や分散を誘導する交通需要の管理が大切です。公共交通機関の整備と利用促進を図るとともに、生活道路内への流入抑制やスピード抑制、交通アセスメント等の実施、適正な自転車の利用促進や利用環境の整備等を進めていきます。

項目	方針
生活道路への自動車流入と速度の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・面的に通過交通や速度抑制を図るべき地域では、生活道路における歩行者の安全性の確保のため、交通規制と組み合わせ、ランプや狭さく、舗装のカラー標示などにより通過交通及び速度の抑制を図ります。
交通アセスメント等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業等の大規模な開発や不特定多数が集中する大規模な商業施設などの建設計画については、交通アセスメント等の実施により、道路交通への負担軽減のための対策を誘導していきます。
適正な自転車の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・駅周辺や大規模施設における駐輪場の整備、自転車レーンの整備を促進します。 ・身近で環境にやさしい自転車の利用を誘導します。 ・適正な自転車の利用を促進するため、利用に関するマナーやルールの周知を図ります。
道路のモール化	<ul style="list-style-type: none"> ・人や車が集中する駅周辺等の商業地域においては、来街者が安心して買い物をしたり、ゆったりと散策できるようモール化、フリンジパーキング、共同荷さばき施設の整備等による自動車の流入抑制を検討していきます。
駐車場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場整備計画の見直しを行うなどし、駐車場の需要や地域の特性にあった駐車場整備のルールの検討を進めます。また、自動二輪車の駐車場に整備の検討を進めていきます。
地域交通計画の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・安全、快適に移動しやすい交通環境の整備に向け、地域の状況に応じた総合的な交通施策について検討していきます。

(4) 歩行系ネットワーク図・新宿駅周辺歩行者道ネットワーク図



3 . 防災まちづくりの方針

(1)基本的な考え方

首都直下地震が東京を襲う可能性は極めて高いとされており、その対応は喫緊の課題です。火災や水害等も含めて区民の防災への関心は高まっており、災害に強いまちづくり、被害を軽減するための減災の取組みが重要となっています。また、新宿区は、膨大な昼間人口を抱えていることから、事業所で働く人や来街者・駅利用者に対する災害対策も求められています。

地震等の災害に強いまちにするため、道路等の都市施設の整備や建築物の耐震化や不燃化を促進するとともに、幹線道路等の沿道の耐火建築物による延焼遮断帯の形成を進めます。食糧等を備蓄する防災拠点の整備、避難路の整備、広域避難場所及び避難所の確保等を進め、災害発生後の対策にも取組みます。

また、約35万人といわれる帰宅困難者が災害発生後に避難できるように、市街地再開発事業等の大規模な建築計画に対して、広場の確保、飲料水や食糧の備蓄庫などの整備を誘導していきます。さらに、膨大な昼間人口をもつ新宿区の特性に配慮して、駅や駅前広場の避難施設としての整備、充実を促進していきます。

また、事業者、区民の防災対策や意識の向上を図り、「自助・共助・公助」の役割分担により、想定される事態への対策を進めていきます。

水害対策では、神田川、妙正寺川の河川改修や下水幹線の総合的な整備を促進するとともに、ハザードマップ等により災害に関する情報を公開し、区民の防災意識を高めていきます。

(2)防災まちづくりの方針

災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり

都市空間の総合的な防災性の向上を図るため、幹線道路等の沿道の建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の整備を進め、災害時に燃え広がらないまちづくりを進めます。また、住宅をはじめ、建築物の耐震化を促進するとともに、地域住民との協働により、地区計画制度等を活用して、木造住宅密集地域や地域危険度の高い地域の防災性の向上に取組みます。また、道路やオープンスペース等の公共的空間を確保し、まちの安全性を高めていきます。これらの取組みにより、防災生活圏を形成し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを進めていきます。

項 目	方 針
都市空間の防災性の向上	<ul style="list-style-type: none">耐火建築物への建替え誘導により、幹線道路等の沿道建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯の形成強化を図ります。防災再開発促進地区内の老朽木造建築物の建替えの促進、市街地再開発事業等による耐火建築物への誘導、防災街区整備事業を推進していきます。地域の特性に併せて、地区計画や東京都条例の新防火地域を指定し、防災まちづくりを進めていきます。大規模開発については、広場や防火貯水槽、食糧の備蓄庫など、地域の防災に資する施設の整備を誘導していきます。延焼シュミレーション等を活用し、地域危険度の高い地域での防災性の向上に取組みます。

項 目	方 針
道路等の公共的空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上重要な道路である都市計画道路の整備を促進します。 ・道路整備と木造住宅密集地域の整備、市街地再開発事業等による公共的空間の確保を促進していきます。 ・細街路の拡幅整備に積極的に取組み、災害時の避難経路の安全性を高めます。 ・消防活動が困難な地域を解消するため、幅員 6 m 以上の主要区画道路の整備を推進していきます。
建築物の耐震化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震補強の助成制度等により、建築物の耐震化を促進します。

建築物・都市施設等の安全性の向上

木造住宅密集地域や地域危険度の高い地域については、地区計画や東京都条例の新防火地域の指定等を行い、また、地域住民と協働で、建築物の不燃化・耐震化、道路の無電柱化、オープンスペースの確保等を進め、災害に強い安心して生活できるまちづくりを進めていきます。また、電気・ガス・水道など、災害時のライフラインの安全性を確保するため、事業者等に対策の強化を要請していきます。

項 目	方 針
建築物の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都条例の新防火地域の指定により不燃化の促進を行うとともに、地区計画によるオープンスペースの確保や主要区画道路等の整備を図ります。 ・定期報告制度による建築物の適正な維持管理を誘導します。 ・耐震診断や耐震補強の助成制度等により、建築物の安全性の向上を促進していきます。
都市施設の安全性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路の無電柱化を促進していきます。 ・電気・ガス・水道等のライフラインの機能及び安全性を確保について、関係機関に要請していきます。
崖・擁壁の整備、落下物対策等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・崖・擁壁の所有者・管理者に安全対策の指導を行うとともに、ブロック塀の適正な維持管理指導及び生垣化の誘導を進めていきます。 ・建築物等の管理者の定期的な点検による落下物対策等を強化します。
震災後の対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺自治体や関係団体と連携し、建築士の協力による応急危険度判定体制を確立します。 ・震災後の資料紛失に備えた諸資料のデータバンク化とバックアップシステムの構築を進めていきます。 ・大規模災害からの早期復興を図るため、地籍情報の調査を進めていきます。
駅や駅前広場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿を訪れる人々の安全を確保するため、駅や駅前広場の避難施設としての充実を促進していきます。

防災拠点と避難施設等の充実

災害時の情報収集、関係機関との連携、救護活動等が迅速に行えるように、防災活動の拠点の充実を図ります。また、区民や帰宅困難者等に支援を行う避難所等の施設の充実を図るとともに、救援、救護、初期消火等が速やかに行えるよう資材の充実と体制の整備を図ります。

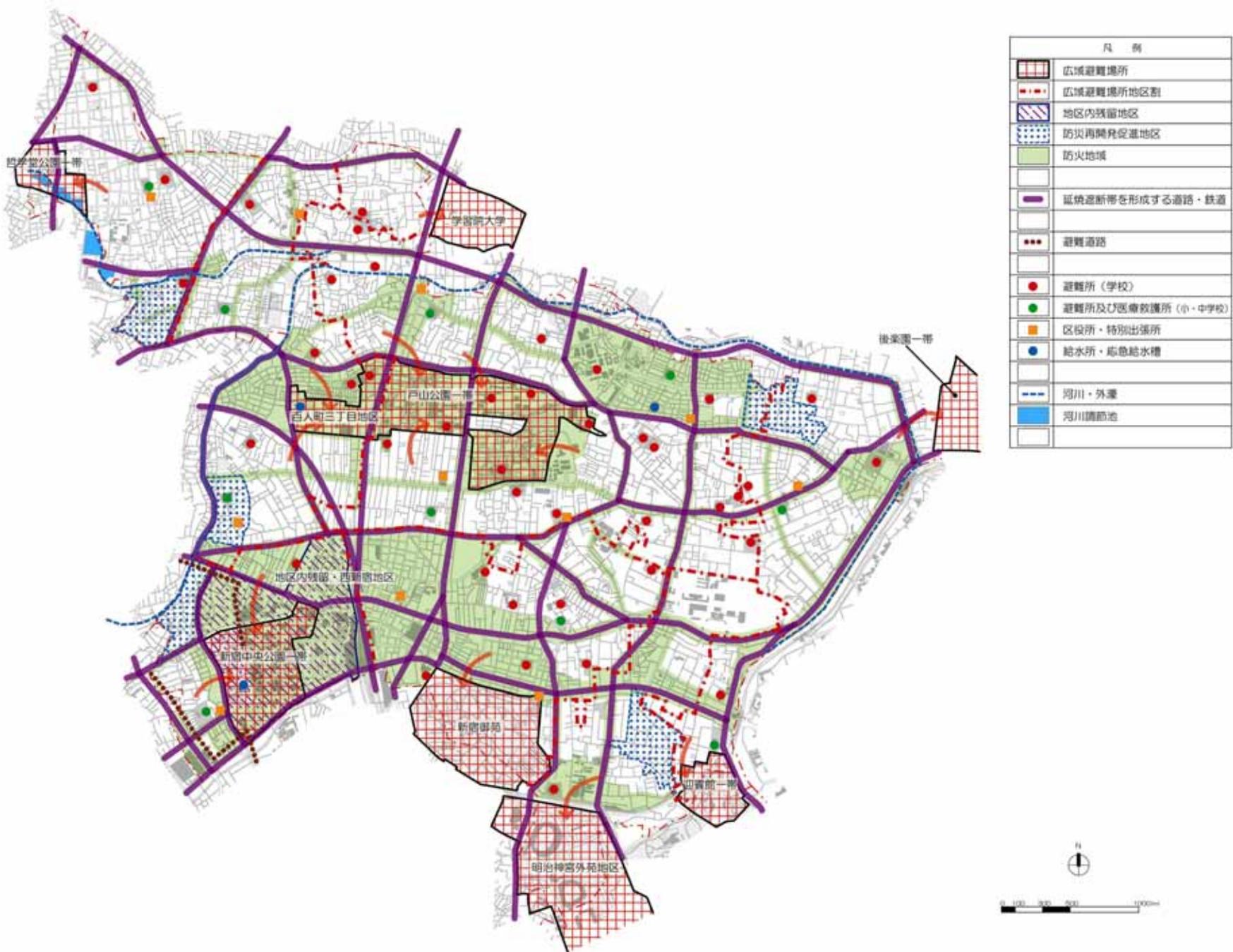
項目	方針
避難施設の充実等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所である小中学校の防災面の整備を進めます。 ・公園に備蓄倉庫、貯水槽、下水道直結型トイレ等の整備を進めます。 ・避難所の下水道直結型トイレの増設や多目的貯水槽の設置を進めます。 ・災害時の避難所や情報網、崖地など、災害に関する情報を周知する体制を充実させます。
被災情報の把握と復興計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・高所カメラによる被災状況の把握、防災ラジオや防災無線(デジタル)による情報の提供の体制整備を進めます。 ・被災後の速やかな復興を図るため、災害復興計画を策定します。また、必要に応じて計画の改定を行います。

総合的な水害対策の推進

河川改修や雨水流出抑制等による総合的な水害対策を促進し、水害解消に向けた取組みを進めます。また、区民の防災意識の啓発を図ります。

項目	方針
治水対策等の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川、妙正寺川の 50 mm / h 降雨対応の未整備区間の河川整備を促進していきます。 ・第二戸山幹線等下水道幹線の整備を促進していきます。 ・公共及び民間施設において、雨水の一時貯留施設や雨水を地下に浸透させるための整備を促進していきます。
水害解消に向けた施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の校庭等の公共施設や民間大規模施設の雨水流出抑制対策を促進していきます。 ・建築物の地下階への雨水流入防止策を促進していきます。 ・雨量や河川の水位等、水害に係る情報提供を行っていきます。
防災意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップの公開による啓発活動を進めていきます。

(3) 防災まちづくり方針図



4 . みどり・公園整備の方針

(1)基本的な考え方

水辺（河川や外濠などの水面）や、みどり（みどりを構成する樹木、樹林、草地など）は、風や気温の変化を和らげ、大気を浄化し、火災に強いまちをつくる効用を持っています。また、みどりは、人々に潤いややすらぎも与えます。都市の環境を快適なものに維持していくためには、水辺やみどりを保全・創出し、都市の生活や活動の場に積極的に活かしていく必要があります。

新宿区の外周を囲む水辺やみどりは、区民や新宿を訪れる人が快適に感じられる場として、さらに、ヒートアイランド現象の緩和などの環境面からも大変貴重です。この水辺とみどりを「水とみどりの環」、新宿御苑周辺や明治神宮外苑周辺など区内に残る貴重なみどりのまとまりを「七つの都市の森」とし、また、身近な地域のみどりをつなげ、これらを結ぶように幹線道路のみどりを充実させます。特に、明治通り及び新宿通りから中央通りの街路樹等によってできる緑陰を「風のみち（みどりの回廊）」とし、これらのみどりの骨格として捉え、みどりの充実を図ります。

また、魅力ある公園の整備、拡充、緑被率の向上をめざします。さらに、身近な公園や区の庁舎や小中学校などの公共施設、大規模な開発などにより生み出される公開空地などを、生活や活動の場の中にあるみどり（コミュニティガーデン（地域の庭））として、区民等と協働で、その充実や積極的な活用を進めていきます。

既存の身近な公園については、公園の利用を促進するため、計画段階から地域住民と協働で計画を練り、再整備を進めていきます。また、維持管理などにおいても、区民との協働による運営体制の確立を進めていきます。

(2)みどり・公園整備の方針

みどりの骨格の形成

新宿区の外周に沿って連続する水辺とみどりをつなぎ「水とみどりの環」とし、大規模な公園のみどりや、斜面緑地などのまとまったみどりを「七つの都市の森」として位置づけ、みどりの保全・充実を促進していきます。

また、明治通りの歩道の拡幅等に伴い、街路樹や歩道等の再整備等、「風のみち」として緑陰あるさわやかな歩きたくなるみちづくりを促進していきます。

項目	方針
「水とみどりの環」の形成	<ul style="list-style-type: none">・妙正寺川、神田川、外濠等の水辺を要所とした親水公園の整備を進めていきます。・玉川上水を偲ぶ流れの創出を図ります。・神田川上にかかる首都高速道路の地下化等の検討を関係機関に要請していきます。
「七つの都市の森」の保全・拡充	<ul style="list-style-type: none">・新宿中央公園周辺、戸山公園周辺、落合斜面緑地、早稲田大学周辺、外濠周辺、明治神宮外苑周辺、新宿御苑周辺のみどりや公園、斜面緑地等のまとまったみどりの積極的な保全・拡充を促進していきます。・地区計画制度や公有地の活用などにより、みどりの保全・拡充を進めていきます。
「風のみち（みどりの回廊）」の整備推進	<ul style="list-style-type: none">・明治通り、新宿通り、中央通りの幹線道路に緑陰となる街路樹を育て、みどりと風を感じることができるみちづくりを促進していきます。・明治通り、新宿通り、中央通り沿道の建築物の屋上緑化、壁面緑化、接道部分の緑化等を促進していきます。

みどりを残し、まちへ拡げる

新宿の地形や歴史、文化を「まちの記憶」として次世代に継承していくことが重要です。江戸時代の旧藩邸等にあったみどりなどを「みどりの記憶」として位置づけ、土地所有者や区民等との協働により、みどりの保全・再生に取り組めます。また、市街地再開発事業等の大規模な開発計画においては、公開空地等により、積極的にみどりの創出を図り、快適な都市空間の形成を誘導していきます。

さらに、屋上緑化の推進、みどりを保全する環境保全型の地区計画の導入などにより、積極的にみどりを拡げるまちづくりを進めます。

項 目	方 針
「みどりの記憶」の継承	・旧藩邸跡地等の公共施設や公園を中心としたみどりの保全・創出、地区計画制度やみどりの協定、保護樹林制度等の活用を土地所有者や区民等との協働により進めます。
みどりの保全・活用	・保護樹林・保護樹木の指定、グリーンバンク制度等により、みどりの保全・活用を図ります。
みどりの拡大・整備	・緑化計画書制度による緑化の誘導、ブロック塀の生垣化助成などによる接道部の緑化、建築物の屋上緑化や壁面緑化を促進していきます。
みどりのまちづくり	・みどりの創出を盛り込んだ整備計画の作成等、地区計画制度を活用した、みどりのまちづくりを推進します。 ・市街地再開発事業等の大規模な開発計画における公開空地・広場等の地区に開放されるみどりを創出します。 ・商店会や町会とみどりの協定を結ぶこと等により地域の緑化を支援します。 ・区道の街路樹や植栽について剪定等の工夫により緑量豊かにしていくとともに、国道や都道の幹線道路等においても、みどりの充実を要請するなどし、「りっぱな街路樹運動」を推進します。
みどりの啓発	・桜の開花や紅葉など、みどりの状況について区民等への広報を進めます。 ・みどりの普及啓発やボランティア活動など、区民の自主的なみどりの維持・創出の活動を支援します。

水やみどりに親しめる環境づくり

潤いある都市空間を形成するために、まちづくりの中でのみどりの果たす役割を重視し、生活の場や道路、業務・商業エリアなどの人々が日常的に触れ合える場において、みどりの充実を積極的に誘導していきます。特に、街路樹や壁面緑化等、歩く人に心地よさを与える目に見えるみどりの整備を促進していきます。また、昆虫や野鳥などの生き物が生息できるビオトープなどの空間の整備を誘導していきます。

項 目	方 針
目に見える緑の整備	・りっぱな街路樹運動の推進、建築物の壁面の緑化等、緑視の観点から目に見えるみどりの整備を進めていきます。

項 目	方 針
虫や鳥の住める みどりづくりの 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・昆虫や野鳥などの生き物が生息できるビオトープなどの空間の整備を促進していきます。 ・市街地再開発事業等の地域の面的な整備を進める際には、昆虫や野鳥などの生き物が生息できる公開空地や広場等のまとまったみどりの創出を促進していきます。
水辺空間の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川や妙正寺川、玉川上水、外濠などを、水辺に親しめる親水空間として整備を進めます。

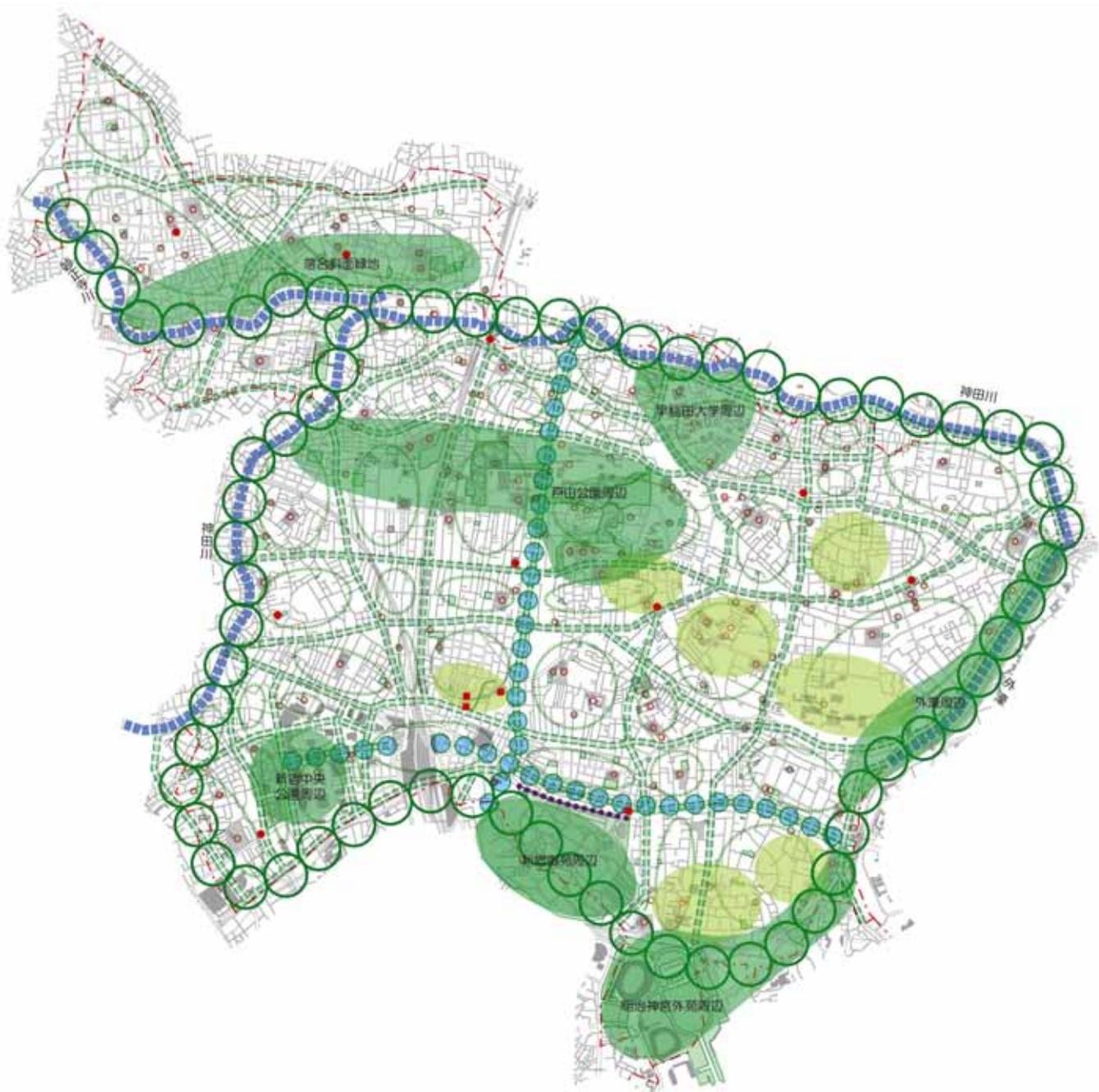
生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン(地域の庭))の充実

庁舎・学校等の公共施設、寺社、病院などの大規模な敷地のみどり・オープンスペースを、生活や活動の場にある身近なみどり(コミュニティガーデン(地域の庭))と位置づけ、地域住民や施設利用者等が楽しめるように、みどりの充実と地域への開放を進めます。併せて、防災上の配慮やユニバーサルデザイン等にも配慮し、誰もが利用できる公園や公共施設の整備を進めます。また、地域に密着した公園の運営を検討し、地域住民の継続的な公園活動を定着させる仕組みづくりを検討します。

項 目	方 針
オープンスペースの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、庁舎や学校などの公共施設、寺社、病院や大学などの大規模な敷地のみどりやオープンスペースを地域に開放するみどりとして整備・活用していきます。 ・市街地再開発事業等の面的な整備によって創出される公開空地や広場などの緑化を促進していきます。 ・高齢者や障害者等が歩いていける範囲に公園や緑地を確保するよう努めます。
特徴ある公園づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化など「まちの記憶」を活かした公園の整備を進めていきます。 ・漱石公園など新宿にゆかりのある文化人に関わる公園整備を推進していきます。
公園機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ方式により利用者等の意見やアイデアを活用した「みんなで考える身近な公園の整備事業」を推進していきます。 ・子どもが公園で安全に遊べるように、防犯等子どもの安全性に配慮した公園づくりを進めていきます。 ・公園内の段差を少なくすることや、スロープの設置、誰でも利用できるトイレの設置等の整備に取組み、誰もが利用できる公園づくりを進めていきます。
公園の運営管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を人々が気楽に集まれる場所として、地域の祭りやフリーマーケット等のイベントに開放するなど、地域コミュニティの拠点として活用していきます。 ・地域に密着した公園の運営を行うため、公園サポーター制度の拡充、地域に根ざした公園管理を推進していきます。

(3) みどりの公園整備方針図

凡 例	
	水とみどりの環
	七つの都市の森
	風のみち（みどりの回廊）
	みどりの記憶
	緑豊かな街路
	主な公園・主な緑地
	公園・緑地等
	沼川・外濠
	玉川上水を徳ふ流れの創出
	コミュニティガーデン
	学校
	公共的施設（区施設、病院等）
	区役所
	特別出張所（10ヵ所）



5 . 景観まちづくりの方針

(1)基本的な考え方

新宿区は、豊島台地、淀橋台地とそれらに挟まれて東西に延びる下町低地、区の外周を取り囲む神田川・妙正寺川・外濠、新宿御苑、明治神宮外苑、落合地区の斜面緑地のみどりなど、変化に富んだ地形により構成されています。その上で展開されてきた多様な都市活動により、江戸時代からの歴史や文化を感じさせる神楽坂の路地、新宿駅西口超高層ビル群の都市景観、アジアの異国情緒あふれる界限、落合のみどりあふれる閑静な住宅地のまちなみなど、個性的な景観が形成されてきました。

一方で、経済性を重視した大規模な高層の建築行為等により、長い時間をかけて形成されてきた地域のまちなみの調和や良好な景観が失われることも生じています。このため、区では、平成 18 年 3 月に区内の 8 割の区域に「絶対高さ制限（高度地区）」を導入し、地区の良好な環境の形成とまちなみの調和を誘導しています。

今後は、東京都・周辺区とも整合を図りながら、地域の個性に光をあてた景観形成を推進し、市街地の更新に合わせた美しい景観を備えた都市空間の創出、江戸時代以来蓄積されてきた歴史的・文化的資源の保存、観光の視点も踏まえた景観の活用、神田川等の水辺や新宿御苑等のみどりの保全、また、その周辺を含めた景観の整備を進めていきます。これにより、潤いのある豊かな生活環境を創出するとともに、まちの活性化を図り、区民にとっても来街者にとっても魅力的なまちの景観の形成を進めていきます。

(2)景観まちづくりの方針

地域の個性を活かした景観誘導

新宿区の持つ多様性や懐の深さを活かし、地域の自然地形、歴史や文化などの景観資源を発掘しながら、その地域にふさわしい景観形成の方針を作成し、それぞれの地域の個性を活かした景観形成を誘導していきます。

項 目	方 針
「まちの記憶」を活かした景観形成	・土地利用や街路網の変遷、そこで展開されてきた人々の営みの歴史や文化など地域に刻まれた「まちの記憶」を活かした景観形成を誘導していきます。
変化に富んだ地形を活かした景観形成	・変化に富んだ地形、神田川・外濠などの水辺、新宿御苑などの貴重なみどりを、区の景観の財産として景観形成を誘導していきます。
水とみどりを活かした景観形成	・建築物の更新等によって失われがちなみどりの保全を促進していきます。 ・水辺やみどりを創出する建築計画を誘導していきます。 ・公共施設や大規模施設、斜面緑地や寺社のまとまったみどりを活用し、都市に潤いを与え品格を高めるまちなみ景観の形成を図ります。
眺望景観の保全・創出	・明治神宮聖徳記念絵画館等の歴史的建造物を中心とした眺望景観や新宿御苑からの良好な眺望景観を保全していきます。 ・新宿駅西口の超高層ビルが建つ区域において、適切な景観を誘導していきます。 ・みどり豊かな街路樹の整備や道路の無電柱化により、良好な眺望景観を創出していきます。

賑わいと潤いのある景観形成の誘導

新宿駅周辺などの業務商業の集積した地域や新宿通りや明治通りなどにおいては、地域の特色を活かし、風格のあるまちなみの形成や快適な歩行者空間の整備などを進め、風格と賑わいの景観を創出していきます。また、神田川、妙正寺川・外濠などの水辺や、大規模施設のみどりや公園等については、水辺とみどりの潤いのある景観形成を促進していきます。

a. 賑わいのある都市空間の創出

項目	方針
賑わい交流景観創造エリアの景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿駅周辺においては、超高層建築物群全体として、まとまりのあるスカイラインの形成や、賑わいのある魅力的な景観の創出を促進していきます。 ・新宿駅西口の超高層建築物の景観形成についてのガイドラインの策定を検討していきます。 ・高田馬場、四谷、神楽坂の各エリアにおいては、それぞれのまちの個性と界限性を活かした質の高い賑わいのある景観の形成を誘導していきます。
賑わい交流景観創造軸の沿道景観の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・新宿通りから中央通り、明治通りのみどりあふれる快適な歩行者空間の創出及び沿道建築物等の景観誘導を行い、調和のとれた魅力あふれる沿道景観を形成します。

b. 潤いのある景観形成

項目	方針
水辺の景観軸を活かした親水空間の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・神田川、妙正寺川、外濠などの水辺の景観を活かした親水空間の創出、周囲のまちなみや遊歩道などの整備を進めていきます。
みどりの景観ゾーンとネットワークの形成	<ul style="list-style-type: none"> ・「七つの都市の森」などのみどりを保全すると共に、これらを連続させるみどりの景観ゾーンとネットワークの形成を図ります。

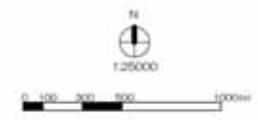
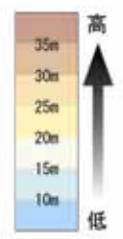
区民等との連携による景観まちづくりの推進

地域の住民、事業者、NPO、大学などの多様な主体と連携・協働により、地域の自然や歴史、文化などを活かして、良好な景観まちづくりを進めます。

項目	方針
区民等との協働	<ul style="list-style-type: none"> ・区民等や隣接区など関係する様々な主体との連携・協働により、景観まちづくりを進めていきます。 ・地区計画制度等のまちづくり制度を活用し、地域の個性的な景観の保全・創出を図ります。
景観行政団体としての活動	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観計画を策定していきます。 ・景観協議会、景観協定等を活用して景観まちづくりを進めていきます。
広域的な景観誘導の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・道路や河川などの連続する景観の形成など広域的な景観形成が必要な地域においては、東京都や隣接区と連携し、広域的な景観誘導を推進します。

(3) 景観まちづくり方針図

凡 例	
	水辺の景観軸
	みどりの景観ゾーン
	賑わい交流景観創造軸
	賑わい交流景観創造エリア



6 . 住宅・住環境整備の方針

(1)基本的な考え方

新宿区には、落合のような戸建住宅の多い地域や、住宅と業務ビル・店舗等が混在する地域、西新宿のように再開発等により大規模な高層マンションの建設が進んでいる地域など、様々な住居地域が存在しています。良好な住環境の低層住宅地や中高層住宅地がある一方で、木造住宅密集地域のように防災性が低く住環境に課題のある地域も多く、また、交通利便性の高さ等を反映してワンルームマンションの建設も盛んであり、管理も含めた近隣との調和が課題になっています。

このような状況を踏まえ、今後も、都心居住を積極的に促進するとともに、人々が住み続けられ、子どもを育てられる住環境の整備に取り組む必要があります。民間の住宅供給を適切に誘導し、安心して住み続けられる住宅と良好な住環境の形成を進めていきます。

特に、木造住宅密集地域においては、地区計画制度や市街地再開発事業等のまちづくり手法、東京都条例の新防火地域等を活用して、まちの防災性の向上と住環境の改善を促進していきます。

また、住宅の附置制度については、安心して住み続けられる良好な住宅を供給する等の視点から検討を進めていきます。さらに、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を支援するとともに、ファミリー世帯、高齢者等の住まいの安定確保を図り、人々が安全で快適に住み続けられる住宅・住環境整備の支援を進めていきます。

(2)住宅・住環境整備の方針

安心して暮らせる住まいづくり

災害に強く安全な住まいづくりを進めるため、地区計画制度などのまちづくり制度を活用し、木造住宅密集地域の防災性の向上や建替えの促進などを進めていきます。

また、防犯性向上に対する取り組みや、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。

項 目	方 針
災害に備えたまちづくり・住まいづくり	<ul style="list-style-type: none">・地区計画や街区再編まちづくり制度等のまちづくり手法、市街地再開発事業や土地区画整理事業等の活用により、道路等の都市基盤の整備を促進していきます。・建築物の敷地面積の最低限度を定めるなど、ゆとりのある住宅の誘導を図ります。・耐震診断・耐震改修の支援により、建築物の耐震化を促進していきます。
住まい等の防犯性の向上	<ul style="list-style-type: none">・住宅等の防犯性の向上、防犯カメラの設置や街路灯の整備を誘導します。・パトロールの実施等、警察や地域との連携によりまちの安全性の向上を図ります。
健康に配慮した住宅の普及促進	<ul style="list-style-type: none">・室内における有害化学物質についての情報提供など、健康に配慮した住宅の普及促進を図ります。・住宅の性能表示制度の普及を図ります。

住生活の豊かさを実感できる住まいづくり

高齢者、障害者を含めたすべての人が安全で快適に住み続けられるように、ユニバーサルデザインの視点に立った住宅の整備を支援します。分譲マンション等の集合住宅の適正な維持管理や、建替えを必要とする集合住宅への支援を進めていきます。

また、多様な居住ニーズに対応できる仕組みやライフスタイルに応じて住み替えができる仕組みづくりを検討するとともに、単身世帯者の多いワンルームマンションの住環境の向上に取り組めます。

項 目	方 針
分譲マンション等の適正な維持管理・再生支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集合住宅の良好な維持管理や再生を促進するため、相談事業や啓発により、再生を支援していきます。 ・ワンルームマンション条例等により、高齢者向け住宅の供給や適正な建物管理を誘導していきます。
ユニバーサルデザイン等による住宅の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修等に対する資金融資やリフォーム工事業者の斡旋などにより、既存住宅の適切な維持・改善を支援していきます。 ・ユニバーサルデザインの視点に立った良好な住宅づくりを促進していきます。
多様な居住ニーズに対応する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な居住ニーズに対応するため、コレクティブハウスなどの新たな居住形態の検討を進めていきます。 ・ライフステージに応じて多様な住み替えができるよう、支援体制の整備を検討していきます。
環境に配慮した住宅の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷を減らし地球温暖化を防ぐため、環境共生住宅の普及など、住宅の省エネルギー対策を促進していきます。

安定した居住を確保できる仕組みづくり

高齢者等の住まいの安定確保、安心して子育てできる居住環境づくりと居住継続の支援を進めていきます。また、住宅ストックの有効活用等によるセーフティネット機能の向上を図ります。

項 目	方 針
高齢者等の住まいの安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・障害者等の入居制限を行わない賃貸住宅の供給を促進するため、高齢者等向けの住宅整備の誘導・情報提供を進めていきます。
子育てできる居住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯が居住ニーズに応じて住宅を確保できるよう、居住継続の支援を進めていきます。 ・良好なコミュニティができるよう、多機能・子育てスペースの確保の検討を進めていきます。 ・子育て世帯の定住化と子育てに適した環境整備を促進します。また、ひとり親世帯等が安心して生活を営める環境づくりを進めていきます。
セーフティネット機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した区営住宅等の建替えや修繕による良質な住宅ストックの充実を進めていきます。 ・区営住宅等が区民のセーフティネットとして有効に機能するように管理の適正化・効率化を推進していきます。

地域コミュニティを主体とした魅力ある住まいづくり

高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など、地域で暮らしを共にする住民がお互いに支え合い、連携がとれた良好なコミュニティの形成を進めていきます。

また、多様な居住ニーズに合った地域コミュニティづくりと魅力のある住環境づくりを促進していきます。

項 目	方 針
地域主体の住環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画制度等を活用して、地域住民等が主体となって良好な居住環境の形成、コミュニティの形成を進めていきます。
外国人との共生	<ul style="list-style-type: none"> ・生活情報の広報を行うとともに、NPOや地域コミュニティ団体などとの連携により、区民と外国人との多様な交流を図ります。

7. 人にやさしいまちづくりの方針

(1) 基本的な考え方

生活する人、働く人、障害者、高齢者、外国人など、すべての人を社会の一員として包含するまちづくりの推進が求められています。

このため、区内の鉄道駅舎、公共交通、道路等のバリアフリー化を促進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立った人々が自由に行動できる都市空間づくりをめざしていきます。

特に、新宿駅周辺地区と高田馬場駅周辺地区は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)に基づく「重点整備地区」として、積極的に公共交通機関の改善と人にやさしくわかりやすいみちづくり、民間施設を含めた公共的な施設を結ぶ移動経路のネットワークの形成に向けて、整備を促進していきます。さらに、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導し、誰もが住み続けられる住宅づくりを進めていきます。

また、地球環境を守るため、大気汚染などの環境汚染や地球温暖化の防止対策、身近な生活領域からの環境への負荷の軽減などを誘導し、持続可能な資源循環型のまちづくりに取り組んでいきます。

(2) 人にやさしいまちづくりの方針

誰もが住み続けられる住宅づくり

障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。また、ライフステージの変化に応じた住み替え等の支援を行っていきます。

項目	方針
バリアフリー住宅の整備誘導	・床の段差の解消やトイレ・浴室・廊下等の手すりの設置など、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリー住宅の整備を誘導します。
住宅の住み替え誘導	・単身世帯、子育て世帯、家族世帯や高齢者世帯など、ライフステージの変化に応じた住宅の供給や住み替えの支援を行っていきます。

誰もが自由に行動できる都市空間づくり

誰もが安心して自由に行動できるように、鉄道駅舎、道路や公園等の都市基盤や、庁舎、学校、病院等の公共施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を促進していきます。

また、誰もが公共交通機関を利用できるように、関係機関や事業者などに働きかけ、駅やその周辺のバリアフリー化を促進していきます。

誰にもわかりやすいまちをめざし、公共サインや案内板等の整備を進めていきます。

項目	方針
公共施設等の整備促進	・誰もが利用しやすい鉄道駅舎や公園、庁舎、病院、学校、劇場、レストラン、百貨店など、公共施設や公共的な利用がされる建築物の整備を促進します。 ・施設の出入口の段差の解消や誰でも利用できるトイレ等の整備を促進します。

人にやさしい みちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者や車椅子使用者が安全に通行できるよう、段差が少なく、また、幅が広く平坦性を確保した歩道の整備を促進していきます。 ・まちかど広場、休憩ベンチなどを設けた快適な歩行空間の整備を促進します。 ・身近な道路に愛称をつけるなど、わかりやすく親しみやすいみちづくりを進めます。 ・地域の歴史や文化、まちの記憶などを説明した案内板の整備、分かりやすい公共サインの整備を進めます。
多様な主体との 協働	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、駅舎等の公共施設の整備にあたっては、バリアフリー等ユニバーサルデザインの視点に立って、関係機関と協働で進めていきます。 ・福祉のまちづくり団体、NPOなどと協働し、また、活動を支援し、まちのバリアフリー化を促進していきます。

持続可能な資源循環型のまちづくり

エネルギー効率のよい設備機器やリサイクル品の利用、ごみの減量、リサイクルしやすい商品の購入等の促進などにより、省資源・省エネルギーを推進し、環境にできるだけ負荷をかけない持続可能な循環型のまちづくりを進めていきます。

項 目	方 針
循環型の まちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・西新宿地区の地域冷暖房をはじめ、効率のよい技術の活用を促進していきます。 ・雨水利用や太陽熱利用などの自然エネルギーの活用を促進していきます。 ・環境への負荷を軽減する工法や省エネルギー製品の採用に取り組めます。 ・建築資材のリサイクル品の利用などを促進します。
自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・おとめ山公園などの湧水の保全・再生に努めていきます。 ・庁舎や学校、寺社などの地域の身近なみどり（コミュニティガーデン「地域の庭」）の整備・保全を促進していきます。
良好な環境 の整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域のみどりと「水とみどりの環（わ）」などをつなぐ幹線道路等の街路樹の整備を促進し、みどりのネットワークの形成を進めていきます。 ・建築物の敷地の接道部緑化、建築物の壁面緑化や屋上緑化を促進していきます。

環境に配慮したまちづくり

地球温暖化やヒートアイランド現象など、都市における気候変動の対策として、まちの緑化を積極的に推進するとともに、エネルギー効率の良い都市をめざして、道路渋滞の緩和や自動車交通の抑制と公共交通機関の整備や利用の促進をしていきます。また、公共公益施設については、保水性舗装などによる整備を促進していきます。併せて、大気汚染や騒音・振動の緩和を図るため、幹線道路の整備や更なる発生源対策を関係行政機関とともに進めていきます。

区内のエネルギー消費量を削減するため、区民等の環境に対する意識の向上のための啓発を行っていきます。

地域別まちづくり方針

1. 基本的な考え方及び地域の区分

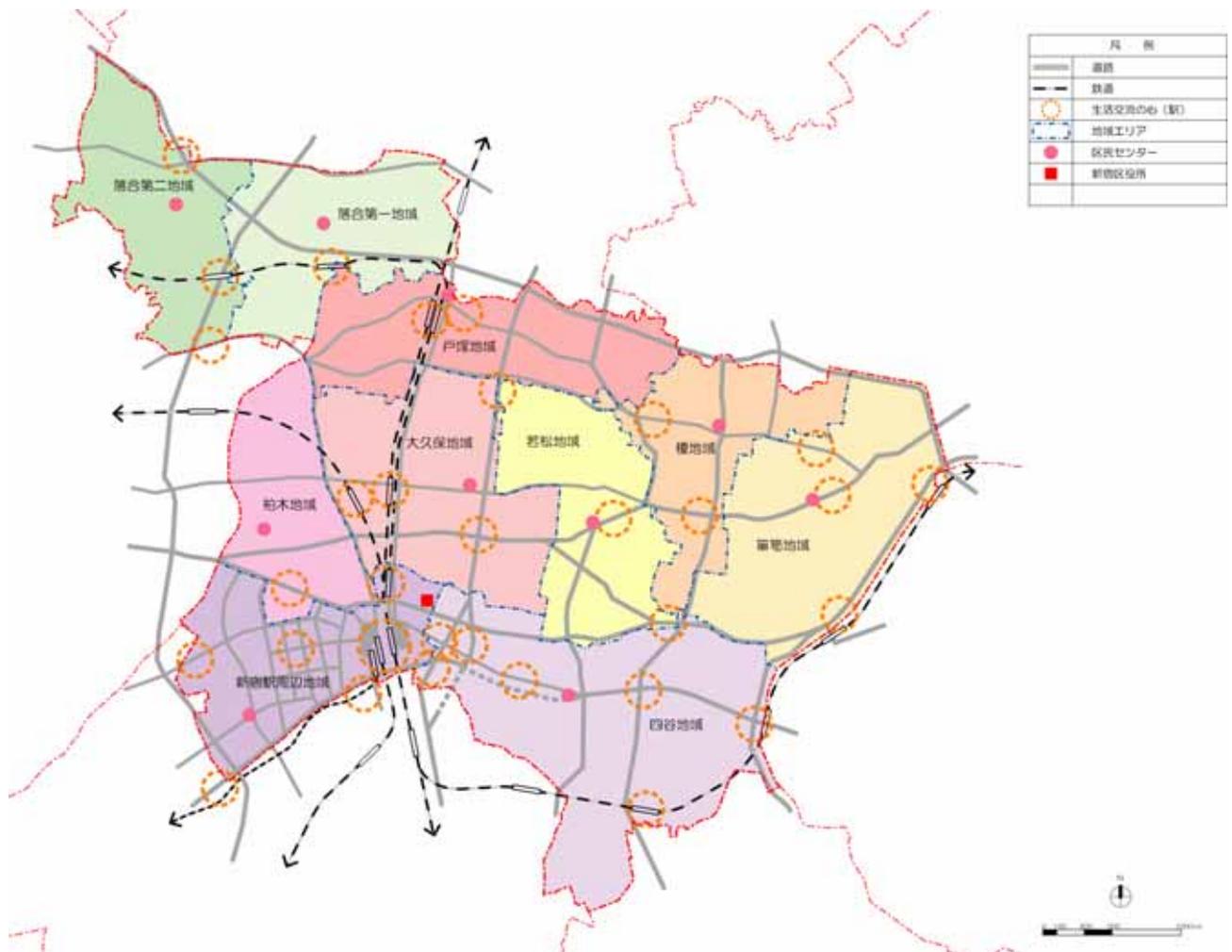
(1) 基本的な考え方

地域別まちづくり方針は、部門別の7つのまちづくり方針（ ）を踏まえて、各地域の総合的なまちづくり方針を定めるものです。

部門別のまちづくり方針が、新宿区全体のまちづくりに重点が置かれているのに対し、地域別まちづくり方針は、地域のより詳細なまちづくりの方針を示すものです。また、区全域に係る部門別のまちづくり方針についても、地域住民の意見書及び地域の特性等を踏まえて、地域別まちづくり方針に再度記載しています。

地域別まちづくり方針は、住民が身近に感じることができる日常の生活範囲として、特別出張所の所管区域を基本とし、区全体を10の地域に区分しています。

(2) 地域の区分



2．地域別まちづくり方針

2 - 1．四谷地域まちづくり方針

1．地域の将来像

歴史と文化の香りあふれ、多くの人が集う夢のまち

【まちづくりの目標】

歴史と文化

江戸時代からの文化を継承する歴史ある地域であり、寺社等の歴史的資源を活かしながら、その歴史・文化と融合した賑わいあるまちをめざします。

香り

新宿御苑や明治神宮外苑などの大規模なみどりの拠点が連続し、季節感を運ぶ風の香りに加え、四谷の歴史や文化を肌で感じ取れるまちをめざします。

人が集う

住む人、働く人、観光客に加え、多くのアーティストや文化人を迎え入れることができる個性的でハイセンスなまちをめざします。

夢

地域住民が誇りと夢を持ち、責任を持って未来へと引き継いでいくまちづくりをめざします。

2．まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

四ツ谷駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持つまちにしていきます。

新宿通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。

新宿御苑や明治神宮外苑のみどり、外濠の水とみどりを新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続した水とみどりの骨格として形成していきます。併せて、新宿通りと明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

四谷地区の拠点の整備を進めます。

- ・四ツ谷駅周辺の一体的なまちづくりを行っていく中で、四谷第三小学校や財務省官舎跡地を活用し、市街地再開発事業等による四谷地区の拠点の形成を進めていきます。
- ・新宿通りとともに、靖国通り沿道を業務商業の重要な路線として、多くの人々が往来する賑わいのある地区にしていきます。
住機能と業務商業機能の調和を図ります。
- ・新宿一、二、五丁目については、中高層階住居専用地区の指定により、定住人口を確保しつつ、住機能と業務商業機能の調和した複合市街地としての整備を誘導していきます。
- ・四谷三丁目駅周辺は、後背の住宅地の生活交流の中心として、魅力ある商店街等の整備を促進していきます。

住宅地の修復型のまちづくりを進めます。

- ・三栄町、愛住町、四谷四丁目など幹線道路に囲まれた住宅地は、建築物の更新時や共同建替えと併せて生活道路やオープンスペースの整備など、修復型のまちづくりを進めていきます。

2) 道路・交通

幹線道路における歩行者空間の整備を進めます。

- ・明治通り、新宿通り、靖国通り等の幹線道路は、沿道商業環境に配慮し、歩道の景観整備や緑化を促進していきます。
- ・公共交通等によるまちの利便性の向上を図ります。
- ・地域住民の利便性及び観光客等の来訪者の回遊性向上のため、地域内外の移動手段としてコミュニティバス等の導入を検討していきます。
- ・高齢者、障害者も含めたすべての人が容易に移動できるよう、駅及び駅周辺のバリアフリー化を促進していきます。
- ・駐車場の整備を促進します。
- ・駅や商業施設などの集客施設については、事業者や商店街等に対して駐車場や駐輪場の設置を働きかけていきます。
- ・子どもが安心して遊べる道路空間の活用について検討します。
- ・交通規制等による道路の一部開放等、遊べる空間としての活用について検討を進めていきます。

3) 安全・安心まちづくり

まちの防災性の向上を図ります。

- ・若葉三丁目等の木造住宅密集地域については、地区計画等を活用し、歴史的な文化資源を活かしながら、道路等の基盤整備を促進するとともに、共同建替えを誘導し、まちの不燃化を進めていきます。
- ・木造住宅密集地域や地域危険度の高い地域については、地域の状況に応じて東京都条例の新防火地域の指定について検討していきます。
- ・大規模施設跡地の有効活用を図ります。
- ・学校の統廃合により使われなくなる大規模施設等の跡地においては、開発等の際に地域の安全性の向上のために、災害時の避難施設として活用するなど、有効な跡地利用の検討を進めていきます。

4) みどり・公園

水とみどりのネットワークの形成を図ります。

- ・新宿御苑から明治神宮外苑、外濠に至る歩行系幹線道における街路樹の充実等を行い、住民と協働で、みどりの創出を図っていきます。また、玉川上水を偲ぶ流れの創出を進めていきます。
- ・新宿御苑、明治神宮外苑などの大規模公園を核とし、周辺地域へみどりが広がるよう、地区計画や景観計画等の制度の活用を検討していきます。
- ・大規模開発等の際には、事業者にオープンスペースの確保を要請し、地域に開かれたみどりの広場の整備を進めていきます。
- ・利用者の声を反映した公園の再整備を進めます。
- ・公園の再整備にあたっては、公園利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園整備を進めていきます。また、地域住民による公園管理の仕組みについての検討を進めていきます。

5) 都市アメニティ

歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。

- ・若葉や須賀町を中心に四谷地区に点在する寺社や坂道などに残る歴史的・文化的資源について、広報やイベントの開催等により情報を発信し、観光資源として活用していきます。また、これらの資源を巡るまち歩きルートの設定や案内板の設置などを検討していきます。

風情あるまちなみ景観の保全を図ります。

- ・荒木町などの昔ながらの風情を残す地区が、魅力ある商業地としてのまちなみ景観を維持していけるように、地区計画等のまちづくり制度を活用し、建築物の高さや意匠等のルールづくりについて検討していきます。

新宿駅からの歩行者の回遊性の向上を図ります。

- ・新宿駅南口から新宿御苑方面への往来ができるよう、動線の検討を行うとともにサイン整備等により歩行者の回遊性の向上を図ります。
- ・子育て・介護支援施設の整備・充実を進めます。
- ・保育園やことぶき館など、子育てや介護を行う人たちを支援する施設の整備・充実を進めていきます。
- ・スポーツ拠点を活かしたまちの活性化を図ります。
- ・国立競技場や神宮球場などのスポーツ施設を、地域の活性化に結びつけることについて検討していきます。

6) コミュニティ

地域住民のまちづくりを支える仕組みづくりを検討します。

- ・地域住民のまちづくりへの参画を得て、生活道路や公園等を整備する仕組みづくりを検討していきます。

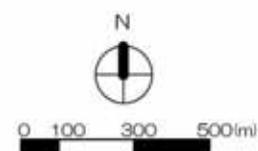
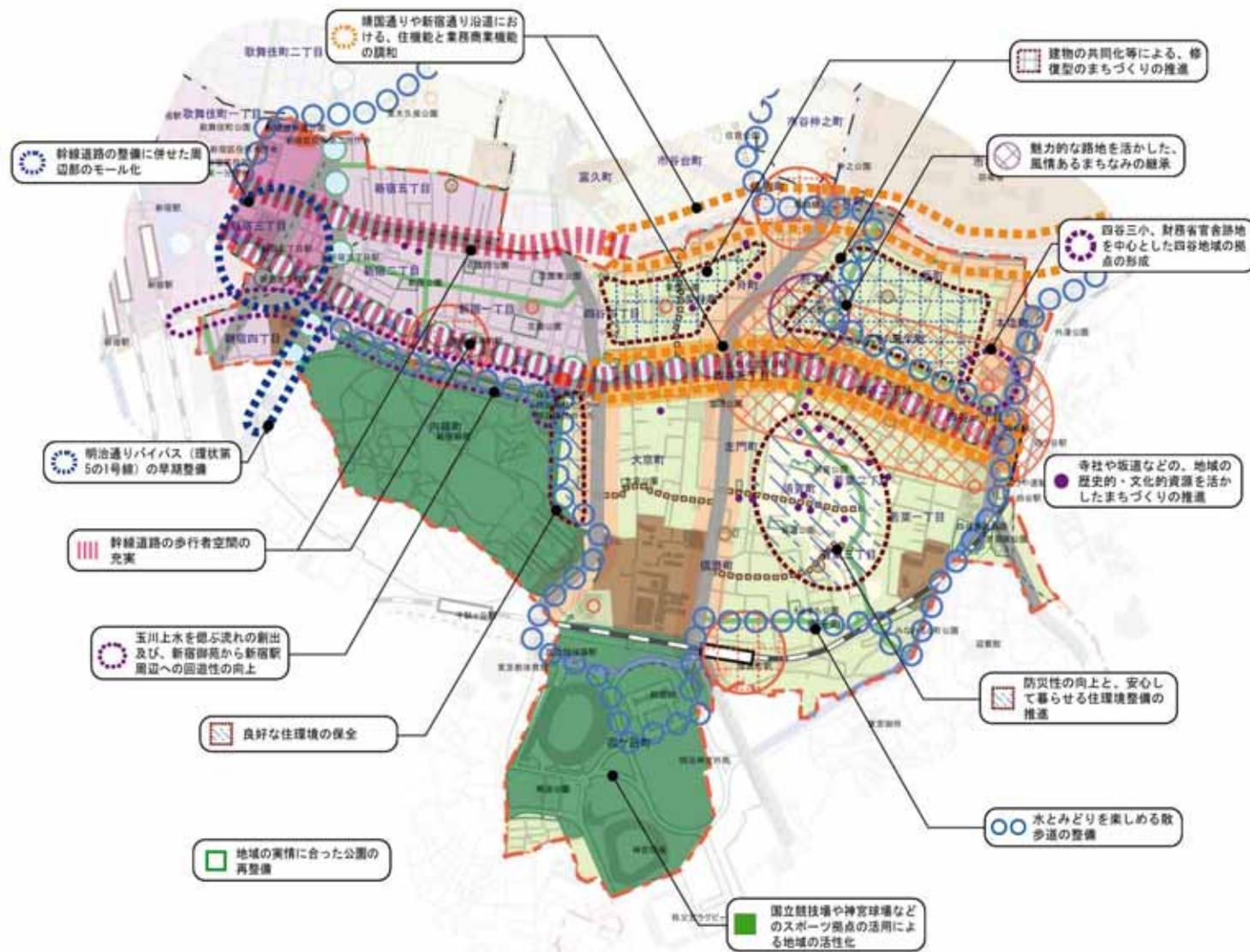
【地域が主体に進めるまちづくり】

マンパワーを活かしたまちづくり活動を実施します。

- ・まちづくりの起爆材として、地域住民のマンパワーを活かした様々な試みを、実施していきます。
- ・文化のまちづくりと地域コミュニティの形成を図ります。
- ・江戸四宿であった「土地の記憶」を大切に、四谷の文化をまちづくりに活かしていきます。
- ・祭りやイベントの開催により、住民や地元事業者等の四谷地域のまちづくりに対する意識を醸成し、良好な地域コミュニティの形成を進めていきます。
- ・来街者を広く受け入れる体制づくりを行います。
- ・外国人をはじめ、四谷地域を訪れる人、四谷地域に移り住んできた人を温かく受け入れるための体制づくり行っています。

3. 四谷地域まちづくり方針図

凡 例	
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	国際的な中核業務機能拠点地区
	都心居住推進地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	大規模な公園
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のまち(みどりの回廊)
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	新設区役所
	特別出張所
	地域境界



2 - 2 . 笹筥地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

坂と水 歴史を綴る 粋なまち 笹筥

【まちづくりの目標】

地域の特徴である外濠や神田川の水辺や坂道等の自然の地形を活かし、人々が生き生きと生活、生産していけるまちをめざします。

大名屋敷が点在していた時代から受け継がれ、歴史の変遷の中で積み重ねられた魅力を織り込みながら、江戸文化の「粋」を感じさせるまちづくりをめざします。

2 . まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

神楽坂周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、江戸の文化を継承した路地など昔ながらの情緒と業務商業、都心居住が調和し、歴史的な文化・景観を保全しつつ賑わい交流機能を備えた、新しい魅力を持ったまちに誘導していきます。

外濠と神田川の水とみどりを、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる、連続したみどりの骨格を形成していきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

住機能と工業機能の調和した土地利用を進めます。

- ・ 地場産業の維持や、住機能との調和のため、工場アパートなどの工業施設の集約化をめざします。
- ・ 環境負荷軽減のため、共同配送や荷さばき車両の共同駐車場の整備を検討していきます。
きめ細かな土地利用計画を策定します。
- ・ 将来を見据えた積極的な産業再構築等のため、地域の实情にあわせたきめ細かな土地利用計画を検討していきます。
地域に貢献する周辺と調和した建築物を誘導します。
- ・ 地区計画等のまちづくり制度を活用し、高層ビルや大規模建築物が周辺環境と調和し、また、オープンスペースの確保等により地域に貢献するものになるよう誘導していきます。
良好な住宅地の保全、形成を図ります。
- ・ 北町、中町、南町、払方町、市谷砂土原町は、良好な住宅地として保全していきます。保全にあたっては、地区計画等を活用し、敷地の細分化防止、用途の規制、緑化の推進などを検討していきます。
- ・ マンション等で一定規模以上の建築計画に対しては、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。
神楽坂周辺地区の風情を活かしたまちづくりを進めます。
- ・ 神楽坂周辺地区は、風情のある路地や坂などの歴史的、文化的資源を活かしながら、防災に考慮し、良好なまちなみを保全、誘導していきます。
子育てしやすい住環境の整備を進めます。
- ・ 保育園や児童館等の育児支援施設を充実し、子育てしやすい環境整備を進めていきます。

2)道路・交通

地域内の交通の円滑化を図ります。

- ・生活道路への自動車の通過交通を抑制するため、幹線道路の整備を促進するとともに、コミュニティ道路等による通過交通車両の流入抑制について検討を進めていきます。
 - ・路上駐車車両による交通渋滞を緩和するため、商業施設に対し、荷さばき駐車場の設置や駐車場の整備を誘導していきます。
- 快適な歩行者空間の確保、整備を進めます。
- ・歩行者の安全を確保するため、道路の状況に応じて、歩車道の分離、歩道空間の確保を進めていきます。
 - ・建築物の更新時に、建築主にセットバックやオープンスペースの提供等の協力を求めるなどし、連続した歩道状空地の確保を図ります。
 - ・外掘通りは、歩行系幹線道として歩きたくなる歩行者空間の充実及びみどりの創出を促進していきます。

駅周辺における駐輪場の整備を進めます。

- ・駅周辺に駐輪場を整備するよう、鉄道事業者等に要請していきます。
- 地域のニーズを踏まえた都市計画道路の整備を進めます。
- ・大久保通り等の都市計画道路の整備に際しては、住民への説明会を実施し、地域のニーズ等に配慮した整備を促進していきます。

未整備の都市計画道路内にある敷地の暫定的な利用の検討を進めます。

- ・未整備の都市計画道路内にある敷地については、敷地の広場的利用や駐輪場利用等の暫定的な活用策の検討を進めていきます。

商工観光振興等の観点から、地域の回遊性及び利便性の向上を図ります。

- ・地域の回遊性、利便性を高める仕組みとして、また、商工観光を振興するための手段として、コミュニティバス等の公共交通の導入を検討していきます。

魅力的な買い物をしやすい商業地としての活性化に向けた施設整備を行います。

- ・魅力的で買い物しやすい商業空間の形成のため、歩道の拡幅やベンチ等の休憩設備の設置、駐輪場の整備等により、魅力的な商業地の形成を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

木造住宅密集地域、地域危険度の高い地域等の防災機能の強化を進めます。

- ・地域の防災機能を高めるため、建築物の不燃化や耐震化、避難所の充実、細街路の解消、延焼遮断帯による避難経路の確保等を促進していきます。また、防衛省等の大規模敷地について、災害時の避難の場所としての提供を要請していきます。
- ・南榎町等の細街路の多い地区は、災害時の消防活動・避難や日常生活のサービス等のため道路を主要区画道路として位置づけ、主要区画道路の整備によりまちの安全性等の向上を図ります。

4)みどり・公園

水とみどりを楽しめる施設の整備を進めます。

- ・外濠と神田川の遊歩道の整備、緑化、景観に配慮した整備等、水とみどりを楽しめる施設の整備を進めていきます。また、外濠の土手等は積極的な緑化とともに、親水空間としての利用を検討していきます。

住民等との協働により緑化を推進します。

- ・矢来公園周辺は、地域住民の協力を得ながら、公園を核として緑化を進めていきます。
- ・まちに潤いを創出するため、地域の資産である坂道や寺社のみどりの保全、緑化を誘導していきます。

利用者のニーズを踏まえた公園等のみどりの整備を推進します。

- ・地域住民のニーズを踏まえて、身近な公園や街路樹等の整備を進めていきます。
- ・区民等の参加による、みどりの空間の整備、管理をサポートしていく仕組みづくりを進めていきます。

公園及び緑地の整備を推進します。

- ・地域の核となる公園の整備を検討するとともに、公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用など、みどりの空間の充実を図っていきます。また、子どもが楽しく遊べる公園、緑地の整備を進めていきます。
- ・地域の緑化を進めていくために、一定規模以上の建築計画等に対して、引き続き、緑化協議を求めするなどし、みどりの充実を図ります。

5)都市アメニティ

景観計画等を活用した景観まちづくりを進めます。

- ・良好な景観形成に向けて、景観計画の策定等を行い、景観まちづくりのための施策を推進していきます。また、新たな魅力ある景観の創出に向けて、道路や宅地の緑化、まちなみに調和した建築物の色彩や意匠等の誘導を進めていきます。
神田川の水辺景観の創出を図ります。
- ・開かれた水辺空間の創出のため、神田川上部の首都高速道路の地下化について、関係機関に要請していきます。
歴史的資源を楽しめる景観まちづくりを推進します。
- ・特色ある建築物、路地やまちなみ景観の保全や活用を進めていきます。
- ・地域の歴史的資源の発掘や案内表示板の設置、情報紙の発行、資源を活かしたイベントの開催などにより、地域の資源をまちづくりに活かしていきます。また、旧町名の活用について検討していきます。
回遊性の高いまちづくりを進めます。
- ・寺社等の魅力的な歴史的・文化的資源を活かしたまちなみをつくり、人の流れを創出し、回遊性の高い、面としての賑わいあふれるまちづくりを進めていきます。
- ・寺社や文化財、坂道など地域の文化的な資産を地域の資源として活用し、地域の魅力の向上を図ります。また、これらの資源を結ぶ散歩道の整備を検討していきます。
人にやさしい生活空間の創出を図ります。
- ・人々が世間話や休憩ができる場として、沿道へのベンチ設置などを検討していきます。また、段差の少ない歩きやすい道路整備や建築物の出入口の段差の解消、点字ブロック等の設置など障害者にも配慮した整備を誘導していきます。
地域住民が住み続けられる住宅の供給を誘導していきます。
- ・地域の住民が継続して住み続けられ、良好な地域コミュニティを形成できるよう、良質な住宅の供給を誘導していきます。

6)コミュニティ

区民等によるまちづくり活動を支援する体制を充実していきます。

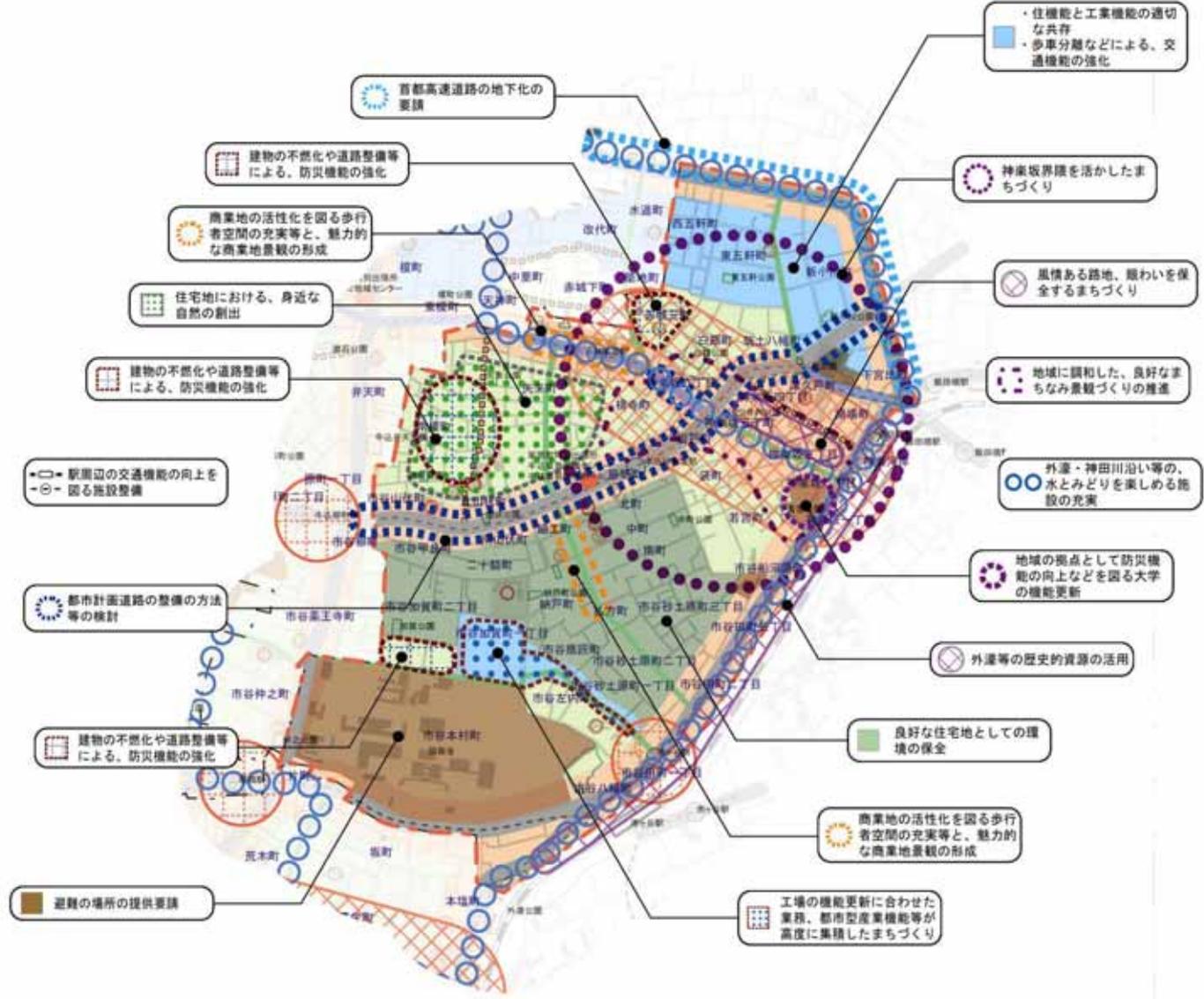
- ・多くの人々がまちづくりに参加できるよう、自治会、商店街、NPO、マンション管理組合等のまちづくり活動を支援していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

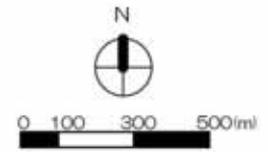
地域の資源とマンパワーを活かしたまちづくりを進めます。

- ・活力ある商業地とするために、若者が魅力を感じることができる業種の導入、青空市などのイベントの開催等を進めます。また、地域ブランド確立の方策について検討していきます。
道路整備を活かした商業の活性化を図ります。
- ・商店会を中心に、商店街の空き店舗解消のための方策を検討していきます。
防災・防犯機能を支える仕組みづくりを進めます。
- ・地域の防災・防犯機能を高めるため、区民相互の情報交換や防災・防犯パトロールの恒常化、災害時の要援護者の支援体制を検討していきます。

3. 筆筒地域まちづくり方針図



凡 例	
	低中層安全地区
	低中層個別改善地区
	低中層基礎整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地域境界



2 - 3 . 榎地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

今も昔も文化と活力のあるまち 早稲田

【まちづくりの目標】

安全・安心のまちづくり

都市再開発、道路整備計画等を地域住民と行政が共に考え、住民の安全な生活環境を確保するとともに、高齢者、子どもなどに配慮した歩行者優先の安全・安心のまちをめざします。

活力ある地域づくり

地域に長く住む住民と地域に住みはじめる住民たちとが協力し、新しい時代のコミュニケーションを創造することのできる、活力あるまちをめざします。

循環型社会に配慮した快適な暮らしができるまちづくり

住民が思いやりの心を大切に、ルールやマナーを守り、環境に配慮したみどりと潤いのある循環型の快適な暮らしができるまちをめざします。

歴史と文化を活かしたまちづくり

地域に数多く残る歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりをめざします。

2 . まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

早稲田駅周辺及び牛込柳町駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。

神田川の水とみどりを、「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格として形成していきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

幹線道路の整備・拡幅時における総合的なまちづくりを推進します。

- ・ 幹線道路の整備や拡幅にあたっては、商店街の賑わい、良好な地域コミュニティを形成・維持できるように配慮し、沿道部から周辺部も含めた総合的なまちづくりの推進を検討していきます。

地場産業や商店街を活かし、住機能と共存するまちづくりを進めます。

- ・ 出版・印刷業などの地場産業や、既存の商店街などを活かしたまちづくりを進めるとともに、住機能との共存を図ります。

住宅地における良好な住環境を整備します。

- ・ マンション等の一定規模以上の建築計画に対して、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。

2)道路・交通

都市計画道路の整備を促進します。

- ・ 都市交通ネットワークの形成のため、環状第3号線（外苑東通り）、環状第4号線や放射第25号（大久保通り）などの都市計画道路の整備を促進しています。都市計画道路の整備に際しては住民への説明会を実施し、商店街への影響や地域コミュニティにも配慮した整備を促進していきます。駐車場の整備を進めます。

- ・ 駅や集客施設の駐車場の整備について、関係機関の協力を得ながら検討を行っていきます。円滑な地域内交通機能の向上を図ります。

- ・ 建築物の更新時に地権者等の合意を得ながら、建築物のセットバック等により細街路の整備を進めていきます。

公共交通機関の充実を図ります。

- ・江戸川橋から四谷三丁目の南北を結ぶ公共交通機関の運行について、関係機関の協力を得ながら検討を進めていきます。
- ・安心して歩ける道路の整備を進めます。
- ・道路の整備にあたっては、案内板サインの設置や歩道を確保するなど、誰にも優しく安全・安心なユニバーサルデザインの視点に立ったみちづくりを進めていきます。
- ・駅前周辺は、歩道を拡幅するなど安心して歩ける歩行者空間の確保に努めます。

3)安全・安心まちづくり

集中豪雨等の水害対策の取組みを強化します。

- ・集中豪雨などによる都市型水害の防止のため、河川改修や下水道整備を促進するとともに、道路に透水性の高い舗装材を使用するなどし、総合的な水害対策を進めていきます。
- ・木造住宅密集地域、地域危険度の高い地域等の防災機能の強化を進めます。
- ・赤城下町等の周辺地区は、消防車の進入が困難な細街路が多いなど防災上の課題があるため、東京都条例の新防火地域の指定の検討や生活道路の拡幅、建築物の共同建替えの誘導などにより、総合的な防災まちづくりを推進していきます。
- ・燃え広がらないまちづくりを推進します。
- ・幹線道路沿道は、耐火建築物による延焼遮断帯の形成を誘導し、燃え広がらないまちづくりを促進するとともに、安全な避難経路の確保に努めます。

4)みどり・公園

まちの緑化を推進します。

- ・一定規模以上の建築物に対して引き続き、建築物の屋上や壁面、公開空地などの緑化を誘導していきます。
- ・地域の資源である坂道や寺社、宅地のみどりの充実を図ります。
- ・公園の再整備等によるみどりの充実を図ります。
- ・地域の核となる公園の整備を検討するとともに、既存公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用など、みどりの空間の充実を図っていきます。

5)都市アメニティ

歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。

- ・坂道や寺社等の魅力的な歴史的・文化的資源を活かしたまちなみの形成を図ります。また、これらの資源を結び、人が散策できるような散歩道の設定やサイン整備、歩きやすいみちづくりを検討していきます。
- ・快適な暮らしづくりを進めます。
- ・快適で良好な住環境の整備に向けて、騒音対策や放置自転車対策等の検討を進めていきます。
- ・幹線道路沿いの景観整備を進めます。
- ・早稲田通り等の幹線道路沿道の良好な景観づくりを進めるため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

6)コミュニティ

多様な主体と連携したまちづくりを進めます。

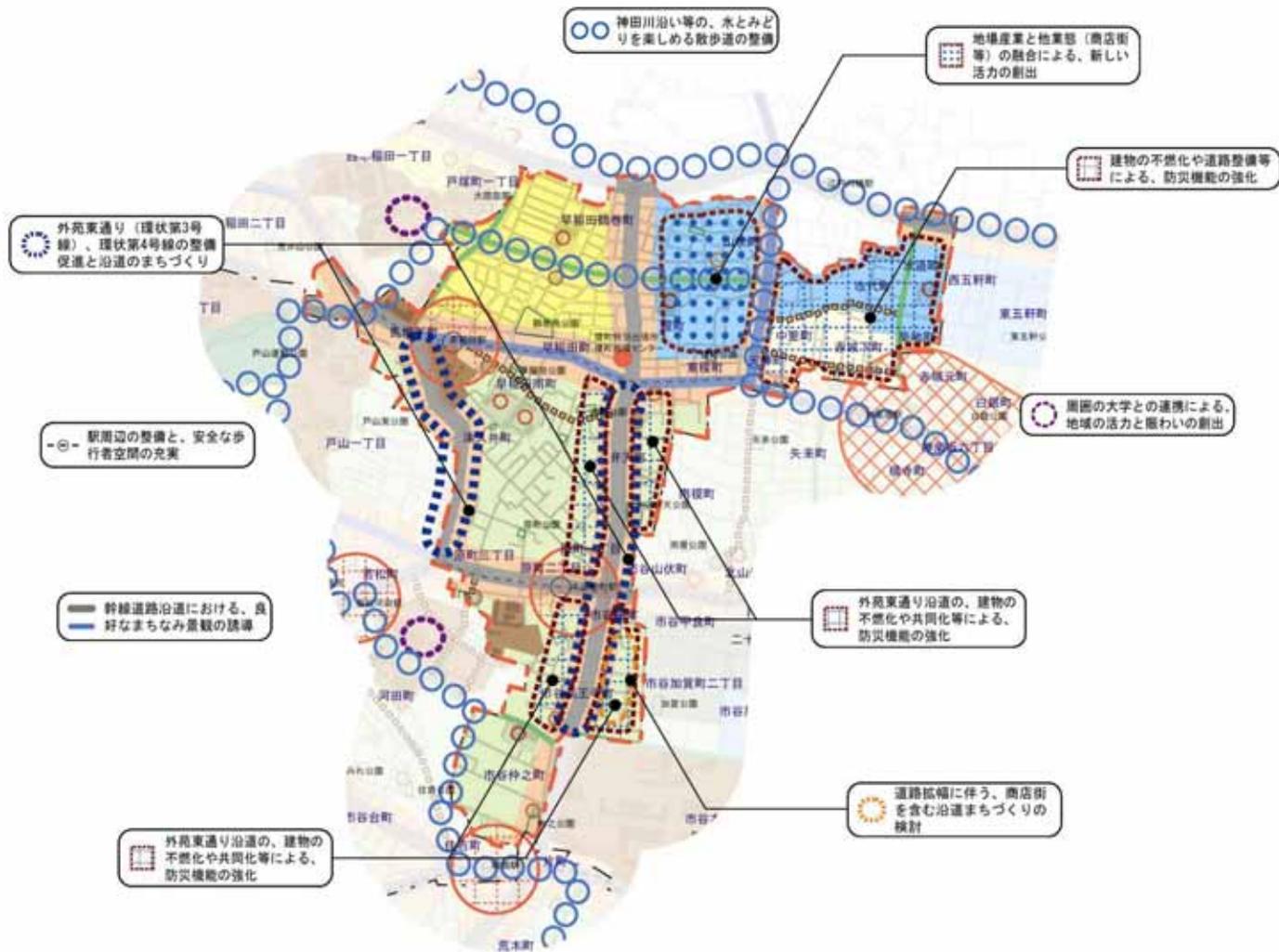
- ・区民等、多様な主体と連携して、地域の知恵と活力をいかした賑わいのあるまちづくりを進めます。
- ・また、地域住民等のまちづくり活動への参加を促します。

【地域が主体に進めるまちづくり】

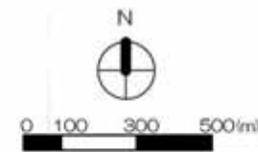
活力ある地域のまちづくりを進めます。

- ・地域性、歴史を考慮して、居住者と商店街が連携し、活力ある地域のまちづくりを進めていきます。

3. 櫃地域まちづくり方針図



凡 例	
	低中層個別改善地区
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地域境界



2 - 4 . 若松地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

誰にもやさしい元気のあるまち

【まちづくりの目標】

元気のあるまちをキーワードに、誰もが集まり交流しやすい拠点や、そこへ至るみちが整備され、暮らしやすい安全なまちづくりを進めるため、次の3つの目標を掲げます。

人々が集まり交流するまちづくり

地域センター、福祉・医療施設や公園・スポーツ施設など多様な拠点施設に恵まれた地域の特性を活かし、商店の活性化や誰もが利用しやすい施設の整備など、人々が活発に集まり交流するまちの形成をめざします。

活力ある誰もが行き来しやすいみちづくり

住・商・業務の複合したまちとしての利便性の向上、生活重視の視点から商店街の活性化、幹線道路や生活道路の歩行者空間の充実をめざします。

安全で暮らしやすいまちづくり

高層建築物と周辺のまちなみとの調和、住宅地の防災性能の向上など安全で暮らしやすい住環境の再生をめざします。

2 . まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

若松河田駅、若松地域センター周辺を「生活交流の心」と位置づけ、環状第4号線の整備に併せて日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。また、オープンスペースを整備するなど人の憩い場や交流する場の充実を図り、活気あふれたまちとして整備を進めていきます。戸山周辺を「生活交流の心」と位置づけ、地下鉄副都心線の西早稲田駅開設に併せ、戸山周辺の生活拠点として、周辺の教育機関と連携し、活力あるみどり豊かで歩きたくなるまちづくりを進めていきます。

明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。

明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、新宿のみどりの骨格として戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

大規模施設跡地の有効活用を図ります。

- ・公共施設跡地利用にあたっては、地域に配慮しながら、有効な跡地利用の検討を進めていきます。周辺の住環境と調和したまちなみの形成を図ります。
 - ・低中層住宅地との調和を図るため、防災や景観の向上に資する地域に貢献する中高層集合住宅の検討を進め、適正な立地を誘導していきます。
 - ・地域の特性にあった住環境と調和したまちなみの形成を図るため、地区計画等のまちづくり制度によるルールづくりを進めていきます。
- 環状第4号線の整備に伴う沿道のまちづくりを進めます。
- ・環状第4号線の整備にあたっては、道路整備後も商店街の活気が維持できるよう、沿道建築物の低

層部分を商業用途にするなどのルールづくりを検討していきます。また、周辺の公有地の活用や市街地再開発事業等により整備される広場、沿道の公共施設が生み出すみどり、公園整備より生み出されるみどりを環状第4号線の街路樹等と連続させ、ゆとりある空間のネットワークの形成を誘導していきます。

2)道路・交通

住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

- ・都市交通ネットワーク形成のために都市計画道路等の幹線道路の整備を促進するとともに、延焼遮断帯を形成し、防災機能の確保を図ります。また、幹線道路の整備にあたっては、地域分断への配慮を関係機関に要請していきます。

自転車対策の取組みを強化します。

- ・道路の幅員等を考慮して自転車走行レーンを設けるなど、自転車と歩行者の共存について検討していきます。また、駅周辺での自転車の駐輪対策として、駐輪場の整備等を鉄道事業者に要請していきます。

誰にもやさしい歩道の整備を進めます。

- ・道路の改修等の機会を捉え、道路の無電柱化や歩道の段差解消を進めるなど、誰もが歩きやすい歩行者空間の整備を行っていきます。また、歩道の幅員に応じてベンチの設置等を検討していきます。
- ・地域には、医療・福祉施設が数多く立地しており、住民、事業者等の協力のもと、安全で利用しやすいやさしいみちづくりを進めていきます。また、歩道の段差の解消、誘導ブロックの整備、分かりやすいサインの設置などを進めていきます。
- ・地下鉄副都心線の西早稲田駅から早稲田駅に通じる快適な歩行者空間の創出について検討を進めていきます。

歩行系幹線道の整備を促進します。

- ・女子医大通り、箱根山通り等の歩行系幹線道は、歩行者空間の充実を図るなど安全な歩きたくなるみちづくりを進めていきます。

大規模建築物に対する歩行者空間等の提供を要請していきます。

- ・マンション等大規模建築物計画に対しては、接道部分のセットバックや道路提供を要請するなど、実質的な道路空間の整備を誘導していきます。併せて、敷地内の緑地を広場として開放することなどを要請していきます。

3)安全・安心まちづくり

住宅地の防災性の向上を図ります。

- ・老朽木造建築物等については、耐火建築物等への建替えを誘導し、まちの不燃化を進めていきます。細街路等の改善により、まちの防災機能の向上を図ります。
- ・細街路については、電柱の宅地内への移設、建替え時の壁面後退による道路空間の確保、交差点部分の隅切りの設置等により4m以上の道路の有効幅員の確保を進め、まちの防災機能の向上を図ります。
- ・細街路の多い地域においては、災害時の消防活動・避難や日常生活のサービス等のため道路を主要区画道路として位置づけ、主要区画道路の整備により、まちの安全性の向上を図っていきます。区民主体の防災まちづくりを進めていきます。
- ・富久町地区においては、市街地再開発事業等により、地域の不燃化の促進とともに、防災性に配慮した広場や公園の再編、整備を進めていきます。
- ・法務省跡地に整備予定の公園は、地域の住環境や防災性の向上に資する公園として整備していきます。
- ・住民への防災意識の啓発を進め、住民主体による建築物の不燃化や、耐震支援事業等による耐震化、ブロック塀の生け垣化などの防災まちづくりを促進していきます。避難所の災害時の設備の充実を図ります。
- ・避難所において、簡易トイレ等の災害時に必要となる設備の充実を図ります。避難経路の確保と燃え広がらないまちづくりを進めます。
- ・広域避難場所への安全な避難経路としての歩行者空間の充実とともに、延焼遮断帯の形成や周辺地域の不燃化により、燃え広がらないまちづくりを進めていきます。

4)みどり・公園

大規模公園のみどりの充実を図ります。

- ・戸山公園は、スポーツ・レクリエーションの場、憩いの場としてみどりの充実を図るとともに、周辺施設と一体的に緑地を保全し、生物の生息できる環境の充実を図ります。
利用者の声を反映した公園の整備・管理を進めます。
- ・公園の整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園の整備を進めていきます。また、地域住民等による公園管理の仕組みについて検討を進めていきます。
人々が集まり交流できる憩いの広場づくりに取組みます。
- ・公共施設や道路沿いの小さな空き地を活用し、植栽やベンチの設置を行うなど、地域ぐるみで憩いの広場づくりに取り組んでいきます。また、広場の整備にあたっては、状況に応じて、防災設備の設置、防火貯水槽の埋設等を行い、防災機能の充実を図っていきます。

5)都市アメニティ

誰もが安全に利用しやすい施設の整備を推進します。

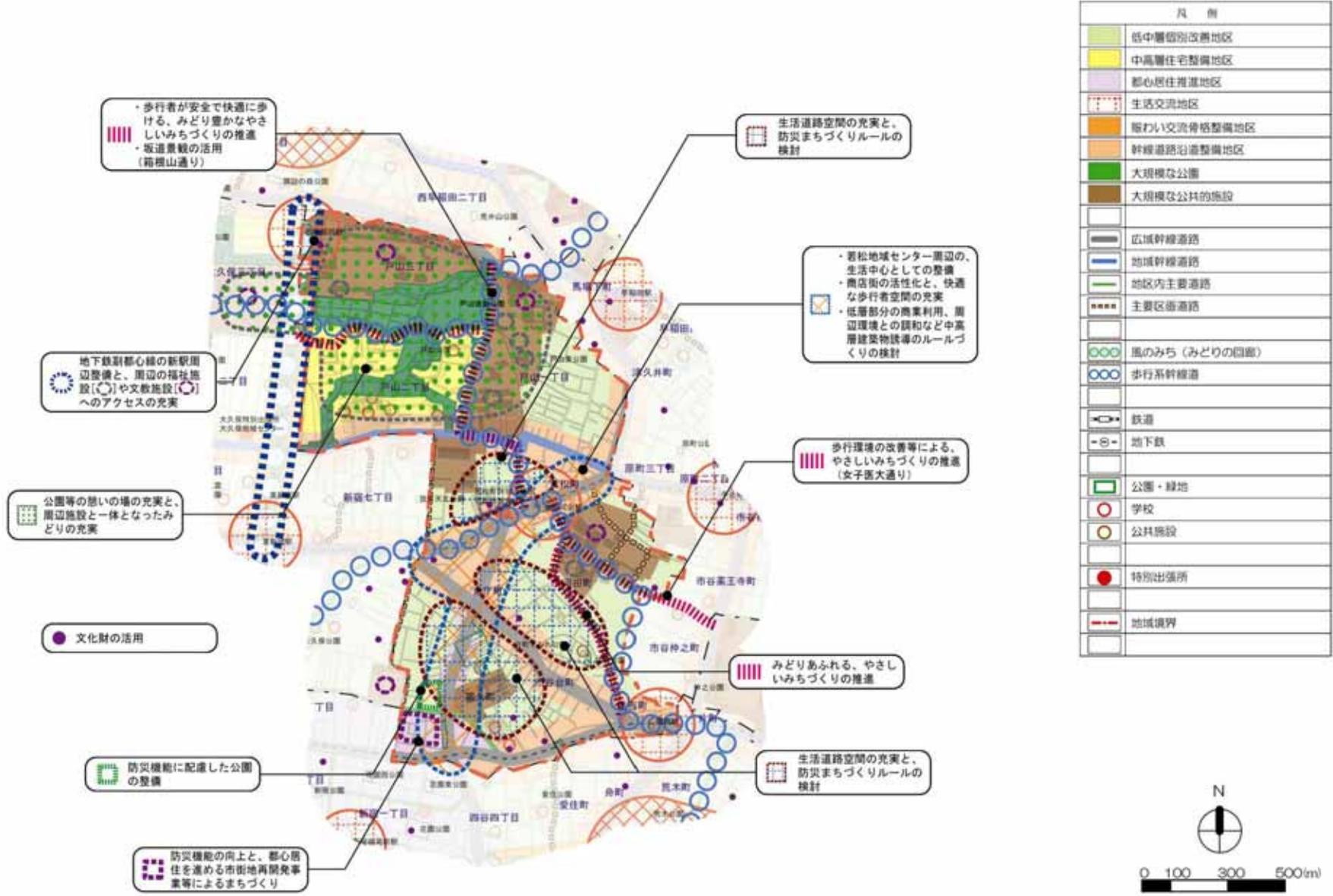
- ・医療や福祉、障害者施設及び施設周辺のバリアフリー化を推進していきます。
歴史的・文化的資源を活用したまちづくりを進めます。
- ・旧小笠原伯爵邸等の歴史的・文化的資源等を活用し、これらの資源等を巡るルートの設定やサイン整備、散策路の整備を検討していきます。
坂道や生活道路の沿道等の良好な景観づくりを検討していきます。
- ・良好な景観形成に向けて、坂道や生活道路などの無電柱化について検討していきます。
- ・地域内の坂道については、案内板の充実、手すりの設置など安全施設の充実を図ります。

【地域が主体に進めるまちづくり】

防災機能を支える人的な仕組みの強化を図ります。

- ・住民自ら、防災についての啓発活動を進め、住民の防災に対する意識を高めます。
だれにもやさしい心を持つ人へと住民の意識を高めます。
- ・障害者や高齢者等すべての人に対して、温かいやさしい心で手をさしのべることができるよう、住民意識の醸成を図ります。
地域ぐるみの住民の交流を進めます。
- ・住民が交流し、助け合い、そして、共に暮らす地域社会の構築に向けて、その方策を地域ぐるみで検討していきます。
- ・まちづくりやコミュニティ活動等への住民の参加促進、住民が生活する上でのルールの啓発などを進めていきます。

3. 若松地域まちづくり方針図



2 - 5 . 大久保地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

つつじのさと 大久保 - 人にやさしい多文化共生のまち -

【まちづくりの目標】

江戸時代後期から昭和初期にかけて、つつじの名所として広く知られていながら、宅地化や震災などにより姿を消した「大久保つつじ」を「もう一度、大久保の地に」という地域の思いをまちづくりに活かし、「つつじのさと」としての魅力づくりを進めていきます。

子どもからお年寄りまで、すべての住民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを、地域ぐるみで進めていきます。

外国人を含むすべての地域住民が人へのやさしさや思いやりを持ち、相互理解に努める中で人にやさしい多文化共生のあるべき姿を求め、まちづくりを進めていきます。

2 . まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。

大久保駅及び新大久保駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、住機能と近接する地域の生活中心として、両駅を結ぶ商店街において、歩道やオープンスペースなどの整備を進め個性的で魅力ある買物・歩行者空間の創造を図っていきます。また、駅前には人が集まれる空間を確保するなど、商業空間にふさわしい環境整備を進めていきます。

地下鉄副都心線の東新宿駅、西早稲田駅を「生活交流の心」として位置づけ、駅周辺の整備を行うとともに、生活者にとって利便性の高い魅力ある地域の新たな拠点となるよう誘導していきます。

明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、街路樹の配置や沿道の建築物の緑化を進め、快適な環境形成を進めていきます。また、新宿のみどりの骨格として戸山公園を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

大規模施設跡地等の有効利用を図ります。

- ・学校等の施設跡地には、地域の状況にあった有効活用の検討を行います。また、公共施設跡地等のまちづくりにあたっては、防災性の向上と併せて、地域コミュニティの場や、地域活動の拠点となる施設の設置の検討を行っていきます。
- ・事業者の移転等により生じる大規模施設跡地については、住居を中心に業務商業等の多様な機能を集積した土地利用を進め、都心居住に賑わいを持ち合わせた魅力あるまちづくりを誘導していきます。また、開発の際には、防災等の視点からオープンスペース等の提供を要請していきます。

2)道路・交通

都市交通の円滑化のための都市計画道路の整備を促進します。

- ・都市交通ネットワークの形成のため、東西方向の幹線道路である諏訪通り(補助第74号線)の整備を促進し、大久保通り等への通過交通の流入を抑制していきます。
- ・明治通り、小滝橋通り等の幹線道路以外の南北方向の道路は幅員が狭いため、防災や地域内への通過交通流入等の課題を解消するよう、補助第72号線の整備を早期に進めます。
安全で魅力ある歩行者空間の整備を促進します。
- ・諏訪通り(補助第74号線)等の幹線道路においては、歩行者空間の充実など、歩行者が安心して歩ける道路整備を検討していきます。

- ・地区内主要道路である補助第72号線等は、歩行者空間の充実や緑化、無電柱化などにより、安全で魅力ある歩行者空間の形成を図ります。
- ・歩行系幹線道については、歩行者空間の充実を図り、安全な歩きたくなるみちづくりを進めていきます。
地域内の利便性及び災害時の安全性の向上を図ります。
- ・地域内の交通利便性を高めるため、高齢者や障害者等も容易に移動できる手段として、コミュニティバス等の公共交通の導入を検討していきます。
- ・災害時の消防・避難、日常生活サービス等を担う生活道路を主要区画道路と位置づけ、主要区画道路の拡幅整備や無電柱化、交通規制等による安全対策を検討していきます。
駅周辺整備と併せて、駐輪場の整備を促進します。
- ・JR新大久保駅の建替えや地下鉄副都心線の東新宿駅・西早稲田駅の開設と併せた駅前周辺の整備とともに、鉄道事業者の協力を得ながら駐輪場の確保を要請していきます。また、違法駐輪については、関係機関と取締り等の対策について検討を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

避難場所の安全性の向上を図ります。

- ・防災拠点としての機能強化を図るため、百人町三丁目、戸山公園一帯は、緊急時に速やかに逃げ込むことのできる広域避難場所として、周辺部と併せて不燃化を促進していきます。
- ・まちの不燃化を促進するとともに、避難所や広域避難場所へ円滑に避難できるよう、安全な避難経路の確保に努めます。
防災まちづくりを推進します。
- ・百人町一・二丁目及び大久保一・二丁目については、防災性の向上を図るために木造住宅等の共同化や不燃化を促進します。さらに、道路基盤の整備の充実、歩行者空間の充実を進めていきます。
- ・老朽した木造住宅や細街路の多い地域では、消防水利や消火器設置等による防災性の向上や、防災機能の強化のために地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。

4)みどり・公園

つつじを活かしたみどりのまちづくりを推進します。

- ・地域内の公共施設や公園等に、つつじを植えるなど「大久保つつじ」を活かしたみどりのまちづくりを進めていきます。また、商店街とともに、つつじを活かした魅力づくりに取り組みます。
大規模公園を核としたみどりの充実を図ります。
- ・周辺の教育機関と連携し、戸山公園を核として、みどりの充実を促進していきます。
利用者の意見を反映した公園づくりを進めます。
- ・公園の整備にあたっては、利用者のニーズを把握し、地域の実情にあった公園の整備を進めていきます。また、適正な公園管理を行うため、地域住民と区との連携や情報交換に積極的に取り組みます。

5)都市アメニティ

文化活動の拠点を育成していきます。

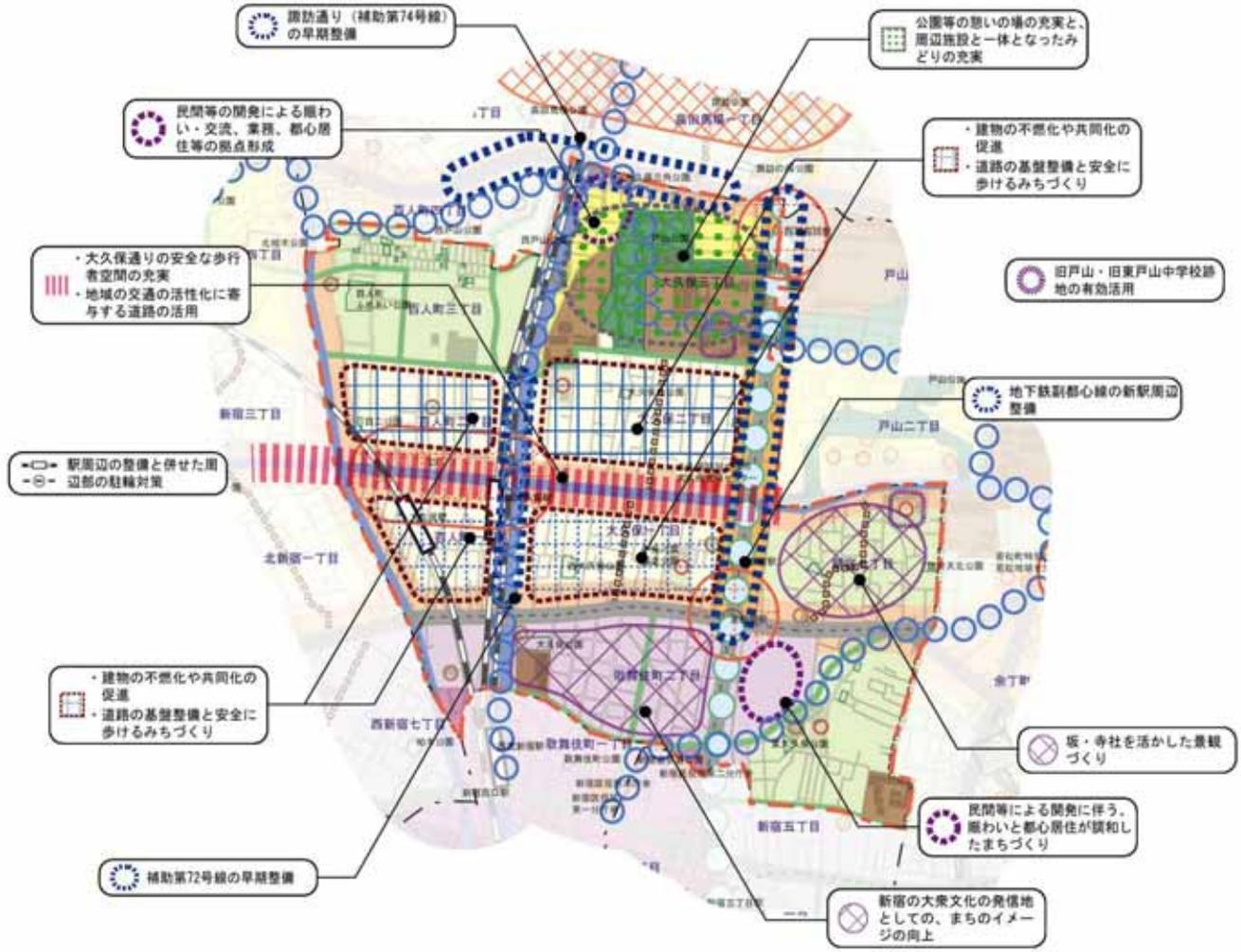
- ・文化センター等の文化施設を活かし、周辺に文化的施設の立地を誘導するなど文化活動の拠点として育成していきます。
まちの歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- ・地域の歴史的・文化的資源を活用し、その資源を巡る散歩道において、サイン整備とともに、「大久保つつじ」を効果的に用いて、景観的にも魅力あるものとして整備していきます。
- ・地域の資源である坂道や寺社等の情緒あるまちなみを維持していくため、景観まちづくりの検討を行っていきます。
大衆文化の発信地としてまちのイメージの向上を図ります。
- ・歌舞伎町二丁目については、歌舞伎町一丁目と一体的に捉え、「歌舞伎町ルネッサンス」を推進し、防犯対策とまちづくりの連携した取り組みにより、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

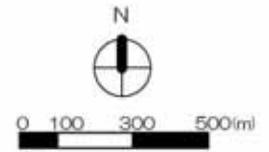
まちの資源を活かしたまちづくりを進めます。

- ・文化財や「大久保つつじ」をはじめとする地域の資源を活かしたイベント等の実施を検討していきます。

3. 大久保地域まちづくり方針図



凡 例	
	低中層個別改修地区
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	国際的な中規模機能拠点地区
	都心居住推進地区
	生活交流地区
	賑わい交流寄附整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	大規模な公園
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のまち(みどりの回廊)
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地域境界



2 - 6 . 戸塚地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

心豊かに集う、文化と福祉と若者のまち

【まちづくりの目標】

高田馬場駅を誰もが利用しやすい駅にし、駅周辺と早稲田通りの沿道を、誰もが楽しめる魅力的で安全な商業空間に整備することをめざします。

学生のまちである特色を活かし、大学等と連携し、若者の集まる活気あるまちをめざします。

歴史と文化のまちの特色を活かし、歴史的・文化的資源を掘り起こしや環境づくりを進め、みどりの多い品格のあるまちをめざします。

福祉のまちの特色を活かし、障害者、高齢者、子どもなど誰もが住み良い、潤いのある安全・安心のまちをめざします。

2 . まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

高田馬場駅周辺を「賑わい交流の心」と位置づけ、業務商業と都心居住が調和したまち、また、バリアフリー化などにより快適な歩行者空間や景観を備えた、賑わいのある魅力を持ったまちに誘導していきます。

明治通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、歩いて魅力を感じる業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や良好な景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。併せて、明治通りを「風のみち(みどりの回廊)」と位置づけ、街路樹の設置や沿道建築物の緑化を促進し、快適な環境形成を進めていきます。

神田川は新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることが出来る連続したみどりの骨格として形成していきます。

新宿のみどりの骨格として早稲田大学周辺を「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を促進していきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

早稲田通り沿道を戸塚地域における、重要な賑わいの路線として整備を促進します。

- ・早稲田通り沿道の商業集積を賑わいの路線として、利用者に快適な買い物空間と連続性をもつ活気あるまちづくりを進めていきます。

住宅街と商業地の調和したまちづくりを進めます。

- ・早稲田通りを魅力的な商業空間としての整備を促進するとともに、後背の良好な住宅地と調和したまちづくりを進めていきます。

公共施設の跡地の有効活用を図ります。

- ・公共施設の跡地を地域コミュニティの場とするなど、跡地の活用方法について検討していきます。

2)道路・交通

高田馬場駅及び駅周辺における福祉のまちづくりと賑わいの基盤整備を推進します。

- ・高田馬場駅周辺地区は、福祉施設や障害者施設の多い地区であり、まちのバリアフリー化を重点的に推進していきます。

- ・新宿区交通バリアフリー基本構想による整備を推進し、高田馬場駅の乗り換えの利便性の向上を図ります。また、早稲田口や戸山口の周辺整備の検討を行っていきます。さらに、各駅ではホームの改善やエレベーターの設置などの整備を促進していきます。
- ・東西線早稲田駅への穴八幡口の新設を事業者に要請していきます。
- ・高田馬場駅をはじめとした鉄道の駅周辺には、鉄道事業者の協力を得て駐輪場の整備を進めていきます。
- ・栄通りの混雑緩和を図るための早稲田口への別のアクセスルートを検討していきます。高田馬場駅周辺の歩行者空間の整備を推進していきます。
- ・早稲田通りや補助第72号線等の歩道整備やカラー舗装等による歩行者空間の整備を進めていきます。楽しく安全に歩ける歩行空間の充実を図ります。
- ・子どもや高齢者等が安全に歩ける歩行者空間の充実を図ります。また、歩道空間にベンチ等を設置するなど、人にやさしい空間整備を進めていきます。都電を活かしたまちづくりを検討していきます。
- ・都電をまちのシンボルとして活かしたまちづくりを検討していきます。

3)安全・安心まちづくり

防災拠点の防災機能の強化、避難所・避難路の整備を進めます。

- ・関係機関と連携し、防災拠点として、戸山公園や学校の防災機能の充実を図ります。また、避難所の緑化を進めていきます。
- ・沿道の建築物の不燃化を促進し、幹線道路から避難所までの主な避難路の整備を進めていきます。市街地における防災まちづくりを推進します。
- ・建築物の耐震化支援を促進し、地震に強い建築物を誘導するとともに、細街路の拡幅整備を進めていきます。また、水害対策についても検討を進め、防災性の高いまちづくりをめざします。
- ・高田馬場三、四丁目等の住宅密集地の安全性の向上に努めていきます。身近な防災空間、避難ルートの確保を図ります。
- ・地域住民、事業者等の協力を得て、身近な場所にある空間を防災空間として、確保していきます。

4)みどり・公園

水とみどりを親しめる歩行者空間の整備を進めます。

- ・神田川の遊歩道の整備を進め、甘泉園等の公園とともに潤いある空間としていきます。また、歩く人にわかりやすい、案内板などを設置していきます。
- ・公園や神田川の遊歩道などを、回遊性を持った連続するみどりとして整備を進めていきます。公園の整備及び改修を進めます。
- ・「河川公園構想」により、水とみどりを親しめる公園の整備を進めていきます。
- ・誰もが安心して遊べ、利用しやすいよう、公園の整備を行うとともに、誰でも利用できるトイレへの改修など施設の改善を進めていきます。まちの緑化を推進します。
- ・公共施設や大学などの地域に開放される緑地空間の有効利用を検討していきます。また、斜面緑地の保全や活用を促進していきます。
- ・私有地の緑化を推進するための方策を検討するとともに、公有地のみどりを充実していきます。

5)都市アメニティ

高田馬場駅及び駅周辺の良好な景観形成を進めます。

- ・高田馬場駅前広場に大樹を植えるなど、高田馬場駅周辺の良好な景観の形成とやすらぎの空間整備について検討を進めていきます。早稲田通りの良好な景観づくりを進めます。
- ・早稲田通りの良好な景観づくりを推進するため、置き看板等の屋外広告物の景観整備について検討していきます。さらに、早稲田通りの高田馬場駅から東側部分については、道路の無電柱化を促進していきます。

歴史と文化の散歩道の設定と景観整備を推進します。

- ・戸塚地域に点在する歴史的・文化的資源をめぐる散歩道を検討するとともに、資源の説明やルート等を表示した案内板等の整備を進めていきます。

6) コミュニティ

地域コミュニティの拠点整備を進めます。

- ・地域センター等を地域の文化、コミュニティの拠点として位置づけ、整備していきます。
大学等との連携によりまちの活性化を図ります。
- ・地域住民と大学等の教育研究機関との連携により、商店街の活性化や学生街としてのまちづくりを協働で進めていきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

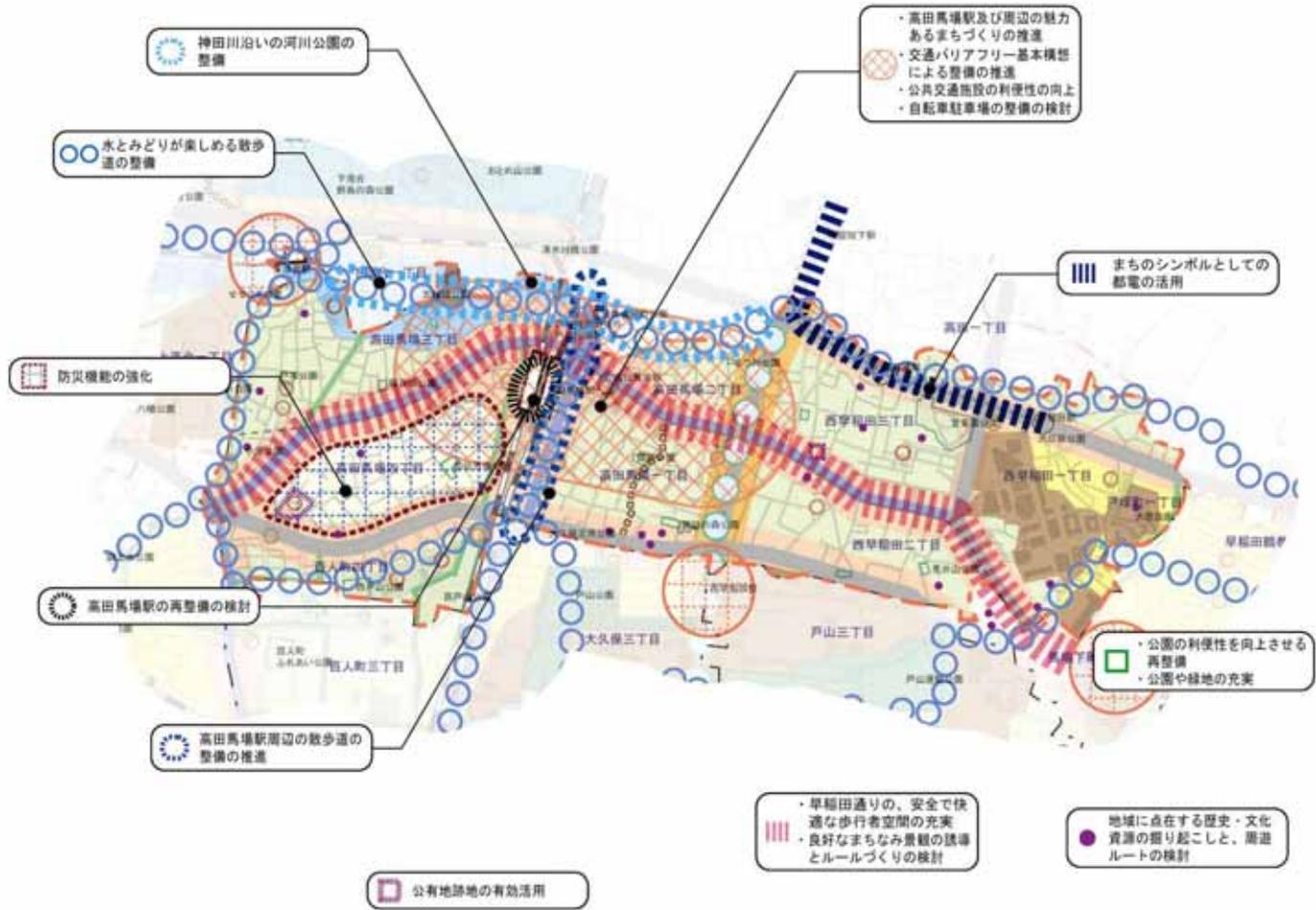
防災機能を支える人的な仕組みの強化を図ります。

- ・住民、通勤者や通学者の防災のための相互協力と災害時要援護者の救護のための仕組みづくりを進めていきます。

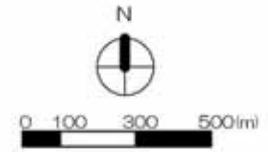
地域の産業への支援と民間文化施設の連携を強化していきます。

- ・古本屋、染色業、「鉄腕アトム」等の地域産業の支援を検討し、地域の活性化を図ります。
- ・民間文化施設と地域との連携を強化していきます。

3. 戸塚地域まちづくり方針図



凡 例	
	低中層個別改修地区
	低中層基盤整備地区
	中高層住宅整備地区
	賑わい交流地区
	生活交流地区
	賑わい交流骨格整備地区
	幹線道路沿道整備地区
	都市型産業整備地区
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のみち（みどりの回廊）
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	特別出張所
	地域境界



2 - 7 . 落合第一地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

ともにつくるみどり豊かで安心なまち

【まちづくりの目標】

ともにつくる

落合ルールづくり、ゴミ対策、適正な自転車利用など、地域としての助け合いや様々なコミュニティ活動、まちづくり活動を進めます。

みどり豊か

みどりの保全や公園づくりなど、みどり重視のまちづくりを進めます。

安心

防災・防犯対策の充実や歩行者優先のみちづくりなど、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

2 . まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

神田川及び妙正寺川は新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができる連続したみどりの骨格として形成していきます。

落合地域の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

マンション等の中高層建築物と周辺住宅地とが調和したまちなみの形成を誘導していきます。

- ・ 幹線道路沿いの中高層建築物と、その後背の住宅地のまちなみが調和した適切な土地利用を誘導していきます。その際、地区計画等のまちづくり制度の活用により、建築物の高さ制限や、緑化の義務づけ等を検討していきます。
- ・ 多様な世代の居住と周辺住宅地のまちなみの形成を誘導するため、地区計画をはじめとした地域独自のルールづくりの検討を進めていきます。
良好な低層住宅地の住環境を保全していきます。
- ・ 戸建て住宅を主体とする低層住宅地において、地区計画等のまちづくり制度により、最低敷地規模の設定や宅地内の緑化等を誘導し、良好な住環境を保全していきます。
幹線道路沿道の商業環境の整備、育成を図ります。
- ・ 目白通りの歩行者空間を充実するとともに沿道建築物の調和のとれたまちなみの形成を誘導し、路線型の商業地域として育成していきます。
公共施設跡地の有効活用を進めます。
- ・ 大規模な公共施設跡地は、公園機能の強化に活用するなど、有効活用を進めていきます。

2) 道路・交通

歩行者優先の安全な道路整備を進めます。

- ・聖母坂通り等については、歩行者空間の充実、沿道建築物の質の高いまちなみ景観の誘導などを進め、歩行者優先のみちづくりを進めていきます。
- ・地域内の通過交通の抑制等について、関係機関とともに検討していきます。また、沿道建築物のセットバック等により、安全な歩行者空間の創出を図っていきます。

環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。

- ・落合第一地域の自然や住環境に配慮し、山手通り（環状第6号線）については、街路樹の整備や道路の無電柱化等による歩行者空間の充実を図るとともに、みどり豊かな景観にも配慮した道路整備を促進していきます。

景観へ配慮した道路整備を促進していきます。

鉄道等による地域分断や交通不便の解消を図ります。

- ・西武新宿線による地域の分断の解消に向けて、鉄道の複々線化及び地下化の早期実現を事業者に要請していきます。また、下落合駅等の踏切対策についても検討していきます。

坂の多い地域の特性に配慮した公共都市交通の充実を図ります。

- ・高低差のある坂の多い地域の特性に配慮し、高齢者や障害者等の地域内外の移動の円滑化を図るため、コミュニティバス等の公共交通の導入を検討していきます。

駐輪場の整備を推進します。

- ・道路拡幅用地の暫定利用、歩道の空間を活用した、駐輪場および自動二輪車の駐車場の整備について検討していきます。
- ・鉄道駅周辺に駐輪場の整備を進めるよう、鉄道事業者へ要請していきます。

3) 安全・安心まちづくり

防災まちづくりを推進します。

- ・木造住宅密集地域を中心に、道路等の基盤整備とともに建築物の不燃化、耐震化を促進し、まちの防災機能の強化を進めていきます。
- ・まちの防災性の向上を図るため、公園や公共施設整備に併せて消防水利の確保等を進めていくとともに、民間施設への整備も誘導していきます。

- ・細街路については、建築物の更新時にセットバックや交差点の隅切りの設置を徹底し、拡幅整備を進め、地域の安全性の向上を図ります。

水害対策を推進します。

- ・河川調節池の整備や河川改修等により、集中豪雨等による妙正寺川・神田川の水害対策を促進していきます。

道路沿道の塀等の安全対策を講じます。

- ・災害時において安全な避難経路の確保等のため、耐震化支援事業等により倒壊が危険とされるブロック塀をフェンスや生け垣につくりかえることを誘導していきます。

4) みどり・公園

樹木の維持管理への支援を充実していきます。

- ・保存樹木等の所有者に対して、適切な剪定を促すなど適切な維持管理について支援、要請を行っていきます。

水とみどりの散歩道の整備を進めます。

- ・神田川、妙正寺川沿いを、景観整備等により歩行者空間の充実を図り、親水性に配慮した散歩道として整備を進めていきます。併せて、水質の改善に向けての取組みも検討していきます。

道路のみどりの充実を図ります。

- ・幹線道路及び接道部分の緑化を促進し、みどりの充実を図ります。また、地域住民が自らみどりを育てる場として、幹線道路沿いの街路樹の空間の活用を検討していきます。

公園等を拠点としたみどりの充実を図ります。

- ・おとめ山公園、下落合野鳥の森公園等の公園を拠点として、みどりの充実を図ります。併せて、既存公園の再整備や寺社等の公園的空間の活用等を検討していきます。

5) 都市アメニティ

景観に配慮したまちづくりを進めていきます。

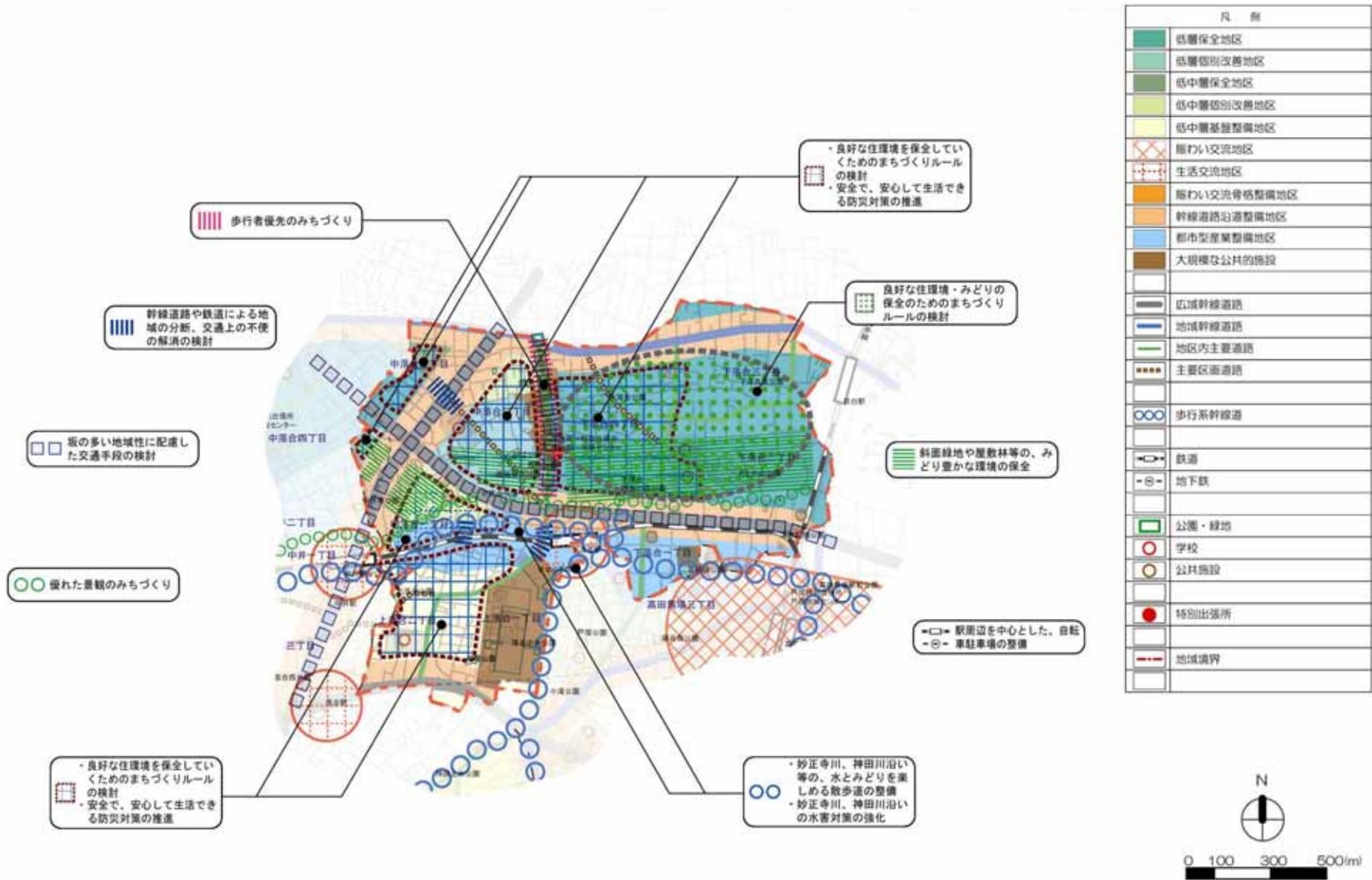
- ・地区計画等のまちづくり制度の活用により、住民と協働でルールづくりを行い、沿道の緑化などみどりや景観に配慮したまちづくりを進めていきます。
大規模敷地の緑地の保全制度の検討を進めます。
- ・用地取得による公園整備等を含めて、大規模敷地のまとまったみどりを、保全するための制度の検討を進めていきます。
歴史的・文化的資源を活かしたまちづくりを進めます。
- ・地域の歴史的・文化的資源を発掘し、これらの資源をめぐる散策路を検討していきます。また、散策路に、案内板の設置やみどりの空間を整備することを検討していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

ゴミ収集場所の景観の向上を図ります。

- ・ゴミ収集所の景観の向上に取り組めます。
緑化活動を契機として、良好な地域コミュニティの形成を図ります。
- ・商店街や子どもの参加による花壇づくりや、落ち葉の掃除等を住民同士協力して行い、良好な地域コミュニティの形成を図ります。

3. 落合第一地域まちづくり方針図



2 - 8 . 落合第二地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

住みつづけられるみどり豊かなまち 落合

【まちづくりの目標】

良好な低層住宅地が広がる地域であり、大正、昭和初期からの歴史、文化をふまえ、貴重な住環境を保全していきます。

高齢者や子どもにやさしく、安全・安心であり、落ち着き、くつろぎがある住み続けたい、みどり豊かなまちをめざします。

地域の課題の解決のため、地域住民が主体的に行政と連携し、まちづくりを進めます。

2 . まちづくりの方針

(1)都市の骨格に関するまちづくり方針

中井駅周辺を「生活交流の心」と位置づけ、日常の生活圏の核として、歩道の拡幅、駐輪場の整備等を進め、また、商店街等により賑わいが創出され、生活者にとって利便性の高い魅力ある拠点に誘導していきます。

妙正寺川は新宿の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることができると連続したみどりの骨格の形成を進めていきます。

落合地域の斜面緑地を新宿のみどりの骨格として「七つの都市の森」の1つに位置づけ、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2)地域のまちづくり方針

1)土地利用・市街地整備

良好な低層住宅地の保全を図ります。

- ・地域住民と協働して、地区計画等のまちづくり制度の活用により、宅地細分化の防止や、集合住宅の周辺環境との調和など、良好な住環境の維持・保全のためのルールづくりを進めていきます。生活の利便性を向上する商業施設を充実していきます。
- ・中井駅周辺を日常生活における交流拠点として、賑わいのある身近な商業施設の育成をしていきます。
- ・目白通りの歩行者空間を充実するとともに、沿道建築物の調和のとれたまちなみの形成を図り、路線型商業の地域として育成していきます。住宅と工場が混在する地区のあり方を検討していきます。
- ・住宅と工場が混在する西落合一・二丁目地区は、生活の場と作業の場が混在する地区であり、準工業地域における住宅と工場のあり方を検討していきます。住環境保全のためのルールづくりを進めます。
- ・地区計画等のまちづくり制度の活用により、まちなみ・みどり・景観等に配慮した良好な住環境を保全していきます。

2)道路・交通

住環境に配慮した幹線道路の整備を進めます。

- ・落合第二地域の自然や住環境に配慮し、山手通り（環状第6号線）については、街路樹の整備や道路の無電柱化等による歩行者空間の充実を図るとともに、みどり豊かな景観にも配慮した道路整備を促進していきます。
- ・未着手の補助第26号線、補助第220号線等の都市計画道路の整備促進について、関係機関と協議していきます。

居住者の安全を重視した生活道路の整備を進めていきます。

- ・コミュニティゾーン等により、自動車の通過交通を抑制するなど、歩行者に配慮した生活道路づくりを進めていきます。
- ・生活道路においては、交通規制などにより、歩行者優先のみちづくりの検討を進めていきます。駅前広場や駅周辺の駐輪場等の鉄道関連施設を充実していきます。
- ・西武線中井駅の北口開設や、中井駅周辺の踏み切り対策を進めること等を鉄道事業者に要請していきます。また、歩道空間の確保など駅周辺の安全な歩行者空間づくりを進めていきます。
- ・駅周辺の駐輪場や自転車等整理区画の拡充、整備を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

火災・地震に強いまちづくりを進めます。

- ・幹線道路沿道の耐火建築物により延焼遮断帯を形成し、燃え広がらないまちづくりを促進していきます。
 - ・細街路の拡幅整備、消防水利の確保等により、まちの防災機能の向上を図ります。
 - ・上落合三丁目等の木造住宅密集地域は、道路等の基盤整備とともに建築物の不燃化、耐震化を促進し、まちの防災機能の強化を進めていきます。
- 水害対策を推進します。
- ・河川調節池の整備や河川改修等により、集中豪雨等による妙正寺川の氾濫による水害対策を促進していきます。
 - ・洪水ハザードマップ等により、住民の水害に対する防災意識の向上を図ります。また、災害時の住民への周知を円滑に行えるよう、防災情報システムの充実を進めていきます。
- 犯罪がおきにくいまちづくり活動を進めます。
- ・街路灯の設置等により、犯罪がおきにくいまちづくりの活動を地域住民とともに進めていきます。

4)みどり・公園

利用者の意見を踏まえた公園の整備を推進します。

- ・既存の公園の維持管理・改修、新たな公園の整備にあたっては、利用者の意見を踏まえた公園の整備を進めていきます。
- 水とみどりの散歩道の整備を進めます。
- ・妙正寺川沿いを、護岸工事と併せて、親水性に配慮した散歩道として整備していきます。
- まちのみどりの充実を図ります。
- ・みどりを守り、増やし、まちのみどりを充実するため、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。
 - ・斜面緑地や屋敷林、寺社等を活用してみどりの充実を図るため、保護樹林等みどりに関する制度の充実を検討していきます。

5)都市アメニティ

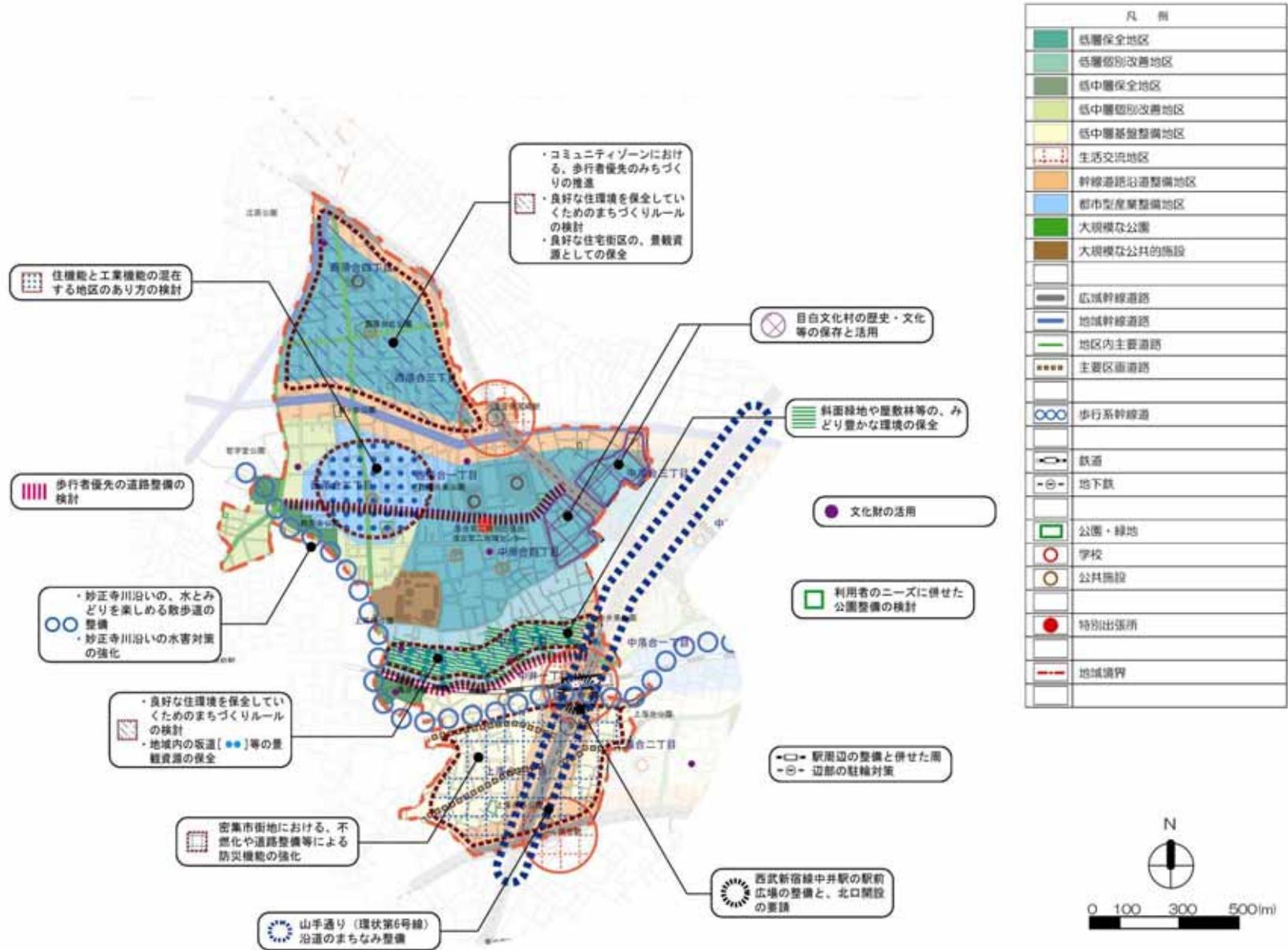
まちなみや坂道などの景観資源を保全していきます。

- ・昭和初期に整備された西落合三・四丁目の良好な住宅街区や坂道等の景観資源を保全していきます。
 - ・目白文化村の歴史的・文化的資源を保全し、まちづくりに活用してきます。
- 人にやさしいまちづくりを推進します。
- ・段差の解消、坂道の安全対策、道路沿道の休み場所の整備等、高齢者・障害者が安全に移動できるみちづくりを進めていきます。また、地域内外を円滑に移動できる手段としてコミュニティバス等の公共交通の導入を検討していきます。
 - ・駅などの公共施設、商業施設等のバリアフリー化を関係機関に要請していきます。
- 文化財の案内標識などにより落合の歴史や文化の魅力を発信していきます。
- ・文化財の案内標識などの整備・充実、地域の案内パンフレット作成などにより、落合の歴史や文化の魅力を発信していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

- 子どもがのびのび暮らせるまちづくりを行います。
- ・子どもの「居場所」として、学校などの公共施設や民間施設を有効活用していきます。
- ・地域の活動に幅広く子どもたちが参加する機会を設け、地域との絆を強めていきます。
- ・高齢者・障害者がまちで積極的に暮らせる場や組織づくりを進めます。
- ・高齢者クラブ組織の構成を再考して前期高齢者も取り込み、前期高齢者が持つ技能などを地域で活かせる仕組みづくりを行います。また、一人暮らしの高齢者も気軽に参加、交流し、健康で楽しい生活ができるような場を設けます。
- ・多世代が交流できる場や仕組みづくりを進めます。
- ・公共施設や民間施設などを活用して三世代交流の場づくり、仕組みづくりを展開していきます。
- ・地域の歴史的・文化的資料を収集整理し、活用していきます。
- ・目白文化村等の地域の歴史的・文化的資料を収集整理し、活用していきます。
- ・安心して暮らせる防犯まちづくり活動を行います。
- ・まちをあげて、防犯のためのまちづくり活動を進めていきます。

3. 落合第二地域まちづくり方針図



2 - 9 . 柏木地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

**- 輝く国際都市の眺め、歴史と新たな文化が息づく、やすらぎの暮らし -
住みたくなるまち 柏木**

【まちづくりの目標】

旧町名の「柏木」という名称に、住民は深い思い入れを持っています。柏木には、歴史的資源、多くの文化人の生きた足跡、そこに住まう人々の人情も含め、長い歴史の積み重ねにより形成された「柏木文化」が、今も息づいています。こうした「柏木」の歴史や文化を次世代に伝えるとともに、様々な人々が出会い、集うことで生まれる新しい文化と融合した、人情あふれる豊かなコミュニティの形成をめざします。

国際都市を象徴する摩天楼に「輝く」夜景を「眺める」場所にあって、みどり豊かで、多くの人々が集う、魅力的で快適なまちをめざします。

まちに必要な整備を進め、災害に強く、防犯性の高い、安全・安心なまちをめざします。

2 . まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

柏木地域の南部は、「創造交流の心」として業務商業の発展に必要な都市基盤の整備を進めます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めていきます。

神田川は新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることが出来る連続したみどりの骨格として整備していきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

良好な住環境を整備し、防災機能の改善を図ります。

- ・「都心居住推進地区」においては、快適な住環境の形成に向け、都心の生活拠点にふさわしいまちづくりを展開していきます。
 - ・マンション等で一定規模以上の建築計画に対しては、住戸面積の最低規模や駐車場の附置、緑化の義務づけなどを行い、良好な住環境の形成を誘導していきます。
 - ・北新宿一丁目から三丁目の老朽した木造住宅や細街路の多い地域については、地区計画等のまちづくり制度を活用して、建築物の共同建替えや基盤整備を推進し、防災面の改善と併せて、良好な住環境を形成していきます。
- 商店街の活性化を図ります。
- ・幹線道路沿道や既存の商店街については商業環境の整備や歩行者空間の充実等により、商店街の活性化を誘導していきます。

2) 道路・交通

生活道路の整備を推進します。

- ・地区計画等のまちづくり制度の活用などにより、災害時の消防活動・避難や日常生活サービス等を担う主要な生活道路の整備を推進していきます。

都市交通の円滑化を図り住宅地における通過交通対策の充実を図ります。

- ・都市交通ネットワークの形成のため都市計画道路の整備を促進し、住宅地への通過交通の流入を抑制していきます。
- ・地域の状況に応じて、ハンプ等の設置より歩行者優先の道路の整備を検討していきます。自動車及び自転車対策を進めます。
- ・集客施設の駐車場及び駐輪場の整備、自転車等整理区画の導入・拡充を図ります。また、集合住宅等については、建設時に駐車場及び駐輪場を設置するよう誘導していきます。安全に歩ける道路の整備を進めます。
- ・カーブミラーの設置や街路灯の整備、歩道空間の充実等により、安全に歩けるみちづくりを進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

まちの防災性の向上を図ります。

- ・老朽した木造住宅や細街路の多い地域においては、道路等の基盤整備とともに建築物の不燃化、耐震化を促進し、防災性の向上を図ります。さらに、共同建替え等により、身近なオープンスペースの確保を図ります。
- ・幹線道路の整備と沿道建築物の不燃化の促進により、火災時の延焼防止を図り、燃え広がらないまちづくりを進めていきます。
- ・細街路の拡幅整備により、まちの安全性を高めていきます。

4)みどり・公園

神田川沿いのみどりの整備、良好な景観の形成を図ります。

- ・神田川を河川改修と併せて、桜並木等の緑化を進め、みどりあふれる親水性に配慮した散歩道の整備を進めていきます。多様な手法によりみどりの保全、充実を進めます。
- ・公共施設や寺社等のみどりを保全し、公園的空間としての活用を図ります。さらに、開発等により生じたオープンスペースをみどりの広場とするよう事業者等を誘導していきます。安全に利用できる公園づくりを推進します。
- ・誰もが安全に利用できるよう、公園のバリアフリー化を進めていきます。樹木の保全と身近な緑化を推進します。
- ・ブロック塀の生垣化、建築物の屋上緑化や壁面緑化を促進するとともに、保存樹木、樹木の指定を進めていきます。また、目に見える身近なみどりとして、木や花を植える運動を推進していきます。身近な公園の地域住民による適切な維持管理を推進します。
- ・公園のサポーター制度を活用し、住民による身近な公園の適切な維持管理を推進するとともに、公園の美化意識の啓発を進めていきます。

5)都市アメニティ

地域に調和する建築物を誘導していきます。

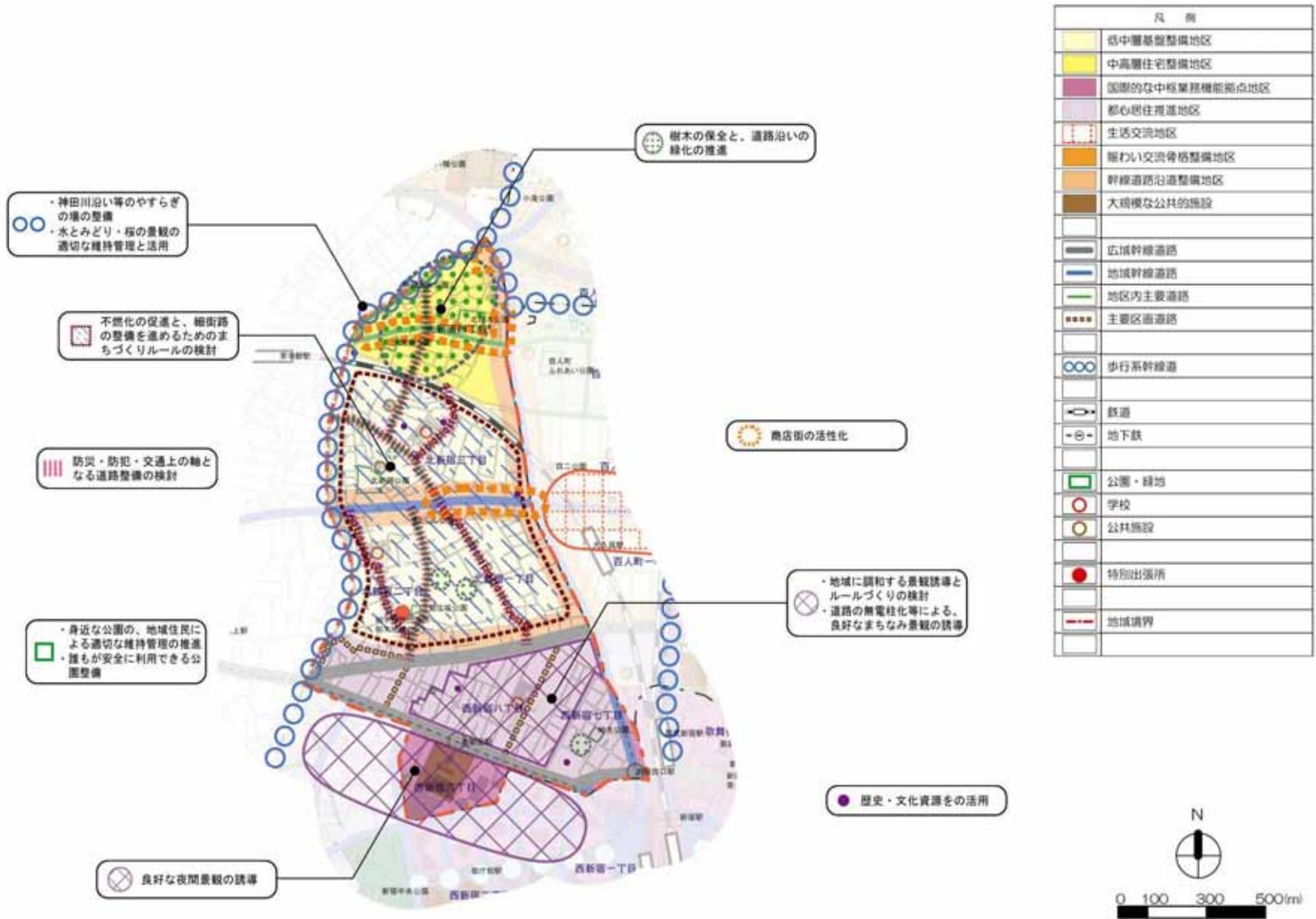
- ・建築物の高さや色彩等が周辺のまちなみに調和したものとなるよう、地区計画等のまちづくり制度の活用を検討していきます。良好なまちなみ景観を形成していきます。
- ・良好なまちなみ景観を形成するために、道路の無電柱化や緑化を促進していきます。良好な夜間景観を誘導していきます。
- ・住宅地における良好な夜間景観の誘導を検討していきます。歴史的・文化的資源をまちづくりに活用します。
- ・地域の歴史・文化を伝える資源、祭、ゆかりの文化人などを掘り起こし、まちづくりに活かしていきます。さらに、それらの資源を結ぶルートを設定し、散歩道としての整備の検討を進めていきます。また、旧町名も公共施設名等に使用する等、まちづくりへの活用を検討していきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

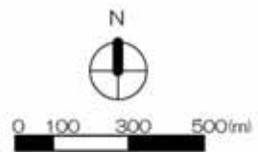
町会活動を活性化します

- ・町会とPTAとの連携強化やコミュニティスクールの導入を検討していきます。また、地域のイベント活動の充実を検討していきます。
 - 外国人居住者との交流による地域コミュニティ参入の仕組みを充実していきます。
 - ・外国人との文化交流やふれあいの場づくりを進めていきます。
 - 多様な世代の地域コミュニティやまちづくりへの参加を促進します。
 - ・ホームページにより、地域のPRを図ります。
 - ゴミ問題やマナーの周知をしていきます。
 - ・循環型社会の形成をめざし、リサイクル、リユースを推進します。
 - 犯罪情報の共有と地域住民による防犯体制を構築します。
 - ・犯罪情報の共有化を図る仕組み検討し、地域住民の情報の共有化を図ります。
 - ・地域住民の自主的な防犯パトロールを強化します。
 - ・地域の安全性向上のための人材育成、講習会などの活動の充実を図ります。
- 良好な景観を誘導します。
- ・「柏木の夜景10選」の選定や、西新宿の高層ビル群の夜景等のPRに努めます。

3. 柏木地域まちづくり方針図



凡 例	
[Yellow box]	低中層整備整備地区
[Light yellow box]	中高層住宅整備地区
[Pink box]	国際的な中核業務機能拠点地区
[Purple box]	都心居住推進地区
[Red dashed box]	生活交流地区
[Orange box]	幅広い交流骨格整備地区
[Light orange box]	幹線道路沿道整備地区
[Brown box]	大規模な公共施設
[Grey box]	
[Thick black line]	広域幹線道路
[Blue line]	地域幹線道路
[Green line]	地区内主要道路
[Black dashed line]	主要区画道路
[Grey box]	
[Blue double line]	歩行系幹線道
[Grey box]	
[Black line with cross-ticks]	鉄道
[Black line with circles]	地下鉄
[Green box]	公園・緑地
[Red circle]	学校
[Brown circle]	公共施設
[Grey box]	
[Red circle]	特別出張所
[Grey box]	
[Red dashed line]	地域境界
[Grey box]	



2 - 10 . 新宿駅周辺地域まちづくり方針

1 . 地域の将来像

人を魅せる活力と文化の薫りあふれる環（わ）のまち

【まちづくりの目標】

活力と文化の薫りあふれるまち

まちに残る近代文化都市としての歴史的・文化的資源、文化施設、新宿文化の歴史を語る商業地や施設など、人の活動や営みに基づく、文化の薫りを感じる場所を活かしたまちづくりを進めます。

人を魅せるまち

世界中から集まる人を温かく迎え入れ、このまちに「来て良かった」と感じてもらえるような魅力あるまちをめざします。

環（わ）のまち

生活・文化・商業・遊びの空間を「輪（わ）」状につなげ、人波がしなやかに流れるようにするとともに、人と人がふれあい「和（わ）」みあるまち、環境負荷軽減に配慮した「環（わ）」境にやさしいまちをめざします。

2 . まちづくりの方針

(1) 都市の骨格に関するまちづくり方針

新宿駅周辺は「創造交流の心」と位置づけ、駅周辺の業務商業機能が東西方向にさらに広がるよう都市基盤の整備を推進していきます。また、みどりや歩行者空間の充実を図り、歩いて楽しい環境の整備を進め、賑わいと活力のある21世紀を先導するまちづくりを進めていきます。

新宿通りと中央通りを「賑わい交流軸」と位置づけ、魅力ある業務商業施設の立地を誘導していくとともに、快適な歩行者空間や景観を創出して、「歩きたくなるまち新宿」を実現していきます。

神田川や新宿中央公園は、新宿区の外周を囲む「水とみどりの環」と位置づけ、水に親しめる空間や自然を感じることが出来る連続したみどりの骨格として形成していきます。併せて、新宿通りと中央通りを「風のみち（みどりの回廊）」と位置づけ、りっぱな街路樹の設置や沿道建築物の緑化を進め、快適な環境形成を促進していきます。また、新宿中央公園とその周辺は、みどりの骨格の1つである「七つの都市の森」と位置づけ、オープンスペースを含め、みどりの保全と充実を進めていきます。

(2) 地域のまちづくり方針

1) 土地利用・市街地整備

国際的な創造交流拠点としての風格のあるまちづくりを推進します。

- ・ 特定街区等の都市開発諸制度の活用や市街地再開発事業等により、国際都市にふさわしい、風格のあるまちづくりを進めていきます。
- ・ 新宿駅前広場を含む東口地区においては、魅力を維持しつつ再構築を図り、国際的な商業拠点としての賑わいのあるまちづくりを進めていきます。

新宿駅周辺地区を複合的市街地として整備を推進します。

- ・定住人口を確保し、住機能と業務商業機能の調和した複合市街地としての整備を誘導していきます。
- ・市街地再開発事業等の開発により、業務商業の機能の集積した土地利用を図るとともに、都心居住の住機能に賑わいをもち合わせた魅力あるまちづくりを誘導していきます。また、開発の際には、防災の観点からオープンスペース等の確保を誘導していきます。

住宅密集地における住環境整備の向上を図ります。

- ・住宅密集地域においては、快適な住環境の形成に向け、大規模施設跡地等を取り込んだ市街地再開発事業等を活用して、都心の生活拠点にふさわしいまちづくりを展開していきます。併せて、地区計画等のまちづくり制度を活用していきます。

2)道路・交通

新宿駅周辺への交通流入を抑制していきます。

- ・新宿駅周辺部の交通渋滞を解消するため、幹線道路の整備を促進するとともに、FRINGEパーキングの検討を進め、新宿駅周辺への交通流入を抑制していきます。その際に、新宿駅東口の商業地内を安心してゆったりと散策できるような歩行者空間を生み出すため、モール化の検討も進めていきます。

新宿駅周辺における歩行者の回遊性の向上を図ります。

- ・新宿駅の東西自由通路の整備に着手するとともに、新宿駅東西広場及び駅周辺の再整備の検討（JR線路上空の活用や東西駅前広場の整備拡充など）を進め、快適な歩行者空間の充実と回遊性の向上をめざしていきます。
- ・新宿駅東口、西口、南口の駅前空間の充実とともに、それぞれを結ぶ歩行者回遊動線の充実を図り、駅周辺の利便性を高めていきます。
- ・新宿駅周辺の回遊性の向上を図るため、靖国通り地下歩行者道等や西口のペDESTリアンデッキ等の整備を促進していきます。
- ・地域内の回遊性と利便性を高めるため、利用者のニーズにあったコミュニティバス等の導入等を検討していきます。

環境に配慮した幹線道路の整備を促進します。

- ・山手通りの歩行者空間の確保や景観へ配慮した道路整備を促進していきます。
- ・自転車対策を推進します。
- ・関係機関と協力して、新宿駅周辺を中心に駐輪場の確保に努めていきます。併せて、マンションや集客施設等への駐輪場の設置を誘導していきます。
- ・荷さばき車両の駐車場や荷さばき場の整備を進めます。
- ・環境負荷軽減のため、共同配送や荷さばき車両の共同駐車場の整備を検討していきます。
- ・駐車場の地域ルールについて検討を進めます。
- ・地域の特性に応じた、駐車場の附置義務のルール策定について検討を進めていきます。

3)安全・安心まちづくり

まちの不燃化を推進します。

- ・青梅街道、山手通り、甲州街道沿道の不燃化の促進および周辺住宅地の消防活動等が困難と考えられる地域の安全性の向上を図ります。
- ・老朽した木造住宅や細街路の多い地域については、建築物の共同建替えや不燃化、耐震化を促進し、防災機能の強化を図ります。
- ・災害時の避難誘導體制を充実していきます。
- ・首都直下地震等の災害発生時には、多数の滞留者、帰宅困難者が発生することが想定されるため、新宿御苑や大規模公共施設等の活用を検討して行きます。
- ・わかりやすい災害時避難誘導案内板等の整備を行っていきます。併せて、昼間区民等の適切な避難誘導を行えるような仕組み・体制づくりを充実していきます。
- ・新宿中央公園周辺及び西新宿地区は、広域避難場所や地区内残留地区に指定されており、避難道路沿道や周辺地域一帯での不燃化促進により、地域全体の防災機能の強化を図っていきます。

4)みどり・公園

新宿中央公園の充実および利用を促進します。

- ・新宿中央公園を都心のオアシスとして多くの人に利用してもらえるよう、みどりの充実、バリアフリー化、公園へのアクセスの向上や集客施設の設置などの検討をしていきます。
まちのみどりを充実していきます。
- ・市街地再開発事業等で整備されるオープンスペースや寺社などの公園的な空間の活用により、みどりの充実を図ります。
水とみどりの散歩道の整備を進めます。
- ・神田川沿いの歩行者空間の充実を図り、親水性に配慮した散歩道として整備を進めていきます。また、神田川と新宿中央公園を結ぶ散歩道の整備について検討していきます。

5)都市アメニティ

国際都市にふさわしい駅前の顔づくりを進めます。

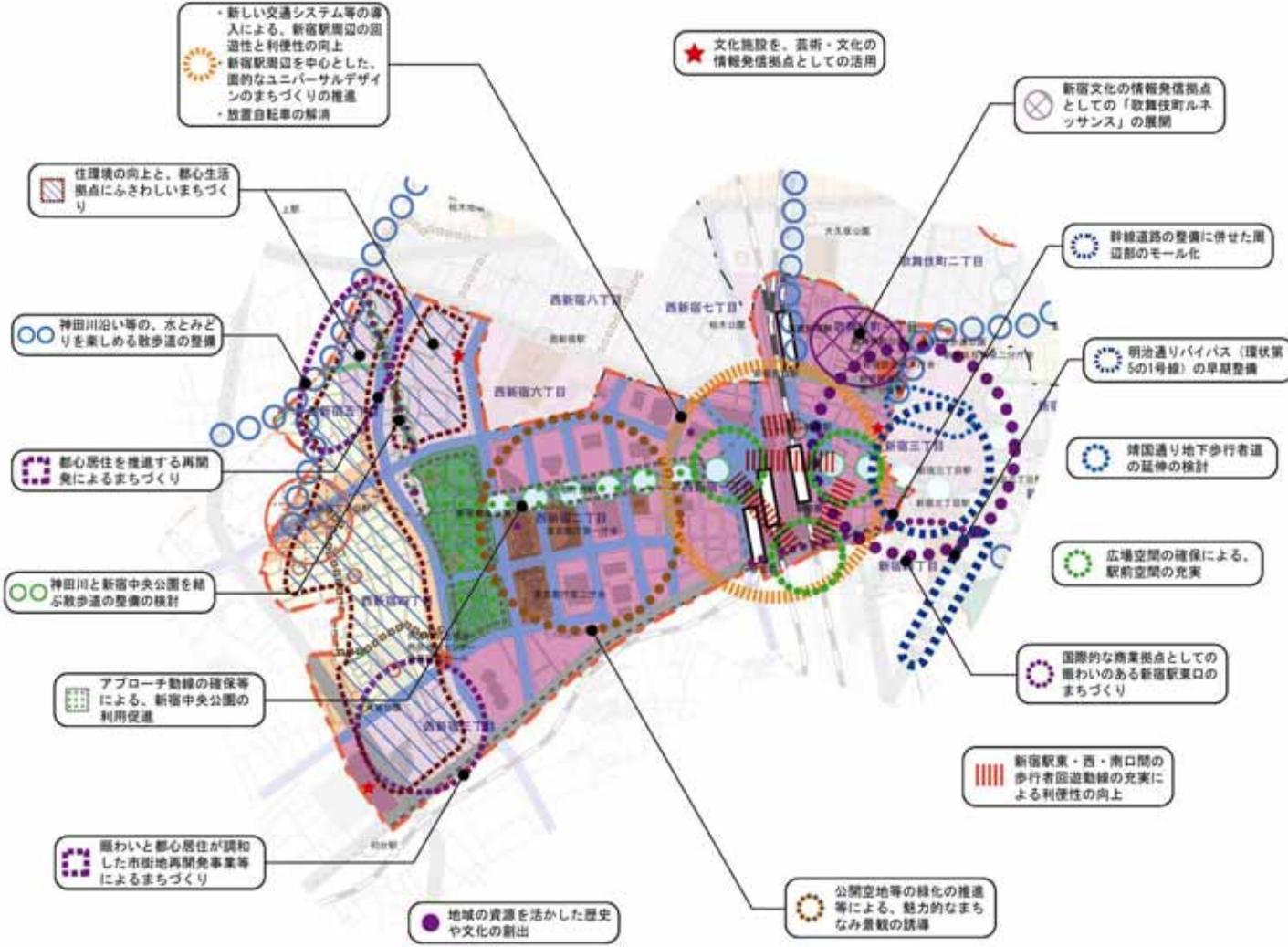
- ・新宿駅前にインフォメーションセンターを設置する等、新宿をPRできる顔づくりを検討していきます。
超高層ビル街における魅力的な景観の形成を図ります。
- ・超高層ビル等の公開空地や、低中層建築物の屋上等を活用して、みどりを連続的に配置し、潤いある空間を充実するとともに、副都心にふさわしい魅力的な景観の形成を誘導していきます。
地域の文化や歴史を伝える環境整備を推進します。
- ・「歌舞伎町ルネッサンス」を推進し、防犯対策とまちづくりの連携した取組みにより、新宿が誇る大衆文化の発信地として、歌舞伎町のまちのイメージを高めていきます。
- ・まちの持つ歴史的・文化的資源を地域共有のものとして語り継いでいくため、玉川上水や助水堀を偲ぶ流れの復活や通り名称等への旧町名、地名の活用等の検討をしていきます。
環境負荷軽減への取組みを図ります。
- ・地域冷暖房や中水道、雨水利用施設、コージェネレーションの導入等、環境に配慮した技術を建築物等に積極的に取り入れ、環境負荷の軽減に取り組んでいきます。
ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- ・誰もが目的とする場所に容易に移動できるよう、国際性にも配慮した、わかりやすい街角サインの整備を行っていきます。

【地域が主体に進めるまちづくり】

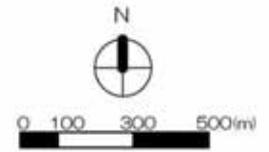
様々な主体との連携により、地域の文化の創造と発信を行います。

- ・様々な主体との連携により、芸術・文化のイベントを行うなど、芸術・文化の情報発信拠点としての様々な取組みを推進していきます。
来街者にとって気持ちの良い環境づくりを推進します。
- ・まちに関わる人が、清掃、美化活動等を行い、来街者に「来て良かった」と感じてもらえる気持ちよい環境づくりを推進していきます。

3. 新宿周辺地域地域まちづくり方針図



凡 例	
	低中層基盤整備地区
	国際的な中核業務機能拠点地区
	都心居住推進地区
	生活交流地区
	幹線道路沿道整備地区
	大規模な公園
	大規模な公共施設
	広域幹線道路
	地域幹線道路
	地区内主要道路
	主要区画道路
	風のまち（みどりの回廊）
	歩行系幹線道
	鉄道
	地下鉄
	公園・緑地
	学校
	公共施設
	新宿区役所
	特別出張所
	地域境界



(3) 計画の内容

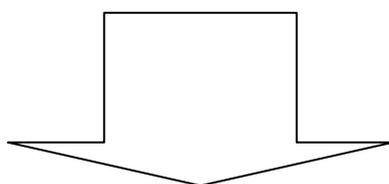
「区政運営編」

区政運営の基本方針

めざすまちの姿や、まちづくりの基本目標を実現していくにあたり、「区民の、区民による、区民のための区政」を目指し、区民起点の区政運営を行います。

区民を起点とした区政運営とは、自分の仕事や行動が、「区民が本当に求めているのか、区民のためになるのか」という原点に絶えず立ち戻り、検証することです。区政の原点を、一人ひとりの職員が常に念頭において職務を遂行する、区民起点の区政運営を行っていきます。

区民起点の区政運営を進めるにあたっては、次の2つの基本的な視点をもって、取り組めます。



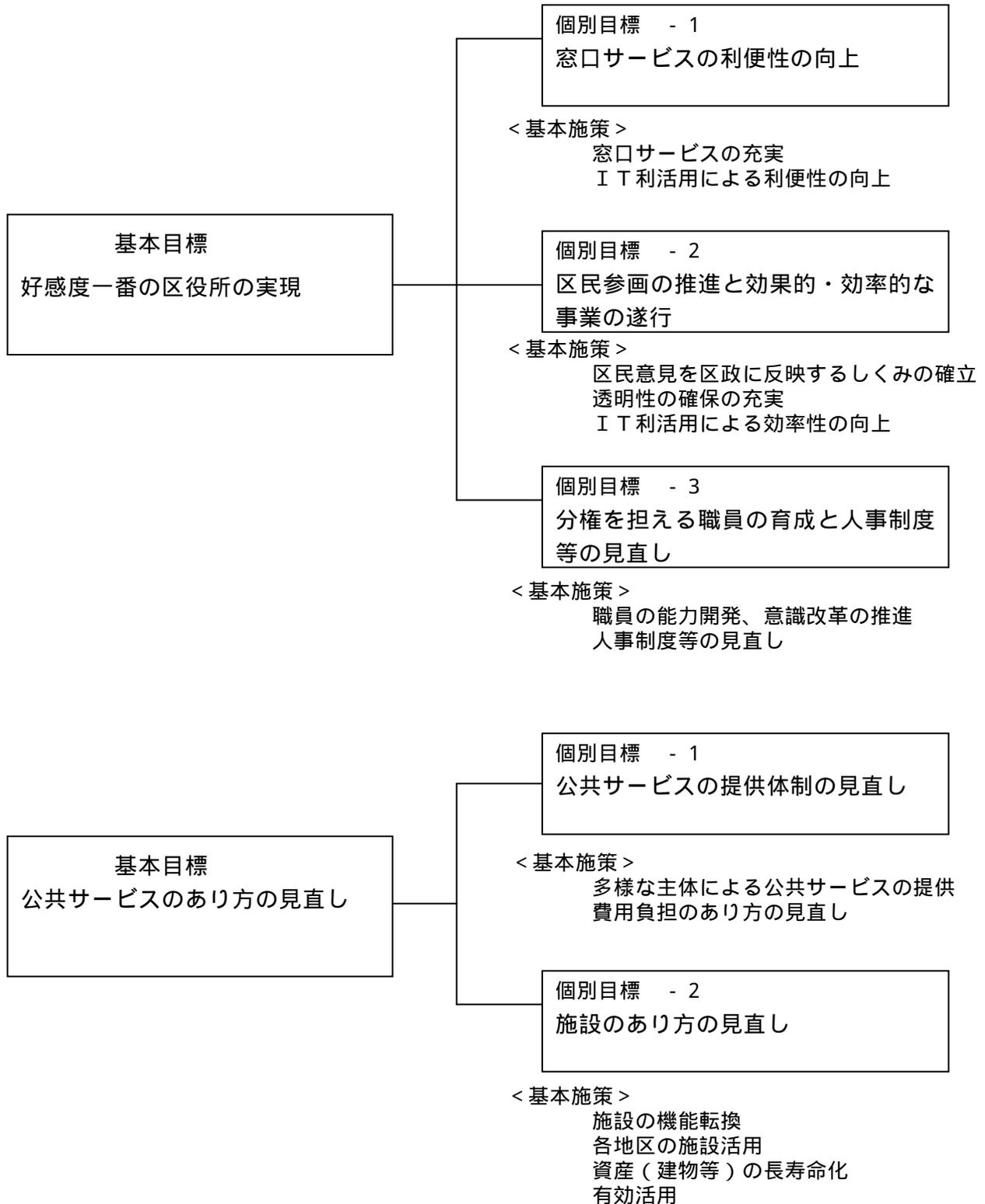
好感度一番の区役所の実現

区民に成果が見える区政運営を目指し、区政の透明性の向上と区民参画の推進を一層図るとともに、職員の力を最大限活かし、効果的・効率的な施策の推進に努めることで、好感度一番の区役所を実現します。

公共サービスのあり方の見直し

公共サービスを担う主体は区民、行政、地域団体、NPO、事業者など多様です。このような多様な主体が適切な役割分担のもと、それぞれが持っている力を十分に発揮し、区民ニーズに的確に対応した公共サービスを提供していくために、公共サービスのあり方を見直していきます。

計画の目標と取組みの方向



基本目標 好感度一番の区役所の実現

(1) 窓口サービスの利便性の向上

区政の主役は区民です。区は、基礎自治体として、区民生活を支えるため、区と区民の接点の拡充を図る必要があります。そのためには、区の施設の窓口だけでなく、区民生活の身近なところにおいても情報技術(IT)を活用した窓口サービスの整備を図ることで、窓口サービスの一層の向上を目指します。

(2) 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行

区は、施策の企画立案・実施・評価・改善の各段階への区民参画を、制度として確立します。

このことにより、効果的・効率的な区民に成果の見える区政運営を目指します。

(3) 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し

分権時代にふさわしい政策形成能力を持ち、区民とともにまちづくりを担っていける職員を育成することで、地域の特性を活かした区民本位の区政運営を目指します。

基本目標 公共サービスのあり方の見直し

(1) 公共サービスの提供体制の見直し

区民や地域団体、NPO、事業者など多様な主体が公共サービスの担い手として活動している中で、民間の柔軟性・多様性が十分活かされるよう、区との役割分担をさらに進めます。区は、基礎自治体として、区民生活を支えるために、人員や予算等の限られた行政資源を、効果的・効率的に活用していきます。

(2) 施設のあり方の見直し

老朽化した施設や、役割を終えた施設については、建物の老朽度、維持管理費、修繕経費などを総合的に考慮し、施設の機能転換を図ります。そして、地域の施設需要に応えられる施設を目指すとともに、施設の効果的・効率的な活用、施設経費の抑制を図ります。

新宿区第一次実行計画 素案
(概要版)

1 実行計画策定の基本的考え方

1 実行計画策定の基本的考え方

(1) 計画の目的・性格

この実行計画は、新宿区基本構想に定めた「めざすまちの姿」の実現をめざし、新宿区総合計画に示した施策を具体の事業として計画的に実施していくために策定する行財政計画であり、区政運営の具体的指針となるものです。

(2) 計画の期間

計画期間は、平成20(2008)年度から平成23(2011)年度までの4か年です。

H20(2008)

H37(2025)



(3) 計画の構成

計画は、総合計画の構成を受け、「まちづくり編」と「区政運営編」の二編で構成します。

「まちづくり編」では、まちづくりに係る事業を示し、「区政運営編」ではまちづくり事業を、推進し下支えする事業を示します。

なお、計画には、財源の裏づけをもって計画的に実施する「計画事業」と、それ以外の経常的に実施する「経常事業」の両方を示します。このことにより、区が実施する施策の全体像を明示します。

(4) 財政収支見通し

(単位:百万円、%)

項目	20年度		21年度			22年度			23年度			合計 (+ + +)	
		構成比		構成比	対前年度 伸び率		構成比	対前年度 伸び率		構成比	対前年度 伸び率		
一般財源 A (A 1 + A 2 + A 3)	84,679	71.7	85,882	67.3	1.4	86,247	69.4	0.4	87,257	72.5	1.2	344,065	
内訳	特別区税 A1	40,491	34.3	41,240	32.3	1.8	42,018	33.8	1.9	42,643	35.4	1.5	166,392
	特別区交付金 A2	26,781	22.7	26,891	21.1	0.4	27,633	22.3	2.8	27,746	23.1	0.4	109,051
	その他 A3	17,407	14.7	17,751	13.9	2.0	16,596	13.4	6.5	16,868	14.0	1.6	68,622
特定財源 B (B 1 + B 2 + B 3 + B 4)	33,394	28.3	41,741	32.7	25.0	37,946	30.6	9.1	33,060	27.5	12.9	146,141	
内訳	国庫支出金 B1	16,508	14.0	17,899	14.0	8.4	17,997	14.5	0.5	17,645	14.7	2.0	70,049
	都支出金 B2	5,485	4.6	6,572	5.1	19.8	5,445	4.4	17.1	5,096	4.2	6.4	22,598
	区債 B3	920	0.8	4,630	3.6	403.3	835	0.7	82.0	235	0.2	71.9	6,620
	使用料等 B4	10,481	8.9	12,640	9.9	20.6	13,669	11.0	8.1	10,084	8.4	26.2	46,874
歳入合計 C (A + B)	118,073	100.0	127,623	100.0	8.1	124,193	100.0	2.7	120,317	100.0	3.1	490,206	
義務的経費 D (D 1 + D 2 + D 3)	63,216	53.5	65,188	51.1	3.1	65,699	52.9	0.8	66,754	55.5	1.6	260,857	
内訳	人件費 D1	30,748	26.0	32,015	25.1	4.1	31,841	25.6	0.5	32,073	26.7	0.7	126,677
	扶助費 D2	28,960	24.5	29,808	23.4	2.9	30,426	24.5	2.1	30,651	25.5	0.7	119,845
	公債費 D3	3,508	3.0	3,365	2.6	4.1	3,432	2.8	2.0	4,030	3.3	17.4	14,335
一般事業費 E	43,928	37.2	44,597	34.9	1.5	45,970	37.0	3.1	46,511	38.6	1.2	181,006	
投資的経費 F	10,929	9.3	17,838	14.0	63.2	12,524	10.1	29.8	7,052	5.9	43.7	48,343	
計画事業費(再掲) G	15,163	12.8	22,452	17.6	48.1	17,513	14.1	22.0	12,186	10.1	30.4	67,314	
歳出合計 H (D + E + F)	118,073	100.0	127,623	100.0	8.1	124,193	100.0	2.7	120,317	100.0	3.1	490,206	

推計の内容

1 歳入

[特別区税]・・・特別区税は、区民税について税制改正の影響及び区民所得の伸びを考慮するとともに、たばこ税の動向を加味して推計しました。

[特別区交付金]・・・特別区交付金は、19年度都区財政調整当初フレームを基に、調整税の伸びを考慮して推計しました。

[その他]・・・地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金は、19年度都区財政調整当初フレームを基に推計しました。財政調整基金繰入金については、20年度30億円、21年度30億円、22年度25億円、23年度28億円を計上しました。

[国庫支出金]・・・19年度見込を基に、計画事業費及び扶助費に係る国庫支出金の増減を加味して推計しました。

[都支出金]・・・19年度見込を基に、計画事業費及び扶助費に係る都支出金の増減を加味して推計しました。

[使用料等]・・・使用料及び手数料、分担金及び負担金並びに財産収入等については、19年度見込を基に、計画事業費分の増減等を加味して推計しました。

2 歳出

[人件費]・・・退職者数及び採用者数の見込を考慮して推計しました。

[扶助費]・・・過去の実績及び今後の動向から伸び率を見込み推計しました。

[公債費]・・・既発行分の償還計画に新たな起債に伴う償還額を加味して推計しました。

[投資的経費]・・・計画事業費及び施設改修等の経費見込を考慮して推計しました。

[一般事業費]・・・19年度見込を基に、特別会計繰出金の伸び等を加味して推計しました。

(注) 構成比は項目単位で四捨五入しているため、合計と合わないことがあります。

2 施策体系別事業

実行計画事業の計画体系と事業概要

(1) まちづくり編

基本目標	個別目標	計画事業	枝事業	事業概要(上段)					所管	番号
				事業費(下段)						
				(単位:千円)						
基本施策	20年度	21年度	22年度	23年度	合計					
区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち										
1 参画と協働により自治を切り拓くまち										
自治の基本理念、基本原則の確立										
	(仮称)自治基本条例の策定			新宿区における自治の基本理念、基本原則、方向性を明らかにするため、21年度に「(仮称)自治基本条例」を策定する。	企画	1				
				-	-	-	-	-		
	特別区のあり方を見直しと自治権の拡充			特別区のあり方を見直し、自治権の拡充を図ることで、自立した行財政運営が行えるよう都と協議し、検討していく。	企画	2				
				-	-	-	-	-		
協働の推進に向けた支援の充実										
NPOや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進	協働事業提案制度の拡充			地域活動団体から提案を公募し、選定された事業を「協働事業提案制度」として区と協働で実施(採択事業数の拡充)。	地文	3				
				63,024	63,174	83,409	103,409	313,016		
	協働支援会議の運営			NPO活動資金助成等の審査や協働推進のためのしくみづくり等を「協働支援会議」で検討する(公募区民委員の拡充)。	地文	4				
				1,618	1,618	1,621	1,621	6,478		
	協働推進基金を活用したNPO活動資金助成			NPO活動団体登録したNPOの事業に対し、寄付金等からなる「協働推進基金」により助成する(総助成額の拡充)。	地文	5				
				5,074	5,105	6,105	6,105	22,389		
	NPOをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充			NPO等のネットワークをつくり、その活動拠点として「(仮称)NPOふれあいひろば」を設置し、運営を支援する。	地文	6				
			554	8,054	5,054	5,054	18,716			
地域活動推進のための情報提供			地域活動団体及び区が双方向から情報発信するための拠点として「(仮称)新宿区区民活動支援サイト」を運営する。	地文	7					
			3,557	3,562	3,562	3,562	14,243			
2 コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち										
地域自治のしくみと支援策の拡充										
町会・自治会及び地区協議会活動への支援	町会・自治会活性化への支援			地域コミュニティづくりの中心として活動している町会・自治会の活性化を支援し、加入率の向上を図る。	地文	8				
				1,500	1,500	1,500	1,500	6,000		
	地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実			(仮称)自治基本条例で地区協議会を位置づけるとともに、地域センター管理運営委員会との連携を検討する。	地文	9				
			30,142	30,953	31,764	32,575	125,434			
	地区協議会活動への助成			地区協議会の地域課題への取り組みを支援するため、「まちづくり活動支援補助金」を交付する。	地文	10				
				21,010	21,010	21,010	21,010	84,040		
コミュニティ活動の充実と担い手の育成										
地域を担う人材の育成と活用	地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成			町会・自治会、NPO等の地域活動団体を支える人材育成を目指し、「協働カレッジ」を年2回開催する。	地文	11				
				1,982	2,282	2,282	2,282	8,828		
	生涯現役塾			団塊世代等のシニアを対象に地域活動に関する講座を実施し、知識や経験を生かして活動するためのきっかけをつくる。	健康	12				
			6,510	6,510	6,510	6,510	26,040			
生涯学習指導者・支援者バンクの充実			「文化等学習支援者バンク」と「スポーツ指導者バンク」を統合し、登録者の生涯学習活動への活用を促進する。	教育	13					
			1,329	959	1,009	1,479	4,776			
地域センターの整備(戸塚地区)			コミュニティ活動の拠点としての戸塚地域センターと戸塚特別出張所を建設し、21年度に開設する。	地文	14					
			536,793	1,184,534	-	-	1,721,327			
だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち										
1 一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち										
人権の尊重										
	成年後見制度の利用促進			新宿区成年後見センターを中心に、成年後見制度の普及啓発や相談機能の強化を行い、成年後見制度の利用促進を図る。	福祉	15				
				32,229	32,229	42,441	44,441	151,340		
男女共同参画の推進										
男女共同参画の推進	男女共同参画への意識啓発			男女共同参画への意識を啓発するため、セミナーの開催、情報啓発誌の発行、意識調査等を行う。	総務	16				
				4,800	4,800	10,224	4,800	24,624		
	女性問題に関する相談体制の充実			女性問題に関する相談機関連携会議を通じて、配偶者等暴力(DV)防止のための関係機関との連携を強化する。	総務	17				
				8,974	8,527	8,527	8,974	35,002		

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標	個別目標 基本施策	計画事業	枝事業	事業概要(上段) 事業費(下段) (単位:千円)					所管	番号		
				20年度	21年度	22年度	23年度	合計				
			区政における女性の参画の促進	区政に女性の意見を反映させるため、政策決定過程への女性の参画を促進する。	-	-	-	-	-	総務	18	
		個人の生活を尊重した働き方の見直し										
		ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	職場における女性の参画の推進	ワーク・ライフ・バランスを推進するためにコンサルタントを派遣するなど、働きやすい職場づくりを推進する。	2,218	2,218	8,244	2,218	14,898	総務	19	
			企業における次世代育成支援の推進	仕事と子育てが両立できる、安心して働きやすい職場づくり等、ワーク・ライフ・バランスの取組みを推進する。	294	294	294	294	1,176	福祉	20	
2 子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち												
地域において子どもが育つ場の整備充実												
		保護者が見守れる多様な保育環境の整備	私立認可保育所の整備	老朽化した区立保育園2園を私立認可保育園に建替えることにより、定員拡大と地域の保育需要に応えていく。	340,720	624,920	464,717	420,195	1,850,552	福祉	21	
				認証保育所への支援	民間事業者が認証保育所を設置する場合の開設準備経費の補助や区民が認証保育所を利用した場合の運営費の補助を行う。	418,369	533,624	487,724	487,724	1,927,441	福祉	22
				幼稚園と保育園の連携・一元化	0歳から小学校就学前までの子どもに対し、幼稚園と保育園を一元化した子ども園(仮称・西新宿子ども園)を整備する。	12,000	163,000	176,200	-	351,200	教育	23
		子どもの居場所づくりの充実	放課後子どもひろばの拡充	放課後に子どもたちが自由に集い、交流できる遊びと学びの場として「放課後子どもひろば」を小学校で実施する。	184,170	266,970	356,270	424,370	1,231,780	福祉教育	24	
				学童クラブの充実	学童クラブ利用の需要に対応するため、新たな学童クラブを開設するとともに、延長利用ができる学童クラブを増やしていく。	271,544	392,131	444,521	490,767	1,598,963	福祉	25
地域で安心して子育てができるしくみづくり												
		地域における子育て支援サービスの充実	子ども家庭支援センターの拡充	子ども家庭支援センターと児童館の機能を融合させた「子ども家庭支援センター(地域型)」を2所整備する。	17,992	97,231	88,107	88,107	291,437	福祉	26	
				一時保育の充実	保育施設において一時保育を実施し、在宅で子育てしている家庭を支援する。新たに、専用室を2所開設する。	63,716	63,716	82,147	87,659	297,238	福祉教育	27
				ひろば型一時保育の充実	短期間、乳幼児を預かるひろば型一時保育を実施し、在宅で子育てしている家庭を支援する。新たに、1所開設する。	5,266	11,006	10,906	10,906	38,084	福祉	28
				絵本でふれあう子育て支援事業	乳幼児健診(3~4ヶ月)時に絵本の配付と読みかせを行い、子どもが読書に親しめるよう支援する(21年度から3歳児に拡充)。	4,396	4,689	4,689	4,689	18,463	教育	29
特別な支援を必要とする子どもや家庭への支援と自立促進												
		子ども発達センターの移転と児童デイサービスの拡充		子ども発達センターをあゆみの家から移転するとともに、児童デイサービスの対象を小学校低学年まで拡大する。	24,132	24,132	24,182	63,388	135,834	福祉	30	
子どもの安全と子どもを守る環境づくり												
3 未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち												
子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実												
		特色ある教育活動の推進		各学校の特色ある教育活動を具現化するため、計画的な学習活動を実施する。	42,000	42,000	42,000	42,000	168,000	教育	31	
		特別な支援を必要とする児童生徒への支援	巡回指導・相談体制の構築	発達障害のある児童・生徒等に対する適切な指導を行うため、専門家支援チームによる巡回相談・助言等を行う。	78,427	78,427	78,427	78,427	313,708	教育	32	
				情緒障害等通級指導学級の設置	通級指導が必要な発達障害のある児童等への支援を充実させるため、小中学校に情緒障害等通級指導学級を増設・新設する。	3,383	27,093	2,133	1,683	34,292	教育	33
				日本語サポート指導	区立学校に編入した外国籍児童等が日本語の授業を理解できるよう日本語適応指導員の派遣による適応指導を行う。	35,460	35,460	35,460	35,460	141,840	教育	34
学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり												
		学校適正配置の推進	学校適正配置の推進(牛込地区)	牛込地区学校適正配置に関する懇談会からの意見を参考に、牛込地区の学校適正配置に取り組む。	1,092	1,092	1,092	1,092	4,368	教育	35	

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標	個別目標 基本施策	計画事業	枝事業	事業概要(上段) 事業費(下段) (単位:千円)					所管	番号	
				20年度	21年度	22年度	23年度	合計			
			学校施設の計画的整備 (西戸山地区中学校)	西戸山中学校と西戸山第二中学校を統合し、23年度に「新宿西戸山中学校」として開校する。	183,000	997,310	2,330,890	2,500	3,513,700	教育	36
		学校施設の改善		学校施設の良好な教育環境を確保するため、小・中学校の特別教室等の空調整備を実施する。	355,000	360,000	316,500	-	1,031,500	教育	37
		家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり									
		地域との協働連携による学校の運営	地域協働学校(コミュニティ・スクール)の推進	四谷中学校を地域協働学校(コミュニティ・スクール)モデル校に指定し、検証を踏まえ、順次、指定校を増やしていく。	446	446	352	528	1,772	教育	38
			学校評価の充実	地域住民、学識経験者等による第三者評価を導入した新たな学校評価を全校で実施する。	3,580	3,580	7,000	7,000	21,160	教育	39
		家庭の教育力向上支援		入学前健診等における子どもの仲間づくりプログラムやワークショップ等の実施により、家庭の教育力向上を支援する。	5,775	5,775	5,775	5,775	23,100	教育	40
		4 生涯にわたって学び、自らを高められるまち									
		生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実									
		総合運動場及びスポーツ環境の整備	総合運動場の整備	都立戸山公園内での総合運動場の整備を検討するとともに、都へ整備を働きかける。	-	-	-	-	-	教育	41
			スポーツ施設の整備	老朽化したスポーツ施設を整備するとともに、多目的化等のレベルアップ工事を実施する。(落合中央公園等)	200,804	20,000	-	-	220,804	教育	42
			総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援	子どもから高齢者までがスポーツ・文化活動に親しめるよう「総合型地域スポーツ・文化クラブ」の設立を推進する。	34,979	34,979	34,979	34,979	139,916	教育	43
		中央図書館の再構築									
		新しい中央図書館のあり方の検討		IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新中央図書館の整備を検討する。	-	1,140	1,340	-	2,480	教育	44
		図書館機能の充実									
		図書館サービスの充実	図書館IT化の推進	インターネットが利用できるパソコンを全館に設置する。また、中央図書館に持込みパソコンが利用可能な閲覧スペースを設置する。	16,598	252	252	252	17,354	教育	45
			区民に役立つ情報センター	IT機能を装備したレファレンス専用カウンターを設置し、資料検索等のワンストップサービスを行う。	10,754	9,254	8,500	8,500	37,008	教育	46
		子ども読書活動の推進		子どもが自主的に読書活動を行えるよう、読書塾の開催、学校図書館への司書派遣など読書環境を整備する。	7,626	7,746	7,706	7,626	30,704	教育	47
		5 心身ともに健やかにくらしを促すまち									
		一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進									
		歯から始める子育て支援	歯から始める子育て支援体制の構築	デンタルサポーターを養成するとともに、2～5歳児を対象に無料のフッ化物歯面塗布事業を実施する。	182	55,061	55,061	55,061	165,365	健康	48
			もぐもぐごっくん支援事業	乳幼児の保護者からの口腔機能全般に関する相談に応じるとともに、各保健センターにおいて講習会、個別相談を実施する。	927	927	927	927	3,708	健康	49
		食育の推進		「食育」について普及啓発するための講習会の実施や食育ボランティアの育成等により「食育」活動を支援する。	945	1,153	1,317	1,431	4,846	健康	50
		元気館事業の充実		これまでの元気館事業に加え、生活習慣病予防のためメタボ講座等を開催する。	43,411	43,458	43,411	43,458	173,738	健康	51
		多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進									
		新型インフルエンザ対策の推進		新型インフルエンザに対する健康危機管理体制を充実するための訓練や発生時に備えた予防薬や防護服等を整備する。	19,660	900	900	1,660	23,120	健康	52
		エイズ対策の推進		エイズ、性感染症対策及び社会的偏見の解消のため、正しい知識の普及啓発や匿名による検査、相談等を実施する。	10,487	9,962	9,962	9,962	40,373	健康	53

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標 個別目標 基本施策	計画事業	枝事業	事業概要(上段) 事業費(下段) (単位:千円)					所管	番号	
			20年度	21年度	22年度	23年度	合計			
			安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち							
1 だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち										
高齢者とその家族を支えるサービスの充実										
高齢者を地域で支えるしくみづくり	高齢者の孤独死対策の推進	75歳以上の一人暮らし高齢者を対象に情報紙配布による定期訪問を実施するとともに、地域で支えあうしくみづくりを検討する。	健康	54	16,954	16,954	16,954	16,954	67,816	
		地域の様々な構成員による認知症サポーターを育成(毎年450人)するとともに、職員研修を実施する。	健康	55	1,789	1,789	1,789	1,789	7,156	
		65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に、地域ボランティアによる見守り協力員が月2回程度訪問し、声かけや安否確認を行う。	健康	56	21,010	21,010	21,010	21,010	84,040	
	介護保険サービスの基盤整備	地域密着型サービスの整備	小規模多機能型居宅介護施設3所、認知症高齢者グループホーム2所、小規模特別養護老人ホーム1所を開設する。	健康	57	130,048	381,970	-	-	512,018
		特別養護老人ホーム等の整備	特別養護老人ホーム等を2所開設する(百人町四丁目、矢来町)。	健康	58	123,000	287,000	-	-	410,000
	障害のあるひととその家族の生活を支えるサービスの充実									
障害者の福祉サービス基盤整備	障害者入所支援施設(知的)等の設置促進	障害者入所支援施設(知的障害者対象)及び日中活動サービス等の実施を計画する社会福祉法人に対し、建設費補助等を行う。	福祉	59	-	1,980	-	99,000	100,980	
	グループホーム(知的)の設置促進	知的障害者グループホームを設置する社会福祉法人等に対し、施設整備費等の補助を行う(3所設置)。	福祉	60	3,125	3,125	3,125	-	9,375	
	グループホーム(精神)の設置促進	受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域支援体制構築のため、障害者グループホームの設置を促進する(1所)。	健康	61	-	-	-	-	-	
	障害者通所施設(精神)等の整備促進	障害者自立支援法新体系への移行を予定している区内の精神障害者施設に対し、施設整備費の一部を助成する(4所)。	健康	62	8,000	10,000	-	-	18,000	
1 セーフティネットの整備・充実										
ホームレス及び支援を要する人の自立促進	拠点相談事業	拠点相談所で専門性をもった相談員による相談や助言を行い、ホームレスの自立支援を推進する。	福祉	63	22,895	22,895	22,895	22,895	91,580	
	自立支援ホーム	NPOが借り上げたアパート2戸を「自立支援ホーム」として利用し、集中的に就労支援や生活指導を行い、自立支援を推進する。	福祉	64	9,776	9,776	9,776	9,776	39,104	
	宿泊所等入所者相談援助事業	宿泊所に生活指導員を配置し、入所者への生活相談や健康管理の支援等を行う。	福祉	65	12,272	12,272	12,272	12,272	49,088	
	生活サポート	基本的な生活習慣が回復していない元ホームレスに対し、地域社会での安定した自立生活が維持できるよう支援する。	福祉	66	12,440	12,440	12,440	12,440	49,760	
	被保護者自立促進事業(新宿らいふさぼーとぶらん)	被保護者の自立促進のため、勤労意欲の向上や地域社会への参加などの生活する力を育めるよう就労前支援を行う。	福祉	67	22,300	22,300	22,300	22,300	89,200	
2 だれもがいいきとくらし、活躍できるまち										
高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供										
高齢者の社会参加といきが いづくりの拠点整備		一部のこたぶき館を社会貢献活動の拠点とする新たな機能を加えた、(仮称)シニア活動館として整備する(1館)。	健康	68	-	-	-	-	-	
障害のあるひとの社会参加・就労支援										
障害のある人への就労支援の充実	障害者就労支援の充実	障害者の就労意欲向上のため、一定期間の訓練が実施できるよう、(仮称)新宿仕事センターにおいて、専門的で適切な支援を行う。	福祉 健康	69	(再)37,829	(再)37,829	(再)37,829	(再)33,701	(再掲)147,188	
	高田馬場福祉作業所の建替えと新体系制度への移行	老朽化した高田馬場福祉作業所を障害者自立支援法の新体系に基づくサービス提供ができる施設に移転・建替える。	福祉	70	-	-	-	-	-	
新たな就労支援のしくみづくり										
(仮称)新宿仕事センターによる支援		(仮称)新宿仕事センターを20年度に設立し、障害者、高齢者、若年非就業者に対して就労支援を行う。	地文	71	229,059	249,795	250,893	223,065	952,812	

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標	個別目標 基本施策	計画事業	枝事業	事業概要(上段) 事業費(下段) (単位:千円)					所管	番号	
				20年度	21年度	22年度	23年度	合計			
				だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり							
		特別な支援を必要とする人への居住支援	災害時居住支援	火災等により住居を失った世帯が一時的に民間賃貸住宅等に入居した場合、経費の一部を一定期間助成する。	4,850	4,850	4,850	4,850	19,400	都市	72
			高齢者等入居支援	民間住宅への入居が困難な高齢者、障害者、ひとり親世帯の入居を支援するため、協定保証会社への斡旋、保証委託料の助成を行う。	774	842	756	861	3,233	都市	73
		分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援		相談、啓発活動のほか、建替え等に関するアドバイザー制度を利用した管理組合に対する派遣料の一部助成を行う。	1,010	1,010	1,010	1,010	4,040	都市	74
		区営住宅の再編整備(早稲田南町地区)		老朽化が進んでいる早稲田南町第2アパートを建替えにより更新し、居住環境の向上を図る。	500	500	1,000	74,822	76,822	都市	75
3 災害に備えるまち											
災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり											
		建築物の耐震性強化	建築物等耐震化支援事業	建築物の耐震化(27年度までに区内住宅の耐震化率90%達成を目標)を促進するため耐震診断等各種助成を行う。	194,009	194,009	194,009	194,009	776,036	都市	76
			安全・安心な建築物づくり	建築物の安全性を確保するため、新築建築物の中間・完了検査率及び既存建築物の定期報告率の向上を図る。	131	131	131	131	524	都市	77
		道路・公園の防災性の向上	(仮称)富久公園の整備	富久地域の防災性に資する公園として整備(20年度)するとともに、周辺道路のカラー舗装化等を行う。	160,050	46,050	-	-	206,100	環土	78
			百人町三・四丁目地区の道路・公園整備	広域避難場所である百人町三・四丁目地区の防災機能を強化するため、地区計画で定めた道路等を整備する。	124,030	99,030	141,050	45,050	409,160	環土	79
		道路の無電柱化整備		電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより災害に強いまちづくりを進める(三栄通り、補助72号線 期)。	10,500	371,500	267,500	277,910	927,410	環土	80
		木造住宅密集地区整備促進		若葉・須賀町地区において、住宅の建替えや共同化を促進するとともに、道路・公園等を整備する。	66,018	211,144	124,946	37,854	439,962	都市	81
		再開発による市街地の整備	市街地再開発事業助成	西新宿六丁目西第6地区、西新宿八丁目成子地区、西新宿五丁目中央北地区、西富久地区の再開発組合運営支援及び助成を行う。	1,562,500	2,503,144	1,159,880	525,580	5,751,104	都市	82
			市街地再開発の事業化支援	市街地再開発準備組合の活動支援を行う(西富久地区、西新宿五丁目中央南地区、西新宿三丁目西地区、西新宿五丁目北地区)。	1,919	523	523	523	3,488	都市	83
災害に強い体制づくり											
		地域防災拠点と避難施設の充実	災害情報システムの整備	老朽化した同報系防災無線機器を更新(デジタル化)する。また、防災区民組織には一斉情報配信システムを導入する。	2,772	4,946	533,788	210,888	752,394	区長室	84
			災害時地域本部の非常電源設備の整備	災害時の地域本部の機能を強化するため、全ての地域本部の非常電源設備の運転可能時間を2日程度に整備する。	19,098	444,465	296,310	296,310	1,056,183	地文	85
4 日常生活の安全・安心を高めるまち											
犯罪の不安のないまちづくり											
		安全で安心して暮らせるまちづくりの推進		地域における防犯活動を推進していく「重点地区」を区内全域に広める(年10地区)とともに、区民活動を支援する。	8,368	8,543	8,543	8,543	33,997	区長室	86
消費者が安心して豊かにくらするまちづくり											
持続可能な都市と環境を創造するまち											
1 環境への負荷を少なくし、未来の環境を創るまち											
資源循環型社会の構築											
		ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進	資源回収の推進	地域住民との協働で資源回収を進める集団回収を推進するとともに、ペットボトル、白色トレイ等の資源回収を継続的に実施する。	666,256	667,747	669,271	670,550	2,673,824	環土	87
			プラスチックの資源回収の推進	プラスチック製容器包装の資源回収を20年度から区内全域で実施し、資源のさらなる活用を図る。	439,614	439,614	439,614	439,614	1,758,456	環土	88
			ごみの発生抑制の推進	ごみの発生抑制を推進するため、区民、事業者、区により(仮称)3R推進協議会を設立・運営し、レジ袋削減対策等に取り組む。	4,422	2,422	2,422	2,422	11,688	環土	89

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標 個別目標 基本施策	計画事業	枝事業	事業概要(上段) 事業費(下段) (単位:千円)					所管	番号
			20年度	21年度	22年度	23年度	合計		
			地球温暖化対策の推進						
地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策の推進	事業者の省エネルギーへの取り組みの促進・支援	中小事業者の省エネ行動を促進するため、省エネ診断等の各種施策を実施し、産業・業務部門の温室効果ガスの削減を図る。					環土	90
			7,069	7,069	7,069	7,069	28,276		
地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策の推進	区民の省エネルギーへの取り組みの促進・支援	区民一人ひとりの省エネへの意識向上を図るため、環境家計簿等の各種施策を実施し、家庭部門の温室効果ガスの削減を図る。					環土	91
			8,756	8,756	8,756	8,756	35,024		
良好な生活環境づくりの推進									
清潔できれいなトイレづくり	清潔できれいなトイレづくり		老朽化した公衆トイレ・公園トイレの整備計画を策定し、バリアフリーに対応した改修工事を計画的に進める。					環土	92
			10,403	57,120	57,120	57,120	181,763		
路上喫煙対策の推進	路上喫煙対策の推進		路上喫煙禁止に対する来街者等への啓発を行うとともに、主要駅周辺でキャンペーンやパトロールによる指導を実施する。					環土	93
			206,840	168,240	164,240	164,240	703,560		
環境問題への意識啓発									
環境学習・環境教育の推進	環境学習・環境教育の推進		「環境教育推進計画」策定により環境教育を推進するとともに、環境学習情報センターを核とした環境学習・啓発事業を実施する。					環土	94
			5,844	7,385	8,498	5,285	27,012		
2 都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち									
水とみどりの環の形成									
区民ふれあいの森の整備	区民ふれあいの森の整備		おとめ山公園に隣接する公務員宿舍跡地を取得し、「区民の森」として整備し、区民がみどりに触れ合う機会を創出する。					環土	95
			250	6,047,050	247,150	133,090	6,427,540		
玉川上水を偲ぶ流れの創出の推進	玉川上水を偲ぶ流れの創出の推進		新宿御苑の散策路に、歴史的シンボルとなる「玉川上水を偲ぶ流れ」として、水の流れと遊歩道を段階的に整備する。					環土	96
			9,055	162,445	166,445	305,445	643,390		
みどりを残し、まちへ広げる									
新宿りっぱな街路樹運動	新宿りっぱな街路樹運動		新宿通りの街路樹下に花壇を設置するなど、新宿のシンボルとなる「りっぱな街路樹」の整備を進める。					環土	97
			34,600	61,480	1,000	500	97,580		
新宿らしい都市緑化の推進	新宿らしい都市緑化の推進	みんなでみどり公共施設緑化プラン	小・中学校等の区有公共施設、護岸、道路、バス停等において、様々な手法により特色のある多様なみどりを創出する。					環土	98
			22,000	22,250	22,500	22,750	89,500		
		空中緑花都市づくり	屋上や壁面などの建築物緑化を「空中緑花」と位置づけて、普及啓発を図る。20年度から屋上・壁面緑化助成制度を実施する。						
		4,600	4,600	4,600	4,600	18,400			
新宿花いっぱい運動の推進	新宿花いっぱい運動の推進		商店街等の道路や公共施設をハンギングバスケットやプランター等により花やみどりあふれる空間として整備する。					環土	100
			5,185	6,151	4,387	4,807	20,530		
樹木、樹林等の保護	樹木、樹林等の保護		民有地のみどりを保護するため、保護樹木、保護樹林、保護生垣を指定し、維持管理費の一部を助成する。					環土	101
			9,353	10,132	10,281	10,431	40,197		
アユやトンボ等の生息できる環境づくり	アユやトンボ等の生息できる環境づくり	アユが喜ぶ川づくり	水辺に親しめるよう、河川公園や神田川ふれあいセンターを整備するとともに、「神田川ファンクラブ」を運営する。					環土	102
			600	6,300	1,450	1,450	9,800		
アユやトンボ等の生息できる環境づくり	アユやトンボ等の生息できる環境づくり	生き物の生息できる環境づくり	ビオトープ地域拠点の整備(2カ所)、学校ビオトープの整備のほか、新宿中央公園ビオトープの一般開放を実施する。					環土	103
			4,971	8,921	4,971	8,921	27,784		
3 人々の活動を支える都市空間を形成するまち									
だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり									
ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進	ユニバーサルデザイン・ガイドラインの策定と推進		ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めるため、ガイドラインを策定し、その普及啓発を図る。					都市	104
			5,329	9,745	600	600	16,274		
交通バリアフリーの整備推進	交通バリアフリーの整備推進	鉄道駅のバリアフリー化	交通バリアフリー基本構想に基づき、鉄道駅(下落合駅等3駅)のエレベーター設置補助を行う。					都市	105
			140,326	70,326	326	326	211,304		
交通バリアフリーの整備推進	交通バリアフリーの整備推進	道路のバリアフリー化	交通バリアフリー重点地区である高田馬場駅周辺と新宿駅周辺の道路のバリアフリー化整備を進める。					環土	106
			95,200	93,200	90,200	200	278,800		
東西自由通路の整備	東西自由通路の整備		新宿駅の改札内通路(青梅通路)を自由通路として整備するため、JRとともに事業促進を図る。					都市	107
			170,178	240,178	1,070,178	1,070,178	2,550,712		

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標	個別目標 基本施策	計画事業	枝事業	事業概要(上段) 事業費(下段) (単位:千円)					所管	番号	
				20年度	21年度	22年度	23年度	合計			
		新宿駅周辺地区の整備推進	東口駅前広場の再編整備	東口駅前広場を再編整備するため、施設管理者等と整備計画について検討する。	-	-	-	-	-	都市	108
	モールの検討		新宿通りを中心に、道路を歩行者中心・優先の空間とする「モール化」の実現に向けて地元、交通管理者等と検討を進める。	-	-	-	-	-	都市	109	
	靖国通り地下通路延伸		既存の「新宿サブナード」と地下鉄副都心線のコンコース間を歩行者ネットワークとして結ぶため、事業促進を図る。	-	-	-	-	-	都市	110	
		高田馬場駅周辺の整備推進		高田馬場駅周辺を利用しやすく、魅力ある駅前空間等の創出を目指して、鉄道事業者や地域と協議しながら整備を進める。	13,400	15,400	5,400	400	34,600	都市 環土	111
			中井駅周辺の整備推進	中井駅周辺において、駅前広場や駐輪場の整備、駅の改良(北口設置・バリアフリー化等)を行う。	80	80	80	5,080	5,320	都市	112
		交通環境の整備									
		自転車等の適正利用の推進	区内各駅の駐輪場整備	放置自転車解消に向けて、23年度までに区内全駅(31駅)に自転車駐輪場を整備する(4年間で10駅)。	10,840	5,340	3,840	5,340	25,360	環土	113
			放置自転車の撤去及び啓発	条例に基づく撤去活動を行うとともに、駅周辺での整理指導員による「声かけ」や地域との協働による啓発活動を行う。	99,342	101,475	103,608	105,741	410,166	環土	114
			自動二輪車の駐車対策	自動二輪車対策を進めるため、空きスペースのある区営駐輪場内に自動二輪車駐車を整備する。	10	1,510	1,510	1,510	4,540	環土	115
		地域活性化バスの整備促進		新宿駅周辺において事業者による循環型バスの運行を行うとともに、区内他地域における地域バスの検討を進める。	388	388	388	388	1,552	都市	116
3		道路環境の整備									
		都市計画道路の整備(補助第72号線)		補助第72号線 区期間(大久保通り~諏訪通り)を重点的に整備(用地買収、道路整備)し、開通させる。	1,368,918	190,800	193,800	4,800	1,758,318	環土	117
		人にやさしい道路の整備	環境に配慮した道づくり	遮熱透水性舗装の実施や多摩の間伐材を利用した防護柵の設置により、環境に配慮した道づくりを進める。	38,000	38,000	38,000	38,000	152,000	環土	118
			人とくらしの道づくり	生活道路における通過交通の排除や走行速度の抑制等の視点に立った道づくりを地域との協働により進める。	562	2,400	35,120	35,120	73,202	環土	119
			道路の改良	歩行者の安全性や景観の向上を図るため、区道の整備路線を重点化し、舗装改良工事を実施する(中井通りほか)。	181,600	148,980	164,640	136,330	631,550	環土	120
		細街路の整備	細街路の拡幅整備	幅員4m未満の細街路を条例に基づき整備する。一定の条件に適合する私道も区が整備する。	135,720	135,720	136,126	135,720	543,286	都市	121
			指定道路図等の整備	道路中心線から2m後退する位置等について調査測量を行い、「指定道路図」及び「指定道路調書」を整備し、閲覧する。	185,180	139,062	139,062	-	463,304	都市	122
		まちをつなぐ橋の整備		橋の架替えや補修工事を実施するとともに、老朽化した橋を計画的に整備するため点検要領を策定し、点検調査を実施する。	40,070	25,428	1,100	1,100	67,698	環土	123
		まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち									
		1 歴史と自然を継承した美しいまち									
		地域特性に応じた景観の創出・誘導									
		景観に配慮したまちづくりの推進	景観計画の策定	景観法に基づく景観計画を策定・運用する。また、景観事前協議制度は区独自の施策として継続する。	3,000	3,000	3,000	3,000	12,000	都市	124
			景観形成推進地区の指定	特定の地区において独自の景観形成基準を設定する(仮称)景観形成推進地区を地域との協働により指定する。	-	-	3,500	3,500	7,000	都市	125
		2 地域の個性を活かした愛着をもてるまち									
		地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり									
			神楽坂地区	地区内に残る貴重な路地景観を保全すること等により、にぎわいや活気あふれる街並みの形成を目指す。	-	-	-	-	-	都市	126

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標	個別目標	計画事業	枝事業	事業概要(上段)					所管	番号	
				事業費(下段)							
				20年度	21年度	22年度	23年度	合計			
	基本施策	地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進	新宿六丁目西北地区	賑わい、文化、交流の拠点の形成、良好な街並み形成及び都市居住の推進を図る。	-	-	-	-	-	都市	127
			地区計画の策定	地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働によるまちづくり活動を行い、地区計画等を定めていく。	30400	30400	30400	30400	121,600	都市	128
3 ぶらりと道草したくなるまち											
楽しく歩けるネットワークづくり											
		歩きたくなる道づくり	水辺とまちの散歩道整備	神田川、妙正寺川沿いに散歩道を整備(2箇所)するとともに、橋名由来等の案内板を設置する。	46,080	1,080	58,816	64	106,040	環土	129
			いきいきウォーク新宿	高齢者の健康いきがいつくりのため、「ウォーキングコース」や低負荷遊具を設置した「いきいきパーク」を整備する。	7,951	7,951	4,651	4,651	25,204	健康	130
			まちの案内施設整備	地域に親しまれている道路の通称名を公募等により選定し、通称名板をまちの案内施設として設置する。	200	5,200	5,100	-	10,500	環土	131
魅力ある身近な公園づくりの推進											
		魅力ある身近な公園づくりの推進	魅力ある身近な公園づくり基本計画の策定	20年度に公園現況調査を実施のうえ、21年度に公園整備・管理の指針となる「魅力ある身近な公園づくり基本計画」を策定する。	8,100	8,600	2,000	100	18,800	環土	132
			みんなで考える身近な公園の整備	地域の小規模な公園の改修にあたって、公園周辺の住民と協働して改修計画案を作成し、公園の再整備を行う。	55,064	70,570	38,570	21,570	185,774	環土	133
まちの「広場の利用」の推進による新たな交流の場の創出											
		歌舞伎町地区のまちづくりの推進	歌舞伎町活性化プロジェクトの展開(シネシティ広場の活用)	(再掲)						地文	150
			大久保公園のイベント広場としての活用	(再掲)						環土	154
多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち											
1 成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち											
文化・歴史の掘り起こし、継承・発展・発信											
		文化・歴史資源の整備・活用	漱石山房の復元に向けた取り組み	漱石公園を拠点として情報発信やイベント等を行うとともに、漱石山房復元に向けた調査・検討を行う。	5,000	5,000	5,000	5,000	20,000	地文 環土	134
			落合の文化・歴史資源の整備・活用	「中村彝」や「佐伯祐三」のアトリエなどの文化・歴史資源を整備・保存するとともに、区民・来街者に公開する。	-	-	-	-	-	地文	135
			(仮称)文化芸術基本条例の策定	「文化芸術のまち新宿」の実現を目指す行動指針として、(仮)文化芸術基本条例を21年度に策定する。	2,500	3,500	-	-	6,000	地文	136
区民による新しい文化の創造											
		地域のお宝発掘		区民の身近に埋もれている「地域のお宝」を、地域との連携・協力により再発見していく。	1,500	1,500	1,500	1,500	6,000	地文	137
		文化体験プログラムの展開		区民が気軽に文化芸術体験ができる「文化体験プログラム」を実施し、対象を成人まで拡大する。	8,500	8,500	8,500	8,500	34,000	地文	138
文化芸術創造の基盤の充実											
2 新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち											
文化芸術創造産業の育成											
		文化創造産業の誘致	文化創造産業育成委員会の設置	「文化創造産業育成委員会」を設置して、文化創造産業の誘致・育成支援策を検討・実施する。	486	-	-	-	486	地文	139
			ものづくり産業支援	(再掲)						地文	142
			ビジネスアシスト新宿	(再掲)						地文	143
			新宿ものづくりマイスター認定制度	(再掲)						地文	144
		(仮称)新宿文化ロードの創出		吉本興業、宝塚造形芸術大学、芸能花伝舎との連携を軸に、賑わい産業の活性化等を目指し、(仮称)新宿文化ロードを創出する。	-	-	-	-	-	地文	140
		産業振興フォーラムの実施		新たなビジネスチャンスの創出や経営課題等についての意見交換等を目的とした「産業振興フォーラム」を開催する。	2,658	3,758	2,558	3,758	12,732	地文	141

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標	個別目標 基本施策	計画事業	枝事業	事業概要(上段) 事業費(下段) (単位:千円)					所管	番号		
				20年度	21年度	22年度	23年度	合計				
		文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援	ものづくり産業支援	技術革新や経営環境の向上に取り組み事業者の事業に対して補助を行う(文化芸術面からの技術革新を重視)。	5,240	5,240	5,240	5,240	20,960	地文	142	
	ビジネスアシスト新宿		企業に対し、専門家を派遣することで、企業経営のアシストをする(文化創造型産業の育成のため、対象企業数を拡充)。	4,540	4,540	4,540	4,540	18,160	地文	143		
	新宿ものづくりマイスター認定制度		区内事業所に働く技術者の育成を図るため、「新宿ものづくりマイスター認定」制度を創設する。	920	520	520	520	2,480	地文	144		
3 ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち												
新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信												
		新宿の魅力の発信	(仮称)新宿文化観光ビューローの設置	ビジターズ(賑わい)産業活性化のため、観光等に関する企画、情報収集等を行う「(仮称)新宿文化観光ビューロー」を設置する。	-	-	-	-	-	地文	145	
			観光情報の整備・発信	新宿の魅力を活かした「まち歩きツアー」等の実施により、来街者と新宿をつなぐ観光情報の整備・発信を行う。	1,965	1,965	1,965	1,965	7,860	地文	146	
			観光案内制度の整備	多様な観光資源を活かすため、新たな観光案内拠点を整備するとともに、「新宿観光シティガイド認定制度」を実施する。	36	2,036	2,036	2,036	6,144	地文	147	
		歌舞伎町地区のまちづくりの推進	歌舞伎町ルネッサンスの推進(TMOの設立)	歌舞伎町版タウン・マネージメント組織(TMO)を設立し、歌舞伎町再生に向けた取組みと自主運営に向けての基盤整備を行う。	32,528	26,309	26,309	26,309	111,455	企画	148	
			繁華街の防犯・防災活動の推進	歌舞伎町一・二丁目地区における新宿区安全・安心推進協議会の活動を推進し、繁華街の防犯・防災活動を支援する。	-	-	-	-	-	区長室	149	
			歌舞伎町活性化プロジェクトの展開(シネシティ広場の活用)	歌舞伎町からの大衆文化・娯楽を中心とした文化の創造・発信をしていくため、シネシティ広場を活用したイベントの支援を行う。	-	-	-	-	-	地文	150	
			道路の整備	20年度に花道通り(期区間)と西武新宿駅前通りを停車帯設置による違法駐車を排除した構造に整備する。	118,100	-	-	-	-	118,100	環土	151
			放置自転車対策	歌舞伎町を放置自転車のない安全なまちにするため、放置自転車の撤去や整理指導員による啓発活動等を実施する。	37,450	37,450	37,450	37,450	149,800	環土	152	
			路上の清掃・不法看板の撤去等	歌舞伎町クリーン作戦を行うとともに、警察等の協力による不法看板の撤去や路上清掃を実施する。	55,500	55,500	55,500	55,500	222,000	環土	153	
			大久保公園のイベント広場としての活用	大久保公園をイベント広場として活用できるしくみづくりと利用促進を図るとともに、21年度に整備を行う。	7,000	50,000	-	-	-	57,000	環土	154
			まちづくり誘導方針の推進	「まちづくりTMO」と連携し、「歌舞伎町まちづくり誘導方針」に沿った拠点整備や再開発を専門的立場から指導・誘導する。	-	-	-	-	-	-	都市	155
誰も訪れたい活気と魅力あふれる商店街づくり												
		商店街活性化支援	商店会サポーター制度	活性化に取り組む商店会に、商店会サポーターを派遣して問題点の調査検討や区の各種支援事業等を活用した助言を行う。	9,800	9,800	9,800	9,800	39,200	地文	156	
			魅力ある商店街づくり	商店会等が行う魅力ある商店街づくりのため、効果的かつ比較的大きな資金が必要と思われる事業に対し補助を行う。	70,037	70,037	70,037	70,037	280,148	地文	157	
			商店街にぎわい創出支援	商店会等が実施するイベント等の活性化事業に対し、1商店街あたり1年度2事業まで補助を行う。	80,014	80,014	80,014	80,014	320,056	地文	158	
			(仮称)空き店舗活用支援事業	商店街にある空き店舗を活用して、商店街の活性化となる事業を行う個人・法人等に対し、経費の一部を助成する。	4,110	10,110	10,110	10,110	34,440	地文	159	
平和都市の推進												
		平和啓発事業の推進	平和に関する認識を深めるため、「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の啓発普及活動を推進する。	4,025	3,624	11,017	3,624	22,290	総務教育	160		
多文化共生のまちづくりの推進												
		地域と育む外国人参加の促進	ネットワーク連絡会の開催及び連絡会やその分科会が主体となった外国人の地域参加促進事業を実施する。	3,328	3,828	4,328	4,828	16,312	地文	161		

実行計画事業の計画体系と事業概要

(2) 区政運営編

基本目標 個別目標 基本施策	計画事業	枝事業	事業概要(上段) 事業費(下段) (単位:千円)					所管
			20年度	21年度	22年度	23年度	合計	
			好感度一番の区役所の実現					
1 窓口サービスの利便性の向上								
窓口サービスの充実								
	コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供		コールセンターの設置(20年3月予定)と同時に、FAQ(よくある質問と回答)システムをホームページ上で公開する。					区長室 162
			53,418	50,100	50,100	50,100	203,718	
	コンビニ収納の活用		軽自動車税等に続き、20年度から始まる後期高齢者医療制度に基づく保険料についてもコンビニ収納を活用する。					総務 地文 健康 163
			24,000	23,320	23,320	23,320	93,960	
IT利活用による利便性の向上								
	区政情報提供サービスの充実	ホームページの再構築	ホームページのデータベース化を進め、「見やすく、わかりやすく、見つけやすい」よう再構築を図る。					区長室 164
		多様なメディアを活用した区政情報の提供・発信	ユビキタス情報配信システム等の活用により情報提供環境を整備するとともに、地域ポータルサイトを開設する。					区長室 165
			0	36,183	12,000	12,000	60,183	
			3,000	330	160	-	3,490	
	証明書自動交付機の導入		住民票の写しと印鑑登録証明書の自動交付機を本庁舎及び地域センターに設置し、21年度から本稼働する。					地文 166
			84,058	73,013	75,918	75,918	308,907	
	図書館におけるICタグ及び自動貸出機の導入		ICタグ貼付による図書館資料の電子的管理及び自動貸出機導入により、図書館における区民サービスの向上を図る。					教育 167
			252,155	-	-	-	252,155	
2 区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行								
区民意見を区政に反映するしくみの確立								
	行政評価制度の確立		行政評価に外部評価のしくみを導入し、施策の企画立案、実施、評価、改善の各段階への区民参画を制度として確立する。					企画 168
			2,905	2,905	2,905	2,905	11,620	
	区民意見のデータベース化		区民意見のデータベース化システムの導入により、区民意見への対応の迅速性の向上と施策への反映を図る。					区長室 169
			20,000	1,100	1,100	1,100	23,300	
透明性の確保の充実								
IT利活用による効率性の向上								
3 分権を担える職員の育成と人事制度等の見直し								
職員の能力開発、意識改革の推進								
	(仮称)人材育成センターの開設による分権時代にふさわしい職員の育成		21年度に(仮称)人材育成センターを開設し、分権時代にふさわしい職員の育成を図る。					総務 170
			5,000	10,000	10,000	10,000	35,000	
	新宿自治創造研究所の設置による政策形成能力の向上		政策研究と政策提言を行う「新宿自治創造研究所」を平成20年度に設置し、自治体としての政策形成能力を高める。					企画 171
			20,000	20,000	20,000	20,000	80,000	
人事制度等の見直し								
	目標管理型人事考課制度の推進		平成19年1月から実施している目標管理型人事考課制度の推進により、組織力の向上を図る。					総務 172
			2,032	2,482	2,032	2,482	9,028	
公共サービスのあり方の見直し								
1 公共サービスの提供体制の見直し								
多様な主体による公共サービスの提供								
指定管理者制度の活用	あゆみの家における指定管理者制度の活用		子ども発達センターが移転した後、柔軟で多様なサービスの提供と効率化を図るため、指定管理者制度への移行準備をする。					福祉 173
			-	-	-	35,251	35,251	
	児童館における指定管理者制度の活用		子ども家庭支援センター(地域型)に移行しない児童館について、状況に応じ、指定管理者制度の活用を検討する。					福祉 174
	(仮称)シニア活動館における指定管理者制度の活用		柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るため、指定管理者制度の活用を検討する。					健康 175
	(仮称)地域交流館における指定管理者制度の活用		柔軟で多様なサービスの提供と施設管理の効率化を図るため、指定管理者制度の活用を検討する。					健康 176
	図書館における指定管理者制度の活用またはカウンター業務委託		指定管理者制度の導入または業務の一部委託により開館時間の拡大を図る。					教育 177
			4,500	149,623	263,641	101,880	519,644	
	情報処理業務の外注化による専門性の活用		情報処理業務の一層の効率化と情報システム部門の情報政策機能を強化するため、専門業者の高度な技術力を有効活用する。					総務 178

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標	個別目標	計画事業	枝事業	事業概要(上段)					所管
				事業費(下段)					
				20年度	21年度	22年度	23年度	合計	
	基本施策								
1	民間委託等の推進	児童館・ことぶき館用務業務の見直し		用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図る。	福祉健康	179			
			52,000	52,000	60,000	60,000	224,000		
		保育園用務業務の見直し		用務業務職員の退職に併せ、順次民間事業者への委託や、再任用、再雇用に切り替え、業務の効率化と経費の削減を図る。	福祉	180			
			124,110	124,110	124,110	124,110	496,440		
		学校給食調理業務の民間委託		区職員が行っている調理業務を民間業者に委託することで、給食の質的向上を図るとともに、経費の効率的運用を図る。	教育	181			
		353,816	425,022	496,228	567,434	1,842,500			
		図書館における指定管理者制度の活用またはカウンター業務委託		(再掲)	教育	177			
		子どもの居場所づくりの充実	学童クラブの充実	(再掲)	福祉	25			
	民間の柔軟性・多様性の活用推進	保護者が選択できる多様な保育環境の整備	私立認可保育所の整備	(再掲)	福祉	21			
			認証保育所への支援	(再掲)	福祉	22			
		子どもの居場所づくりの充実	学童クラブの充実	(再掲)	福祉	25			
			地域密着型サービスの整備	(再掲)	健康	57			
		介護保険サービスの基盤整備	特別養護老人ホーム等の整備	(再掲)	健康	58			
			障害者の福祉サービス基盤整備	障害者入所支援施設(知的)等の設置促進	(再掲)	福祉	59		
				グループホーム(知的)の設置促進	(再掲)	福祉	60		
グループホーム(精神)の設置促進				(再掲)	健康	61			
	障害者通所施設(精神)等の整備促進	(再掲)	健康	62					
費用負担のあり方の見直し									
2 施設のあり方の見直し									
施設の機能転換									
施設の機能転換	児童館の機能転換	児童館等の一部を、子ども家庭支援センターと児童館の機能を融合させた「子ども家庭支援センター(地域型)」へ機能転換する。	福祉	182					
	ことぶき館等の機能転換	ことぶき館等について、幅広い活動が展開できるよう、「(仮称)シニア活動館」または「(仮称)地域交流館」へ機能転換する。	健康	183					
	社会教育会館の機能転換	生涯学習の拠点機能として新宿コズミックセンターを活用し、社会教育会館を「(仮称)生涯学習館」へ機能転換する。	教育	184					
各地区の施設活用									
四谷地区	信濃町児童館等の整備と機能転換	耐震補強工事、外壁改修・設備改修工事を実施する。また、児童館を子ども家庭支援センター(地域型)へ機能転換する。	福祉健康	185					
		696,600	-	-	-	696,600			
	四谷見附小売市場廃止後の整備	小売市場廃止後、史跡江戸城外堀跡保存管理計画(策定中)をふまえ、整備する。	地文教育	186					
		70,552	-	-	-	70,552			
旧四谷第三小学校の有効活用		駅前という立地条件を十分に活かし、再開発事業などのまちづくり事業を通して地域貢献できる活用を検討する。	都市企画	187					
	(仮称)三栄町生涯学習館の集会室機能の統合	集会室機能を地域のコミュニティ施設へ統合する検討をし、他に集会室機能を統合する場等が確保できる場合は廃止する。	教育	188					
地覆区町	区営住宅の再編整備(早稲田南町地区)	(再掲)	都市	75					
大久保	旧東戸山中学校の活用	(仮称)新宿仕事センター、小規模特別養護老人ホーム、子ども発達センター等として整備する。校庭は地域開放する。	地文福祉健康教育	189					
		249,576	387,511	1,687,864	-	2,324,951			
大久保地区	旧新宿第一保育園の活用	有効な活用方法を検討する。なお、暫定として、改修工事を行う施設の仮施設等に活用する。	福祉	190					
	旧戸山中学校の活用	20~22年度は西戸山中学校の仮校舎として利用し、23年度以降は中央図書館の移転先としての活用を検討する。	教育	191					
	大久保児童館等のあり方検討	複合施設すべての機能転換等を現在地で満たすことが難しいため、大久保地区全体の中で施設配置を検討する。	福祉健康	192					
戸塚小売市場廃止後の活用		リサイクル活動の場として活用するとともに、会議室などを地域に開放する。2階以上は住宅形式の活用を検討する。	環土	193					
		149,806	-	-	-	149,806			
	(仮称)高田馬場第一シニア活動館の整備	高田馬場第一ことぶき館を改築して整備する新しい高齢者向け施設を「(仮称)高田馬場第一シニア活動館」とする。	福祉健康	194					
		-	-	20,000	-	20,000			

実行計画事業の計画体系と事業概要

基本目標	個別目標	計画事業	枝事業	事業概要(上段)					所管		
				事業費(下段)							
				(単位:千円)							
		20年度	21年度	22年度	23年度	合計					
2	戸塚地区	高田馬場三丁目地区の施設活用	保護者が選択できる多様な保育環境の整備(私立認可保育所の整備)	(高田馬場第一保育園)	(再掲)					福祉	21
			高田馬場第一児童館の整備	子どもの利便性、安全性、施設の有効活用の観点から、場所を小学校に併設の戸塚第三幼稚園(休園中)に移転する。						福祉	195
			戸塚第三幼稚園(休園中)の活用	20、21年度は高田馬場第一保育園の仮園舎として活用し、その後、高田馬場第一児童館として活用する。	-	4,000	23,000	-	27,000	福祉教育	196
			西戸山社会教育会館分館の活用	19年度末をもって廃止後、地域の保育需要に応えるため、高田馬場第一保育園の私立認可保育園への建替えとして活用する。						教育福祉	197
			小滝橋いきがい館の活用	「(仮称)シニア活動館」への機能統合により廃止後、防災職員住宅として整備する方向で検討する。						健康	198
		戸塚特別出張所移転後の活用	22年2月に移転後、社会福祉協議会の成年後見制度推進機関「新宿区成年後見センター」の事業拡大に活用することを検討する。						福祉	199	
		高田馬場福祉作業所の整備	障害者自立支援法新体系に基づくサービス提供と就労支援の充実を図るため移転し、リサイクル活動センターと一体的に整備する。						福祉	200	
		リサイクル活動センターの機能充実	リサイクル活動の充実を図るため、消費生活センター移転後の跡施設とともに解体して、一体的に整備する。	-	-	50,000	581,703	631,703	環土	201	
		消費生活センターの機能充実	消費生活相談や消費者団体の活動支援など、機能の充実を図るため、シルバー人材センター移転後の跡施設へ移転する。	-	-	-	1,500	1,500	地文	202	
		シルバー人材センター移転後の活用	シルバー人材センターは旧東戸山中学校の新施設へ移転し、移転後は消費生活センターとしての活用を検討する。						地文健康	203	
	西戸山第二中学校統合後の活用	統合後は、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本に検討する。						教育	204		
	落合第二地区	西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館の活用		耐震補強工事等を行う。また、西落合ことぶき館跡施設を、(仮称)地域交流館として改修工事を行う。	520,400	-	-	-	520,400	福祉健康	205
			保護者が選択できる多様な保育環境の整備	私立認可保育所の整備	(中落合第一保育園)	(再掲)					福祉
		落合社会教育会館の活用		落合第二地域センターへの機能統合により廃止した後、中落合第一保育園の私立認可保育園への建替えとして活用する。						教育福祉	206
		子ども発達センターの移転とあゆみの家の整備		子ども発達センターを旧東戸山中学校の新施設へ移転する。移転後は、生活介護事業の環境整備のため活用する。	-	-	8,251	131,255	139,506	福祉	207
	角筈地区	保護者が選択できる多様な保育環境の整備	幼稚園と保育園の連携・一元化	((仮称)西新宿子ども園)	(再掲)					教育	223
		西新宿保育園移転後の活用		移転後は、福祉などの地域サービス施設として活用することを基本に検討する。						福祉健康	208
	資産(建物等)の長寿命化										
		中長期修繕計画に基づく施設の維持保全		既存施設の長寿命化を図るため、「予防保全」の考え方にたった中長期修繕計画に基づき適切な修繕を行う。	2,050,054	1,429,432	1,828,337	1,820,627	7,128,450	都市ほか	209
	有効活用										

印刷物作成番号

2007 - 4 - 2101

新宿区基本構想 素案 概要版
新宿区総合計画 素案 概要版
新宿区第一次実行計画 素案 概要版

発行年月 平成19(2007)年8月

発行 新宿区企画政策部企画政策課 電話03-5273-3502(直通)
新宿区都市計画部都市計画課 電話03-5273-3527(直通)
新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

地球環境保全推進のため、古紙配合率100%再生紙を使用しています。

白色度70%再生紙を使用しています。